

官報

号外 昭和二十二年十二月八日

第一回参議院會議錄第六十四号

昭和二十二年十二月七日(日曜日)午前
十時三十分開議

議事日程 第六十三号

昭和二十二年十二月七日

午前十時開議

- 第一 民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 副検事の任命資格の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 簡易生命保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第六 食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年度において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

- 第七 財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第八 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第九 仙臺高等裁判所支部を秋田市に設置することに関する請願 (委員長報告)
- 第一〇 国立遺傳学研究所設立に関する請願 (委員長報告)
- 第一一 盲人の鍼灸術を存続することに関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一二 鍼灸師法制定に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第一三 盲学生に対する鍼灸術存続に関する請願 (委員長報告)
- 第一四 熊本市の地域給引上げに関する請願 (委員長報告)
- 第一五 五條駅、新宮間の鉄道速成に関する請願 (委員長報告)
- 第一六 東海道線沼津、濱松両駅間電化速成に関する請願 (委員長報告)

- 第一七 常磐線松戸、平岡駅間電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一八 常磐線松戸、我孫子両駅間電化工事実施に関する請願 (委員長報告)
- 第一九 肥薩線電化工事に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇 札幌線中の撤収区間復元に関する請願 (委員長報告)
- 第二一 常磐線松戸、我孫子両駅間電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二二 勝田線富内、十勝清水間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二三 大牟田駅復興に関する請願 (委員長報告)
- 第二四 東北本線磐城西部信号所を貨客取扱駅とすることに關する請願 (委員長報告)
- 第二五 省線電車を小田原まで延長することに関する請願 (委員長報告)
- 第二六 直江津、六日町両駅間に鐵道を敷設することに関する請願 (委員長報告)

- 第二七 静岡縣駿田郡二保町、佐久間村間に鐵道を敷設することに関する請願 (委員長報告)
- 第二八 油津臨港鐵道敷設に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 東海道線沼津、濱松兩駅間電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 大系線全通促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 濱原、十日市兩駅間に鐵道を敷設することに関する請願 (委員長報告)
- 第三二 栃木縣今市、福島縣川島兩町間に鐵道を敷設することに関する請願 (委員長報告)
- 第三三 白樹鐵道線復旧に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 土讚線電化に関する請願 (委員長報告)
- 第三五 肥薩線電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願 (委員長報告)
- 第三七 北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに関する請願 (委員長報告)
- 第三八 會津高田駅前郵便局を設置することに関する請願 (委員長報告)
- 第三九 栃木縣佐野郵便局舎新築並びに交換方式改善等に関する請願 (委員長報告)

- 第四〇 岡山縣勝田郡豊田村に郵便局を設置することに関する請願 (委員長報告)
- 第四一 大阪府堺市郵便局の電信電話事務及び交換事務開始に関する請願 (委員長報告)
- 第四二 群馬縣群馬郡元郷社村に郵便局を設置することに関する請願 (委員長報告)
- 第四三 炭鉱労働者の福利施設拡充に関する陳情 (委員長報告)
- 第四四 教員の恩給増額等に関する陳情 (委員長報告)
- 第四五 教員待遇改善に関する陳情 (委員長報告)
- 第四六 電力冬期対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第四七 東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化実現に関する陳情 (委員長報告)
- 第四八 信越線高崎、横川間電化工事を実施することに関する陳情 (委員長報告)
- 第四九 東海道線沼津、濱松兩駅間電化促進に関する陳情 (委員長報告)
- 第五〇 地方財政及び地方行政に関する調査に関する件 (委員長報告)
- 第五一 東北、北陸地方水害状況に関する調査に関する件 (委員長報告)

第五二 水害対策に関する調査に
関する件 (委員長報告)

第五三 生鮮食品及び青果物に
関する調査に関する件 (委員長報告)

第五四 電力問題に関する調査に
関する件 (委員長報告)

第五五 総合燃料、動力対策に関
する調査に関する件 (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

一昨五日議長は、左の予備審査のため
の内閣送付案を委員会に付託した。

市街地建築物法の適用に関する法律
案 国土計画委員会に付託

旧日本銀行券の未回収発行残高に
相当する金額の一部を国庫に納付す
るに伴う日本銀行への交付金に関す
る法律案

勸業債券の増増金等に対する所得
税の特例に関する法律案

財政及び金融委員会に付託
国が施行する内閣貿易設備に関す
る港灣工事に因り生ずる土地又は工
作物の譲與又は貸付及び使用料の徴
收に関する法律案

運輸及び交通委員会に付託
昨六日内閣から予備審査のため左の
議案が送付された。よつて議長は、即

日これを予算委員会に付託した。

昭和二十二年一般会計予算補正
(第十一号)

同日内閣から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は、即日
これを財政及び金融委員会に付託し
た。

臨時金利調整法案
同日議長は、左の予備審査のため
の内閣送付案を財政及び金融委員会に付
託した。

貿易資金特別会計法を改正する法律
案

物品の無償貸付及び譲與等に関する
法律案

大蔵省預金部特別会計、國有鉄道特
別会計、通信事業特別会計並びに簡
易生命保険及郵便年金特別会計法の
保険勘定及び年金勘定の昭和二十年
度における歳入不足補填のための一
般会計からする繰入金に関する法律案

政府職員に対する一時手当の支給に
関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は、即日これを委
員会に付託した。

昭和二十二年一般会計予算補正
(第十号)

昭和二十二年特別会計予算補正
(特第五号) 予算委員会に付託

石油配給公團法等の一部を改正する
法律案 商業委員会に付託

会社利益配当等臨時措置法案
未復業者給與法案

財政及び金融委員会に付託
建設院設置法案 決算委員会に付託

警察法案
治安及び地方制度委員会に付託

食品衛生法案
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等
営業法案

榮養士法案
理容師法案 厚生委員会に付託

船員保険法の一部を改正する法律案
運輸及び交通委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案
治安及び地方制度委員会に付託

昭和二十二年法律第百二十一号
(國家公務員法の規定が適用せられ
るまでの官吏の任免等に関する法
律)の一部を改正する法律案

決算委員会に付託
同日衆議院から左の議案を提出し
た。よつて議長は、即日これを衆議院選
管委員会に付託した。

議院における証人の宣誓及び証言等
に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣
提出案を可決した旨衆議院に通知し
た。

昭和十四年法律第三十九号災害被害
者に対する租税の減免、徴收猶予等
に関する法律を改正する法律案

印紙等模造取締法案
道路運送法案

同日衆議院から、本院の送付した左
の内閣提出案は同院において、これを
可決した旨の通知書を受領した。

医薬部外品等取締法案
同日衆議院議長から、左の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和十四年法律第三十九号災害被害
者に対する租税の減免、徴收猶予等
に関する法律を改正する法律

印紙等模造取締法案
道路運送法案

医薬部外品等取締法案
同日衆議院において採択することを議
決した左の請願及び陳情は各、意見書
を附し、即日これを内閣に送付した。

兵庫縣武庫郡の取扱いを都市同様と
することに關する請願

小名濱港修築に關する請願

廣島縣下の砂防工事緊急実施に關す
る請願

長野縣茶臼山地にり対策並びに岡田
川改修工事に關する請願

新潟、長野兩縣下地にり対策並びに
砂防工事実施に關する請願

正法寺川砂防工事続行に關する請願

長谷川川砂防工事に關する請願

伊拉斯ヶ川砂防工事に關する請願

酒田港の災害復旧、開港並びに海上
保安基地の設置に關する請願

廣島縣嚴島町の災害復旧工事に關す
る請願

馬見ヶ崎川砂防工事に關する請願

砂防行政の一元化に關する請願

砂防事業補助費増額に關する請願

岩國港の開港場指定に關する請願

岡山縣下の砂防工事に關する請願

吳市河川の砂防工事施行に關する請
願

徳島縣小松島港改良工事に關する請
願

徳島縣小松島港開港に關する請願

犀川流域砂防工事促進に關する請願

岩手縣南地方の水害対策に關する請
願

神崎川下流防災工事に關する請願

に尼崎港改良計画の実施を促進する
ことに關する請願

旧老津渡行場誘導道路下流地区一帯の
砂防工事に關する請願

瀬戸市附近砂防施設実施に關する請
願

愛知縣下の砂防事業費國庫補助金増
額に關する請願

逢妻川上流砂防工事に關する請願

兵庫縣柴山港改修工事に關する請願

藏王川砂防工事に關する請願

大谷川砂防工事に關する請願

水無川砂防工事促進に關する請願

鳥取縣下の砂防工事に關する請願

清水港修築に關する請願
新潟縣内頸城郡根知村、長野縣境の
地に防止工事を急務することに關す
る請願
下津港開港指定に關する請願

高橋川外六河川並びに二河口砂防工事に関する請願

村松澤その他河川の砂防工事に関する請願

千葉縣内砂防工事施行に関する請願

川治川砂防工事に関する請願

大分縣下の河川砂防工事に関する請願

野田川砂防工事施行に関する請願

神奈川縣箱根地方砂防工事促進その他に関する請願

松山港外港修築工事継続施行に関する請願

富山縣下の河川砂防工事に関する請願

別府市に國際觀光港を新設することに関する請願

弘法川砂防工事施行に関する請願

池内川外二河川砂防工事施行に関する請願

那賀川改修工事促進に関する請願

高知港の災害復旧並びに改良工事に関する請願

島根縣下の河川砂防工事施行に関する請願

魚野川砂防工事促進に関する請願

天龍川改修並びに流域の治山治水事業実施に関する請願

庄内川改修工事促進に関する請願

奈曾川堤防工事区域延長に関する請願

玉野市砂防工事施行に関する請願

玉島溜川海岸水門復旧に関する請願

埼玉縣大里郡北部利根川堤防補強工事促進に関する請願

芝川改修放水路新設工事促進に関する請願

白川砂防工事に関する請願

山口縣玖珂郡内各町村の災害復旧費國庫補助に関する請願

利根川低水工事並びに利根川運河の改修工事等に関する請願

群馬縣下の水害復旧に関する請願

八野川改修工事促進に関する請願

伏木港渡津費國庫補助に関する請願

矢作川改修工事促進に関する請願

富士川下流東岸災害復旧費國庫負担に関する請願

兵庫縣下の砂防工事施行に関する請願

大山國立公園の地域擴張に関する請願

荒川改修工事に関する請願

濱坂港渡津費に関する請願

北海道厚田港の船入ま築設に関する請願

象頭山を史蹟名勝天然記念物保存法により指定することに関する請願

官設展覽會に書を加ふることに関する請願

愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車線の運輸を開始することに関する請願

高知縣香美郡山田、大所間國營自動車線を岡ノ内まで延長並びに二自動車道路開設に関する請願

福島縣安達郡二本松、浪江町間に國營自動車線の運輸を開始することに関する請願

松本、長野市間外四路線に國營自動車線の運輸を開始することに関する請願

富山縣東礪波郡城端、西赤尾間に國營トラックの運輸を開始することに関する請願

八戸線久慈駅、岩泉町間に國營自動車線の運輸を開始することに関する請願

徳島縣穴吹駅、白地間に國營自動車線の運輸を開始することに関する請願

川棚、有田町間に國營自動車線の運輸を開始することに関する請願

下倉、飯田町間に國營自動車線の運輸を開始することに関する請願

茂木、御前山間の國營バスの運輸を水月市まで延長することに関する請願

水戸市、波崎町間に鹿島、千葉縣佐原町間に國營バスの運輸を開始することに関する請願

岐阜市、根尾村間に國營バスの運輸を開始することに関する請願

中古衣類の公定価格を廃止することに関する請願

企業再建整備法並びにこれに伴う諸

施設に関する請願

會計検査入法制定に関する請願

自給製塩制度存続に関する請願

物品税免稅点の引上げ等に関する請願

企業資金貸付に関する請願

庶民金融機構の確立に関する請願

物納せる耕地の公租公課に関する請願

慈善事業團體のため臨時資金調整法及び相続税法等を改正することに関する請願

地方分権の確立に関する陳情(二件)

地方公共團體職員職員の給與に関する陳情(二件)

地方公共團體職員職員の暫定加給國庫補助その他に関する陳情

地方官公職職員待遇改善費國庫補助に関する陳情

町内、部落会廃止後の措置に関する陳情

地方分與税の追加分與増額その他に関する陳情

全國主要道路の整備に関する陳情

鳥取縣小田川、荒金川の砂防工事に関する陳情

鈴鹿川水系砂防工事促進に関する陳情

山陽國道改良促進に関する陳情(二件)

事業補助金増額に関する陳情

宮谷川砂防工事費國庫補助に関する陳情

吳市河川の砂防工事施行に関する陳情

千代川砂防工事に関する陳情

大森、正光河川の砂防工事に関する陳情

今次岩手縣下の水害復旧対策に関する陳情

梨ヶ原川砂防工事に関する陳情

茨城縣多賀郡高萩町内國道改修工事に関する陳情

治山治水対策に関する陳情

熊野沿岸の地震つなみ被害地復旧に関する陳情

戸栗川砂防工事に関する陳情

東北地方水害対策に関する陳情

砂防施設の恒久対策実施に関する陳情

茨城縣下の災害復旧に関する陳情

今次山形縣下の水害対策に関する陳情

物資愛護思想普及運動に関する陳情

新聞用紙割当増配に関する陳情

物價引下げ運動促進に関する陳情

天日製塩実施に関する陳情

企業再建整備法の改正に関する陳情

物品税免稅点の引上げ等に関する陳情

竹材加工業に関する陳情

觀光事業に関する調査に関する件

出版関係法規に関する調査に関する件

一昨五日委員長から左の報告書を提出した。

觀光事業に関する調査報告書

電力復興問題調査報告書

綜合燃料動力対策調査報告書

文化委員会諮議審査報告書第四号

文化委員会諮議特別報告書第四号

文化委員会陳情審査報告書第四号

文化委員会陳情特別報告書第四号

昨六日委員長から左の報告書を提出した。

地方自治法の一部を改正する法律案

可決報告書

都会地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案可決報告書

民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案修正議決報告書

裁判所法の一部を改正する法律案修正議決報告書

食品衛生法可決報告書

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法可決報告書

美容師法可決報告書

榮養士法可決報告書

自作農創設特別措置法の一部を改正

する法律案可決報告書

農地調整法の一部を改正する法律案可決報告書

漁業法の一部を改正する法律案可決報告書

食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律案可決報告書

食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決報告書

財務局及び稅務署に在勤する政府職員に対する稅務特別手当の支給に関する法律案可決報告書

最高法務廳設置法案修正議決報告書

國の利害に關係ある訴訟についての最高法務廳裁の権限等に関する法律案修正議決報告書

最高法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律案修正議決報告書

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廢止する法律案可決報告書

内務省官制等廢止に伴う法令の整理に関する法律案可決報告書

水害狀況及び水害対策調査報告書

住宅問題に関する調査報告書

社会事業振興に関する調査報告書

一般労働問題に関する調査報告書

生鮮魚介及び青果物に関する調査報告書

厚生委員会陳情審査報告書第五号

厚生委員会陳情特別報告第五号

労働委員会諮議審査報告書第三号

労働委員会諮議特別報告第三号

労働委員会陳情審査報告書第三号

労働委員会陳情特別報告第三号

運輸及び交通委員会諮議審査報告書第三号

運輸及び交通委員会諮議特別報告第三号

運輸及び交通委員会陳情審査報告書第三号

運輸及び交通委員会陳情特別報告第三号

同日厚生委員服部教一君より左の報告書を提出した。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案に対する少数意見報告書

同日農林委員板野勝次君より左の報告書を提出した。

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案及び農地調整法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。日程第一、民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案、日程第二、副檢察事の任命資格の特例に関する法律案、日程第三、裁判所法の一部を改正する法律案、いずれも内閣提出、衆議院送付、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。尤も委員長の報告を求めます。司法委員長伊藤修君。

審査報告書

民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案

右全会一致をもつて、別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月六日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

大野木秀次郎 鈴木 安孝

來馬 琢道 阿竹齋次郎

齋 武雄 中村 正雄

岡部 常 松村眞一郎

水久保彦作 奥 圭一郎

第十九條を削り、第二十條を第十九條とし、以下第三十一條まで順次繰上げる。

第三十二條を第三十一條とし、同條中「第二十條を」第十九條に改める。

第三十三條を第三十二條とし、同條中「第二十二條を」第二十一條に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

民法の改正によつて、從來の戸主、家族その他家に関する規定及び家督相続に関する規定が削除され、又両性の本質的平等に反する規定は、改正され、親族会は、廢止されたが、他の法律中には、従前の民法の規定を前提として幾多の規定が存在するから、これらの規定を改正民法に適合するよう整理する必要がある。この整理を要する法律の規定について、法律毎に一々これを改正することは煩に堪えないから、この法律案で、一括して整理しようとするものである。

この法律案で、整理の対象となつて一部改正されるのは、監獄法を初めとして六十四の法律で、廢止されるのは、二つの法律である。これら法律の改廢は、民法の改正の結果必然的に行わなければならないもので、適切な措置である。又その改正の内容は、妥当なものと認める。しかし、この法律案中、農業者資産相続特例法の一部を改正する部分は、同法案が、本院で審査中であつて、まだ法律として成立していないのであるから、この部分は、本法律案の中から削除すべきものと修正議決した。

二、事件の利害得失

民法の改正に照應するよう、他の法律の規定を改廢して、國の法

律の調和を図り、法律全般の運用を円滑にする利益がある。

三、費用

この法律案の施行については、別段の費用を要しない。

民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月二十九日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案

第一條 監獄法の一部を次のように改正する。

第五十六條中「家族」を削る。

第二條 矯正院法の一部を次のように改正する。

第一條中「第八百八十二條」を「第八百二十二條」に改める。

第三條 公証人法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一号中「帝國臣民」を「日本國民」に、「成年以上ノ男子」を「成年者」に改める。

第二十二條第一号中「戸主若ハ家族」を「親族」に改める。

第三十四條第三項第六号中「同居ノ戸主若ハ家族」を削る。

第四條 行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「若ハ家族」を削る。

第六條中「第九百五十五條及第九百五十六條」を「第八百七十八條」に改める。

第十七條第一項中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

第五條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第四條ノ第三項但書を削り、同條第二項中「國籍喪失ニ因ル相續人又ハ」を削る。

第十六條第一号、第二号及び第八号中「家族」を「親族」に改め、同條第五号中「家」を削る。

第二十一條中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

第六條 國民優生法の一部を次のように改正する。

第四條中「三十歳ニ達セザルトキ又ハ」を「未成年者ナルトキ又ハ」に改め、同條第五條中「能ハザルトキハ後見人ノ」を「能ハザルトキハ後見人ノ同意」に、「親族會ノ同意又ハ申請ヲ以テ父母ノ同意又ハ申請を」を「家事審判所ノ許可ヲ以テ父母ノ同意」に改め、「家ニ在ル」に「(婚姻ニ依リ其ノ配偶者ノ家ニ入りタル者ニ在リテハ其ノ配偶者ノ父母トス以下之ニ同ジ)」、「家ヲ去リタルトキ」、「戸主ノ、

戸主知レザルトキ、未成年者ナルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ」を削り、同條第四項但書を削り、同條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ許可ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法

第九條第一項甲類ニ掲グル事項ト看做ス

第五條中「三十歳ニ達セザルトキ又ハ」を「未成年者ナルトキ又ハ」に改め、「家ニ在ル」を削る。

第七條第二項中「家ニ在ル」を削る。

第七條 産業組合法の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「同一ノ家ニ在ル者」を「同居スル者」に改める。

第八條 執達規則の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「籍」を「配偶者」に改める。

第九條 種痘法の一部を次のように改正する。

第二十條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

第十條 少年法の一部を次のように改正する。

第五十五條中「戸主」を削る。

第十一條 商法の一部を次のように改正する。

第五條及び第六條中「又ハ妻」を削る。

第七條第一項中「法定代理人ガ親族會ノ同意ヲ得テ無能力者」を「後見人ガ被後見人」に、同條第二項中「法定代理人」を「後見人」に改める。

第十二條 信託法の一部を次のように改正する。

第五條第二項及び第三項を削る。

第十三條 精神病者監護法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「四親等内ノ親族又ハ戸主」を「又ハ四親等内ノ親族」に、「第九百八條」を「第八百四十六條」に改め、同條第二項中「親權ヲ行フ父又ハ母」を「親權ヲ行フ者」に、「戸主」を削除し、「親族會」を「家事審判所」に改め、同條に次の一項を加える。

前項第五號ノ規定ニ因ル選任ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第九條第一項甲類ニ掲グル事項ト看做ス

第三條第三項中「第九百二十二條」を「第八百五十八條」に改める。

第二十三條中「人事訴訟手續法第五十條又ハ第六十條ニ依リ裁判所」を「家事審判所」に改める。

第十四條 地方税法の一部を次のように改正する。

第五條第三項但書及び第二十九條第三項但書を次のように改める。

但シ限リテ承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財産ノ價額ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ負フ

第五十條第四項第一号及び第五十三條第二項第一号中「家督相續又ハ遺産相續」を「相續」に改める。

第十五條 傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第十四條中「戸主」を「世帯主」に改める。

第十六條 特許法の一部を次のように改正する。

第九十一條第一号中「妻」を「配偶者」に、同條第三号中「戸主若ハ家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十七條 土地收用法の一部を次のように改正する。

第四十條第二項中「戸主、家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十八條 トラホーム予防法の一部を次のように改正する。

第十一條第一号を次のように改める。

一 未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治産者ノ後見人

第十九條 農林畜産相續特例法の一部を次のように改正する。

「裁判」を「審判」に、「裁判所」を「家事審判所」に改める。

第十條第一項中「第十四條及び

附則(民法)編(法律第七十四号)の日

本國憲法の施行に付る民法の應急的措施に關する法律(第八條)を

第九百條に、同條第三項中「第九百條を第九百二條」に「並に」を並びに「及ヒ」を及びに改め、同條第四項を次のように改める。

第一項の場合には、民法第九百三條第一項中「前三條」とあるのは、「前三條並びに農業資産相続特例法第十條第一項及び第二項」と、同法第九百三十九條第二項中「他の相続人の相続分」とあるのは、「他の相続人の相続分及農業資産相続特例法第十條第二項の特別相続分を除く。」と読み替えるものとす。

第十七條 家事審判法の適用に關しては、第八條第三項又は第十八條の規定による事件は、これを同法第九條第一項甲類に掲げる事件を目的とする事件、第六條、第八條第一項又は第十二條第三項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による事件は、これを同法第九條第一項乙類に掲げる事件を目的とする事件とみなす。

第十八條とし、第三十條を第十九條とする。

第二十條 破産法の二部を次のよう

に改正する。

第九條第一項中「遺産相続」を「相続」に改める。

第十一條第二項中「第八百九十九條を第九百八十七條」に改める。

第十三條 削除

第十四條第三項を削る。

第三十一條後段を削る。

第三十五條乃至第三十七條 削除

第四十二條中「又ハ相続開始後ノ前主ノ債權者ノ債權」を削る。

第四十五條 削除

第六十八條中「第七百九十六條」を「第七百五十八條」に「第七百九十七條」を「第七百五十九條」に、「第八百九十七條」を「第八百三十五條」に改め、同條に次の一項を加える。

家事審判法ノ適用ニ關シテハ前項ニ於テ準用スル民法第七百五十八條第三項及第九項ノ規定ニ依ル財產ノ管理者ノ變更及共有財產ノ分割ニ關スル處分ハ之ヲ家事審判法第九條第一項乙類ニ掲グル事項ト看做シ前項ニ於テ準用スル民法第八百三十五條ノ規定ニ依ル管理權ノ喪失ノ宣告ハ之ヲ家事審判法第九條第一項甲類ニ掲グル事項ト看做ス

第七十二條第三号中「月」を「家族」を削る。

第八十條中「前主」を「前主及前主ノ財產ニ關シテ爲シタル行為」

を削る。

第八十三條第二項第二号中「戸主、家族」を削る。

第九十七條第一項中「華族世襲財産ヲ差押フル權利ヲ有スル者」を削る。

第三百三十一條第二項を削る。

第三百三十一條中「第四百一十一條」を「第九百四十一條」に改める。

第三百五十二條中「及前主」を削る。

第五百五十三條第一項中「前主、相続財産管理人、遺言執行者或前主及前主ノ代理人」を「其ノ代理人、相続財産管理人及遺言執行者」に改める。

第三百五十五條中「又ハ前主」及び「ノ相続開始後ノ債權者」を削る。

第三百四十五條第二項中「第四百一十一條」を「第九百八十八條」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ニ於テ準用スル民法第九百八十八條第二項及第三項ノ規定ニ依ル相続財産ノ保存又ハ管理ニ關スル處分ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第九條第一項甲類ニ掲グル事項ト看做ス

第三百七十九條中「及前主」を削る。

第三十一條 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「妻」を「配偶

者」に改める。

第三十三條 法例の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「第七百七十七條」を「第七百四十一條」に改める。

第十四條第二項及び第十五條第二項を削る。

第二十三條 未成年者飲酒禁止法の一部を次のように改正する。

第一條第一項及び第三項並びに第二條中「未成年者」を「滿二十年ニ至ラサル者」に改める。

第四條第二項中「戸主、家族」を削る。

第二十四條 未成年者喫煙禁止法の一部を次のように改正する。

第一條及び第四條中「未成年者」を「滿二十年ニ至ラサル者」に改める。

第二十五條 予約出版法の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「戸主若ハ」を削る。

第二十六條 左に掲げる規定中「戸主、家族」を削る。

阿片法第十條ノ三

輸出入植物取締法第十五條

第三十七條 左に掲げる規定中「戸主、家族」を削る。

圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法第十條

速洋漁業獎勵法第十八條

貸家組合法第四十五條第五項

家畜市場法第二十一條

漁業法第六十四條

飲業法第一百四條第一項

國民医療法第七十七條

國民体力法第十七條

蚕糸業法第四十九條第一項

市街地建築物法第二十條第二項

社會事業法第十六條

銃砲火藥類取締法第二十一條

重要輸出品取締法第十五條

種馬統制法第二十九條

商品券取締法第八條

森林法第三十三條

製糸業法第十條

中央卸賣市場法第二十四條

屠場法第十五條

肥料取締法第十三條

牧野法第二十五條ノ八、
保險業法第四百九條
藥事法第四十二條
輸出絹織物取締法第十條
輸出毛織物取締法第七條
輸出水産物取締法第十五條
酪農業調整法第三十三條
林業種苗法第十七條
労働組合法第三十六條第三項
昭和十四年法律第六十七号(著作権に關する仲介業務に關する法律)第十四條

第三十八條 左に掲げる規定中「戸主、家族」を「同居者」に改める

瓦斯事業法第三十六條

小運送業法第十六條第一項

司法保護事業法第十二條

倉庫業法第十五條

造船事業法第四十六條

電氣事業法第三十七條

度量衡法第十六條

硫酸アンモニア増産及配給統制

法第九條

第二十九條 左に掲げる法律は、これを廃止する。

明治三十二年法律第九十四号 (國籍喪失者の權利に関する法律)

明治三十三年法律第十三号 (民法の應急的措置に関する法律)

法第七十九條及び第八十一條の規定による遺言の確認に関する法律)

附則

第三十條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十一條 昭和二十二年法律第七十四号 (日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律)

施行前に妻が夫の許可を受けないでした信託の引受は、これを取り消すことができない。

第三十二條 相続につき、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律(以下新法という。)

附則第二十五條第一項の規定の適用される場合における破産については、第二十九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新法附則第二十五條第一項に規

定する相続に係る相続財産に對し、この法律施行前に破産の宣告があつたときも、前項と同様とする。

第三十三條 昭和二十二年法律第七十四号 (日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律)

施行前に外國人が女主人と入夫婚姻をし、又は日本人の婚養子となつた場合の婚姻の効力及び夫婦財產制については、第二十二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審査報告書

副検事の任命資格の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月五日

司法委員会理事 鈴木 安孝

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鬼丸 義齋 池田七郎兵衛

中村 正雄 大野木秀次郎

奥 圭一郎 齋 武雄

岡部 常 水久保甚作

阿竹齋次郎 西田 天香

來馬 琢道

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案の要旨は、副検事は、高等試験に合格した者又は三年以上裁判、檢察、司法警察又は行刑關係の二級の官吏等の職に在つた者で選考委員会の選考を經たものの中からこれを任命する(檢察廳法第十八條第二項)ことになつて

いるが、これに該当するものが非常に少いので、定員の充足に著しい困難があるのと、当面の現象として司法關係職員の昇進が非常に遅かつたため、実力を有し、相當な年月その職を奉じている者で、しかも二級官在職三年の資格のない人材が少くない実情に鑑み、今後一年間を限り、右資格の制限をはずし、副検事の職務に必要な学識経験のある者で右選考委員会の選考を經たものの中から、これを任命することができるとし、さしあたり欠員の充足をしようとするのであつて、適當な措置である。

二、事件の利害得失

急速に相當数の副検事を採用することができて檢察陣の強化に役立ち、治安の維持を図り得る利益がある。

三、費用

本法案施行のためには、別に費用を要しない。

副検事の任命資格の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月四日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

副検事の任命資格の特例に関する法律案

副検事は、この法律施行の日から一年以内に限り、檢察廳法第十八條第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を經たものの中からこれを任命することができ

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月六日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

附則に次の三項を加える。

裁判所構成法による判事又は檢察官の職に在つた者が、滿洲國の判事官

の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在職の年数とみなし、第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年数とみなす。

裁判所構成法による判事又は檢察官の職に在つた者が、滿洲國の檢察官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを檢察官の在職の年数とみなす。

裁判所構成法による判事又は檢察官の職に在つた者が、滿洲國の司法理事官又は司法部理事官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを司法事務官の在職の年数とみなす。

多数意見者署名

大野木秀次郎 鈴木 安孝

來馬 琢道 阿竹齋次郎

齋 武雄 中村 正雄

岡部 常 松村貞一郎

水久保甚作 奥 圭一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

裁判所法が本年五月三日から施行されて以來の実績に鑑みて、この法律案で、その一部を改正することはしな

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

要領書

第一に、簡易裁判所の刑事事件に関する裁判権の範囲を拡張して、窃盗罪及びその未遂罪で三年以下の懲役を科する場合にも、裁判権あるものとしたこと、

第二に、内閣が最高裁判所長官の指名又は最高裁判所判事の任命を行うにつき、裁判官任命諮問委員会に諮問する必要なく、内閣の責任において、これを行うことができることにしたこと、

第三に、判事出身の司法研修所の教官たる司法教官について、その在職を裁判官の任命資格の中に加えたこと、

第四に、簡易裁判所の判事の定年を年齢七十年に引上げることとしたことであつて、これらの改正は、裁判官の任命及び裁判事務の運営について適切妥當なものである。

なお、委員会においては、右第三と同趣旨で、判事出身で、満洲國の審判官、檢察官又は司法部の理事官若しくは参事官の職に在つた者の在職年数をも、裁判官の任命資格の中に加えることに修正議決した。

二、事件の利害得失
裁判官の任命を適當にするに共に、裁判事務の滞滯を防いで、裁判権の行使を合理的にする利益がある。

三、費用

この法律案の施行のためには、別段の費用を要しない。

裁判所法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により添付する。

昭和二十二年十二月四日

衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄

裁判所法の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第二号を次のように改める。

二 罰金以下の刑にあたる罪、選擧刑として罰金が定められている罪又は刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る訴訟

同條第二項を次のように改める。

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。但し、刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪につき刑法第五十四條第一項の規定によりこれらの罪を以て処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

簡易裁判所は、前項の制限を超え刑を科するのを相當と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件

を地方裁判所に移さなければならぬ。

第三十九條第四項及び第五項を削る。

第四十一條第二項中「司法事務官」の下に「司法教官」を加える。

第四十二條第二項中「又は司法事務官」を、「司法事務官又は司法教官」に改める。

第四十四條第一項第四号中「司法事務官」の下に「司法教官」を加える。

第五十條中「下級裁判所の裁判官は、年齢六十五歳を、高等裁判所又は地方裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔伊藤修君登壇、拍手〕

○伊藤修君 只今議題となりました三件につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして、簡単に御説明申し上げます。

民法におきましては、日本國憲法の基本的原則に適合するように、戸主、家族其他、家に関する規定及び家督相続に関する規定の削除、両性の本質的平等に反する規定の改正、親族會の

廃止、成年者の婚姻には父母の同意を要しないこととし、未成年者が婚姻によつて成年に達したものとみなすこと等の改正が行われたのであります。然るに他の法律中には、従前の民法を前提としている幾多の規定がありますので、これを改正された民法に適合させるように整理する必要が生じたのであります。又民法の改正と並行して、他の法律中の家族制度に関する規定も亦これを憲法の基本的原則に適合するように整理する必要があります。

これらの整理をしなければならぬ法律の数は、すでに他の法律の改正等に関連して整理されたものを除いても、尙実に六十有餘の多きに上る次第であります。これらの整理を要する法律について一々これを改正することは、非常に繁雜となるので、ここに一括して整理するために、この法律案が提案された次第であります。この法律案で整理の対象となつて、一部改正される法律を挙げて見ますと、お手許に配付せられておる法律案中に記載されておる通り、監獄法初めその他六十三の法律であります。又廃止される法律は、國籍喪失者の權利に関する法律、民法第七十九條及び第八十一條の規定による遺言の確認に関する法律の二つであります。

尙改正の主なる内容を見ますと、或いは戸主、家族を削り、或いは家督相続を前提とする規定を削り、或いは妻

の能力制限を前提とする規定を削り、或いは親族會が選任することになつていたのを家事審判所が選任することになつて改正し、或いは優生手術を受けることのできる年齢を三十歳から二十歳まで引下げる等の改正をなし、その他改正に伴う條文の整理をなし、又は所要の経過規定を設けた次第であります。委員会におきましては、慎重審議をいたしましたので、その質疑應答の詳細については速記録に載ることにいたしました。

質疑を終つて討論に入りましたところ、本法律案中、その第十九條において、農業食糧相補特別法の一部を改正する規定がありますが、この特別法は目下本委員会で審議中であつて、法律として成立していないのでありますから、これを本法律案の中から当然に削除すべきものであると思ふ。かような理由で松村委員から修正案が提出せられました。即ち第十九條を削り、第二十條を第十九條とし、以下第三十一條まで一條ずつ繰上げる。第三十二條を第三十一條とし、同條中「第二十條」を「第十九條」に改める。第三十三條を第三十二條とし、同條中「第二十二條」を「第二十一條」に改めるといふのであります。この修正案に対し審査委員より賛成の御意見がありました。採決に入りましたところ全員一致を以て修正案は可決されました。次いで修正部分を除く他の原案全部につきまして採決

をいたしましたところ、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に副検事の任命資格の特例に関する法律案の審議の経過及び結果について簡単に御報告申し上げます。

副検事は憲法改正後、檢察廳法の制定によつて初めてできた制度でありまして、簡易裁判所に対応する区檢察廳の檢察官の職のみに補することになつております。その取扱いますところの職務も、犯罪の捜査については、いかなる犯罪についてもこれを行うことができますが、公訴の提起、公判の立会等については、簡易裁判所事件の外はできないことになつておりますので、さうな關係から、その任用資格も従來の檢事よりは一段下げまして、いわゆる檢事は、高等試験を通過して司法官試験、今の司法修習生を二年やつて初めてなれるのですが、副檢事の方は、これに対していわゆる特別任用式のもので、資格としては、高等試験に合格した者、又は三年以上二級官として、檢察廳の書記又は裁判所の書記、今の言葉では事務官と申しております。監獄の典獄、警察官といつたような、主として司法關係の公務員の職に在つた者を副檢事選考委員会で選考して、これに合格した者の中から任命することになつております。これが今日行われておる檢察廳法第十八條の第二項の規定で、この副檢事は二級官で、

これを三年やれば試験を受けて檢事になれるというふうになつております。そこで、檢事も判事も非常に不足している現状において、全國簡易裁判所に對置している区檢察廳が五百五十五ヶ所ありますので、とても檢事の配置はできないので、せめて副檢事の一人ずつぐらいでも配置したいというので、定員四百三十人の任命にとりかかつたわけですが、右資格の應募者が思つた以上に來ません。本年の五月三日に施行されて、十一月二十一日までに僅かに六十七人しか任命できないという実情にあります。尙任命予定者が三十七名程あるのですが、それを合せても百四人で、定員の四分の一にも達しません。尙不足が二百二十六人あるという状態でございます。犯罪は日々累増の途を辿り、警察は改組される。正檢事はこれ亦容易に殖やすこともできない。何とかしてこの要請を充たさなければならぬ次第であります。

ところが一方、檢察事務官、警察官などの中には、多年檢察の實務に従事し、實質的には副檢事の職務に必要な學識及び經驗のある者が相当にある。ただ從來司法官關係は非常に昇進が遅いので、なか／＼二級官にはしなかつた等の事情のために、二級官三年在職の資格がある者が少いという実情でありますので、この副檢事の任命資格に關し臨時的特例を作り、ここ一年間だけ前述の十八條第二項の枠を外して、

副檢事の職務に必要な學識があり、經驗がある者の中から、副檢事選考委員會が選考して任命するという便法を設けるといふのが本案の趣旨であります。選考委員會は、昭和二十二年の政令第八十四号に官制がありまして、司法大臣外、次官、刑事局長、最高檢察廳の次長檢事、東京高等裁判所長官等八人の委員から成つており、適正に選考が行われることになつております。尙かくして任命された副檢事も、三年後には檢察官特別考試を経て二級の檢事に昇進する途が開かれておるのであります。以上が本案提案の理由及び内容であります。

質疑に入りましたところ、齋委員より詳細な質問があり、尙政府委員よりも答弁がありました。いづれも速記録にこれを載せることにいたします。かくいたしました討論に入りましたところ、満場一致原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に裁判所の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。裁判所法は本年五月三日から施行されましたが、施行以來の実績に徴しまして、簡易裁判所の裁判権の範圍を擴張し、裁判官任命諮問委員會を廢止し、裁判官の任命資格を擴張し、及び簡易裁判所の裁判官の定年を引上げる必要があるものとして、本改正案が提出された次第であります。その改正の内容について見ますと、

第一に簡易裁判所の裁判権の範圍は、現行法第三十三條によりますと、刑事事件においては、罰金以下の刑にあたる罪又は選擧刑として罰金に定められてゐる罪に係る訴訟でありまして、簡易裁判所は禁錮以上の刑を科することができないので、禁錮以上の刑を科するを相當と認めるときは、事件を地方裁判所に移さなければならぬことになつておりますが、改正法案では右の裁判権を擴張して、窃盜罪及びその未遂罪で三年以下の懲役を科する場合にもその裁判権あるものとし、三年を超える刑を科すべき場合には地方裁判所に移送すべきものとした次第であります。

第二に、現行裁判所法第三十九條第四項及び第五項によると、内閣が最高裁判所の長官の指名又は最高裁判所判事の任命を行うには、裁判官任命諮問委員會に諮問しなければならぬことになつておるのを、改正法案では、右第三十九條第四項及び第五項を削除して、内閣が右の指名又は任命をなすには、諮問委員會を設ける必要もなく、全く内閣が自由裁量でその責任において行うこととした次第であります。

第三に、裁判所法案が提出された當時には、司法省研修所が設立されるかどうか未定であり、従つて司法省研修所の教官たる司法教官は存在してゐなかつたので、現行法には判檢事出身の

司法教官について、その裁判官に任命される資格に關する規定が欠けておるので、第四十一條、第四十二條、及び第四十三條に改正を加えて、右司法教官の在職を、司法事務官と同様に裁判官の任命資格の中に加えたのであります。

第四に、現行法第五十條によると、簡易裁判所の判事の定年は六十五年となつておりますが、老練な退職判檢事、弁護士を簡易裁判所の判事に迎えるために、定年を七十年に引き上げることに改正されたのであります。次に委員會における質疑應答に對しては速記録に載ることお許し願います。討論に入りましたところ、來馬委員から修正案が提出されました。その内容は本案の附則に次の三項を加えるの修正であります。

「裁判所構成法による判事又は檢事の職に在つた者が、滿州國の審判官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在職の年数とみなし、第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年数とみなす。」次の項は、「裁判所構成法による判事又は檢事の職に在つた者が、滿州國の檢察官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを檢察官の在職の年数とみなす。」第三項といたしま

「裁判所構成法による判事又は檢事の職に在つた者が、滿州國の審判官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在職の年数とみなし、第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年数とみなす。」次の項は、「裁判所構成法による判事又は檢事の職に在つた者が、滿州國の檢察官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを檢察官の在職の年数とみなす。」第三項といたしま

して、「裁判所構成法による判事又は検事の職に在つた者が、満州國の司法

部理事官又は司法部理事官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを司法事務官の在職の年数とみなす。」というの

が修正案の内容であります。要するに判事又は検事の職に在つた者が満州國に在動して審判官、檢察官及び司法部の理事官又は理事官の職に在つた年数を最高裁判所の裁判官、高等裁判所の長官及び判事並びに簡易裁判所判事の任命資格の期間に通算しようというの

がその修正案の提案理由であります。右の修正案に對しまして鈴木委員から賛成の意見がありまして、他に御意見がないので、討論を終り、採決の結果、修正案は全会一致可決いたしました。修正案を除く原案につきましては、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上簡單に御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。先ず民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案及び裁判所法の

一部を改正する法律案の両案につき、その全部を問題に供します。委員長の報告は両案とも修正議決報告でございます。両案は委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て委員修正通り議決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に簡易生命保険法の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日録第四、簡易生命保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。通信委員長深水六郎君。

審査報告書
簡易生命保険法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月五日
通信委員長 深水 六郎
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
水橋 藤作 千葉 信
鈴木 清一 中村 正雄

藤田 芳雄 油井賢太郎
重宗 雄三 新谷寅三郎
山内 卓郎 尾崎 行輝
大島 定吉

要領書
一、委員会の決定の理由
簡易生命保険の保険金額の最高制限は、現在は五千円となつてゐるが、現存契約の大部分は、千円以下の小額契約で占められてゐるため、最近のインフレによる影響が深刻なものである。この際、保険金額の最高制限を二万五千円に引上げ、同時に最低制限千円を新たに定め、高額契約を大量に募集して收支の状態を改善し、健全な運営に立ち返らせ、國民生活の安定に資しようとするものであり、又郵便年金の最高制限は現在六千円になつてゐるが、これでは最近の物價情勢において、國民生活の安定強化を確保し、制度本来の機能を十分に發揮することができないこと、事業自体の事業費の低減を図る必要があることから、年金の最高制限額を二万四千円に引上げ、同時に最低制限二万四千円を新たに定めようとするもので、共に現在の經濟情勢下において必要な改正である。

二、事件の利害得失
両案の運営を健全ならしめ、以て國民生活の安定に資する利益がある。

三、費用
この法律を施行するために、別に費用を要しない。

簡易生命保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條はより送付する。

昭和二十二年十二月四日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
簡易生命保険法等の一部を改正する法律案

第一條 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。
第四條 簡易生命保険ノ保険金額ハ被保險者一人ニ付二萬五千圓以下トシ一保險契約ニ付千圓以上トス

第二條 郵便年金法の一部を次のように改正する。
第三條 年金ノ額ハ年金受取人一人ニ付年額二萬四千圓以下トシ一年金契約ニ付二百四十圓以上トス

附則
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。
この法律施行前の保険契約については、簡易生命保険法第四條の改正規定にかかわらず、なお従前の規定による。

○深水六郎君發議、拍手
○深水六郎君 只今議題となりました簡易生命保険法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の結果及びその結果について御報告申し上げます。先ずその提案理由でございますが、本法案は簡易生命保険法の一部改正と郵便年金法の一部改正の二つを含んでおるのでありますが、本法律案提出の理由といたしましては、簡易生命保険は大正五年に國民生活の安定を図ることを目的として創始されたものでありますが、爾來三十一年間不中断の躍進を続け、その契約高は件数九千万件、金額四百億七千万円で、その積立金は余剰金を合せまして六十六億一千万円となつておられて、極めて良好な業績を示しておるのであります。而して保険金の最高制限額は創始當時は二百五十円でございますけれども、經濟情勢の進展に應じまして六回に亘り引上げられまして、現在は五千円となつておるのでございますが、現存契約の殆んど大部分は保険金額千円以下の小額契約で占められ、従つて最近のインフレの経営に及ぼす影響は極めて

がある。

この法律を施行する前に、別に費用を要しない。

簡易生命保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條はより送付する。

昭和二十二年十二月四日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
簡易生命保険法等の一部を改正する法律案

第一條 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

第四條 簡易生命保険ノ保険金額ハ被保險者一人ニ付二萬五千圓以下トシ一保險契約ニ付千圓以上トス

第二條 郵便年金法の一部を次のように改正する。

第三條 年金ノ額ハ年金受取人一人ニ付年額二萬四千圓以下トシ一年金契約ニ付二百四十圓以上トス

附則
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

この法律施行前の保険契約については、簡易生命保険法第四條の改正規定にかかわらず、なお従前の規定による。

○深水六郎君發議、拍手
○深水六郎君 只今議題となりました簡易生命保険法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の結果及びその結果について御報告申し上げます。先ずその提案理由でございますが、本法案は簡易生命保険法の一部改正と郵便年金法の一部改正の二つを含んでおるのでありますが、本法律案提出の理由といたしましては、簡易生命保険は大正五年に國民生活の安定を図ることを目的として創始されたものでありますが、爾來三十一年間不中断の躍進を続け、その契約高は件数九千万件、金額四百億七千万円で、その積立金は余剰金を合せまして六十六億一千万円となつておられて、極めて良好な業績を示しておるのであります。而して保険金の最高制限額は創始當時は二百五十円でございますけれども、經濟情勢の進展に應じまして六回に亘り引上げられまして、現在は五千円となつておるのでございますが、現存契約の殆んど大部分は保険金額千円以下の小額契約で占められ、従つて最近のインフレの経営に及ぼす影響は極めて

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月六日
治安及び地方制度委員長 吉川末次郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 鈴木 直人 村尾 重雄
- 岡元 義人 阿竹齋次郎
- 大岡 憲二 奥 主一郎
- 黒川 武雄 岡田喜久治
- 岡本 愛祐 駒井 藤平
- 羽生 三七 小野 蒼

要領書

一、委員会の決定の理由
地方自治法施行の状況及びその後の情勢の推移に應じて、この際地方公共団体の自主性と自律性を更に強化し、新憲法の精神に基づき、地方自治の本旨を一層徹底させることは、必要なことであつて、その趣旨を規定するこの法律案は適切である。

二、事件の利害得失

國政の運営と地方自治行政との間に、適切な調整を図ると共に、地方財政の確立、地方自治権の強化及び地方議會の充実、並びに選挙の民主化を徹底し、その公正な

る執行を図ることは、地方自治行政上利益がある。

三、費用

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

地方自治法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會議法第八十三條により送付

する。
昭和二十二年十二月五日
参議院議長 松岡 駒吉
参議院議長松平恒雄殿
(小字及び一は衆議院修正)

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を次のように改正する。
地方自治法の一部を改正する法律案

正する。

- 「第三章 特別地方公共団体」を「第三章 特別地方公共団体及び地方公共団体に関する特別」に改める。
- 第一章 特別地方公共団体
- 第二章 特別市
- 第三章 特別町
- 第四章 特別村
- 第五章 地方公共団体の組合
- 第六章 地方公共団体の協議会
- 第七章 地方公共団体の合併
- 第八章 地方公共団体の分立
- 第九章 地方公共団体の再編
- 第十章 地方公共団体の再編
- 第十一章 地方公共団体の再編
- 第十二章 地方公共団体の再編
- 第十三章 地方公共団体の再編
- 第十四章 地方公共団体の再編
- 第十五章 地方公共団体の再編
- 第十六章 地方公共団体の再編
- 第十七章 地方公共団体の再編
- 第十八章 地方公共団体の再編
- 第十九章 地方公共団体の再編
- 第二十章 地方公共団体の再編
- 第二十一章 地方公共団体の再編
- 第二十二章 地方公共団体の再編
- 第二十三章 地方公共団体の再編
- 第二十四章 地方公共団体の再編
- 第二十五章 地方公共団体の再編
- 第二十六章 地方公共団体の再編
- 第二十七章 地方公共団体の再編
- 第二十八章 地方公共団体の再編
- 第二十九章 地方公共団体の再編
- 第三十章 地方公共団体の再編
- 第三十一章 地方公共団体の再編
- 第三十二章 地方公共団体の再編
- 第三十三章 地方公共団体の再編
- 第三十四章 地方公共団体の再編
- 第三十五章 地方公共団体の再編
- 第三十六章 地方公共団体の再編
- 第三十七章 地方公共団体の再編
- 第三十八章 地方公共団体の再編
- 第三十九章 地方公共団体の再編
- 第四十章 地方公共団体の再編

第二條第二項中「普通地方公共団体に属する事務」を「普通地方公共団体に属するもの外、その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に属しないものに改める。
第三條第三項中「これを定め」の下に「都道府縣知事の許可を得し」を加える。
第六條第三項中「その協議が調わないときは、関係地方公共団体の議會の意見を聴き、内務大臣がこれを定める。」を削る。
第七條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第八條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第九條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十一條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十二條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十三條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十四條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十五條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十六條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十七條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十八條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第十九條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十一條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十二條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十三條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十四條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十五條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十六條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十七條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十八條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第二十九條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十一條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十二條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十三條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十四條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十五條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十六條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十七條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十八條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第三十九條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。
第四十條 市町村の合併又は市町村の再編は、内務大臣の許可を得なければならない。

一 人口三万以上を有すること。

二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

三 商業その他の都市的業務に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

四 前各号に定めるものの外、当該都道府縣の條例で定める都市的業務その他の都市としての要件を具備していること。

町村を市とし若しくは市を町村とする処分又は町を町とし若しくは町を村とする処分、前條第一項、第四項及び第五項の例によりこれを行うものとする。

第十四條 普通地方公共団体は、法令に違反し、條例を制定することができない。

普通地方公共団体は、行政事務の処理に關しては、法令に特別の定めがあるものを除く外、條例でこれを定めなければならない。

都道府縣は、市町村の行政事務に關し、法令に特別の定めがあるものを除く外、條例で必要を規定を設けることができる。

行政事務に關する市町村の條例が前項の規定による都道府縣の條例に違反するとき、当該市町村の條例は、これを無効とする。

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除く外、その條例中に、條例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料又は没收の刑を科する目的の規定を設けることができる。

前項の罪に關する事件は、國の裁判所がこれを審理する。

第十五條第一項中「法律の範囲内において」を「法令に違反しを限りにおいて」に改め、同條第二項を次のように改める。

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除く外、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、二十円以下の罰金を科する目的の規定を設けることができる。

第十八條第二項中「市町村」を「特別の關係のある者」を「天災事変等に因り他の市町村の区域内に住所を引越した者その他の者」を「当該市町村に住所を有する者」を「天災事変等に因り住所を移したためその属する市町村の議會の議員及び長の選挙権を有すること」がなくなったもの、又はその若しくは海外帰還者で市町村の区域内に住所を有するに至つたが、その期間がまだ六箇月を達しないものは、当該市町村の選挙管理委員会にその目的の申出をすることにより、前項の規定による住所の要件にかかわらず、当該市町村の議會の議員及び長の選挙権を取得することができる。

同條第三項及び第四項中「選挙権を喪失し」を「選挙権を喪失し」に改める。

第二十四條第一項中「連日」を「その日から六十日以内において連日」に改める。

第二十五條第二項乃至第四項中「第五十九條第二項」を「第五十九條第四項」に改める。

第二十六條第二項を次のように改める。

市町村の選挙管理委員会は、普

普通地方公共団体の選挙（第六十五條第一項の選挙を除く。）を行う場合において、当該市町村における衆議院議員選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録されていない者で普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選挙人名簿を調製し、その指定した場所においてこれを関係人の鑑覽に供さなければならぬ。

選挙権の要件は、補充選挙人名簿調製の期日よりこれを調査しなければならぬ。この場合において第十八條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選挙の期日よりこれを算定しなければならない。

同條第四項を削り、同條第六項を次のように改める。

補充選挙人名簿の調製、鑑覽、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間等は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

前條第三項の規定により都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、前項の期日及び期間等は、同項の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員

会がこれを定め、予め告示しなければならない。

第二十七條第二項中「前項の申立を受けたときは、その日から二十日以内にこれを決定しなければならぬ。」を「前項の申立を受けた場合において、」に改め、同條第四項及び第五項を次のように改める。

確定判決により補充選挙人名簿を修正しなければならないときは、委員会において、直ちにこれを修正し、その旨を告示しなければならない。

委員会は、毎年十二月二十日の現在により補充選挙人名簿を整理して作製し直さなければならない。

第三十條第一項中「選挙の期日前三日までに」を「都道府県及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日までに」に改め、同條第三項の次に次の三項を加える。

同一の政党その他の団体に属する候補者の届出に係る者は、三人以上投票立会人となることとなつてはならない。
第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の団体に属する候補者の届出に係るものが

三人以上あるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに投票立会人となる場合にあつてはその者の中で投票管理者がくじで定められた二人、互選により投票立会人を定める場合にあつては得票最多数の者二人（二人を定めるに当り得票数が同じであるときは、投票管理者がくじで定めた者）以外の者は、投票立会人となることができない。

第二項、第三項又は前項の規定により投票立会人が定まつた後同一の政党その他の団体に属する候補者の届出に係る投票立会人が三人以上となつたときは、投票管理者がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失ふ。

同條第四項中「互選の下に」又は第五項の規定によるくじを加え、同條第五項中「互選」の下に「又は第五項若しくは第六項の規定によるくじ」を加え、同條第七項に左の但書を加える。

但し、第二項の規定による投票立会人を届け出た候補者の属し又は投票管理者の選任した投票立会人の属する政党その他の団体と同一の政党その他の団体に属する者を当該候補者の届出に係る投票立会人又は投票管理者の選任に係る投票立会人と通じて三人以上選任することができない。

第三十二條第三項中「できない」と改定する法律案

第三十三條第三項中「選挙の期日前三日まで」を「都道府県及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで」に改め、同項の次に次の五項を加える。

第三十四條中「その従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める」を「左に掲げる」に改め、同條に次の三号を加える。

一 選挙人がその属する投票区の在る郡市の区域外（選挙に關係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）において職務又は業務に従事するものであること。

二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区の在る郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

第五十一條中「第二項及び第三項を削る。」
第五十三條第三項中「選挙の期日前三日まで」を「都道府県及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで」に改め、同項の次に次の五項を加える。

普通地方公共団体の長の選挙について前三項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、選挙の期日の前日まで候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第二十四條第四項又は第五項の規定により告示した日以後五日に当る日にこれを延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

都道府県知事の選挙と市町村長

の選挙を同時に行う場合において、都道府県知事の選挙について第四項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第四項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告があつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わなければならない。

この場合においては、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第一項又は第三項の規定により普通地方公共団体の選挙を同時に行う場合において、普通地方公共団体の長の選挙について第四項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、前項の規定に該当する場合を除く外、政令でこれを定める。

第四項及び第六項の場合においては、これらの規定による告示があつた日から都道府県知事又は市長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村長の選挙にあつては選挙の期日二日まで、第一項又は第二項の例により、候補者の届出又は推薦届出をすることができ、

同條第六項中「第三項」の下に

「第八項」を加える。
第五十六條第二項乃至第四項中「第六項」を「第十一項」に改める。
第五十八條第一項を次のように改める。

普通地方公共団体の議会の議員の選挙において第五十三條第一項乃至第三項の規定による届出があつた候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき、普通地方公共団体の長の選挙において同條第一項乃至第三項又は第八項の規定による届出があつた候補者が一人であるときは、投票は、これを行わない。

第五十九條 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票総数その他選挙の次第を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、且つ、当選人の住所氏名を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十一條第三項第一号中「内務大臣を地方自治委員会」に改める。

第六十三條第二項中「第六項」を「第十一項」に改める。
第六十五條第一項中「第二項」を「第四項」に改め、「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同條第二項中「第二項」を「第四項」に改め、同條第四項の次に次の五項を加える。

第一項の選挙において第三項の規定により告示のあつた期日から選挙の期日の前日までに候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第一項の規定にかかわらず、第三項の規定により告示した期日後五日に當る日にこれを延期するものとする。

この場合においては、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

都道府県知事の選挙について第五項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第五項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告があつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わなければならない。

この場合においては、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、そのいずれかの選挙について第五項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第五項及び第七項の場合又は第八項を「第二項又は第四項」に、同條第五項中「第一項若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

一項の選挙において第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合においては、その一人の候補者及び第一項又は第四項の規定により候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得たもの一人を以て候補者とする。得票数が同数であるため得票数によつては候補者を定めることができなるときは、選挙管理委員会がくじでこれを定める。

同條第七項前段を次のように改める。

第一項の選挙について、第五項に規定する事由が生じた場合又は第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合において、第九項の規定によりあらたに候補者となる者がなるとき、又は同項の規定による候補者の一人が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、投票は、これを行わない。

同條第八項中「第七項」を「第十項」に改める。

第六十六條第一項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第四項」に、同條第五項中「第一項若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

同條第六項中「第一項又は第二項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

「前項の次に次の一項を加える。」

普通地方公共団体の長の選挙に関する事
議院については、訴訟の判決は訴訟を受理した
日から六十日以内、訴訟の判決は事件を受理
した日から百日以内これをなすように努
めなければならない。

第六十八條第一項中「第二項」を
「第二項」に改める。

第七十條條次の定項を加える。

衆議院議員選挙法第九十條但書の
規定は、前項の規定にかかわら
ず、都道府県の議会の議員並びに
市町村の議会の議員及び長の選挙
については、これを準用しない。

前項において準用する衆議院議
員選挙法第九十條但書の規定によ
り都道府県知事の選挙につき選挙
事務所を五箇所まで設置すること
のできる都道府県及び選挙事務所
の数は、地方自治委員会がこれを
定める。

第七十七條及び第八十二條中「内
務大臣」を「地方自治委員会」に改め
る。
内閣府内務大臣

第八十四條に次の但書を加える。

但し、第五十八條第五項の規定
により当選人と定められ普通地方
公共団体の議会の議員又は長とな
つた者に対する解職の請求は、そ
の就職の日から一年以内において
も、これを行うことができる。

第八十六條第三項中「内務大臣」を

「地方自治委員会」に改める。
第二項及び第三項を次のよう
に改める。

第九十一條第三項但書中「但し、
前項の規定による議会の定数の変更は、
同項の次に次の一項を加える。」
改め、同項の次に次の一項を加える。

前二項の規定による議会の定数の変更は、
普通地方公共団体の長の選挙に関する事
議院の場合に於ては、これを行うことが
できない。

第七十條第一項又は第二項の規定による
地方公共団体の長の増減があつた市町村
においては、前項の規定にかかわらず、議員
の任期中においても、特別で、議員の定数を
増減することができる。

但し、新人口に基き第一項の議員の定数を
超えて増加することはできない。

前項但書の規定により議員の
定数を減少した場合において当
該市町村の議会の議員の職に在る
者の数が第一項の定数を超えてい
るときは、同項の規定にかかわら
ず、その数を以て定数とする。但
し、議員に欠員を生じたときは、
これに應じて、その定数は、同項
の定数に至るまで減少するものと
する。

第九十六條第一項第八号中「団体
等」を「公共的団体等」に改める。

第九十七條に次の一項を加える。
議会は、歳入歳出予算につい
て、増額してこれを議決すること
を妨げない。但し、普通地方公共
団体の長の歳入歳出予算の提出の

権限を使用することはできない。
第九十條第一項の次に次の三項を加
える。

民事訴訟に関する法令の規定
中証人の訊問に関する規定は、
この法律に特別の規定があるものを除く外、
前項の規定により議院が当該普
通地方公共団体の事務に関する調
査のため選挙人その他の関係人の
証言を請求する場合に、これを準
用する。但し、勾引又は過料に
関する規定は、この限りでな
い。

第一項の規定により出頭又は記録の提出
の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正
当の理由がないのに、議院に出頭せず若しく
は記録を提出しないとき又は証言を拒んだと
きは、六箇月以下の懲罰又は五千円以下の罰
金に処する。

議会は、選挙人その他の関係人が公務員
たる地位において知り得た事実については、
その者から職務上の秘密に關するものである
旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認
がなければ、当該事実に関する証言又は記録
の提出を請求することができない。この場合
において当該官公署が承認を拒むときは、そ
の理由を説明しなければならない。

議院が前項の規定による説明の理由がな
いとき、当該官公署に対し、当該
証言又は記録の提出が公の利益を害する目的
を以て要求することができない。

当該官公署が前項の規定による要求を受
けた日から二十日以内に説明をしないときは、
選挙人その他の関係人は、証言又は記録
の提出をしなければならない。

前項において準用する民事訴訟
に関する法令の規定により宣誓し

た選挙人その他の関係人が虚偽の
陳述をしたときは、これを三箇月
以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が議院にお
いて調査を終了した旨の議決があ
る前に自首したときは、その刑を
減軽し又は免除することができ
る。

議会は、選挙人その他の関係人が、第三
項又は第七項の罪を犯したものと認めるとき
は、告発しなければならない。但し、虚偽の
陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の
調査を終了した旨の議決がある前に自首した
ときは、告発しないことができる。

同條第二項中「前項」を「第一項」に
改め、同條に次の四項を加える。
議会は、第一項の規定による調査を行う
場合においては、予め、予算の範囲内
において、当該調査のため要する経費の額を
定めて設けなければならない。その額を超え
て経費の支出を必要とするときは、更に議決
を経なければならない。

政府は、予算の範囲内において、
都道府県の議会に官報及び政府の
刊行物を、市町村の議会に官報及
び市町村に特に關係があると認め
る政府の刊行物を送付しなければ
ならない。

都道府県は、官報及び政府の
刊行物を、市町村の議会に送付し、
市町村は、官報及び政府の刊行物を、
市町村に特に關係があると認め
る政府の刊行物を送付しなければ
ならない。

普通地方公共団体は、議員の調
査研究に資するため、條例で議院
に図書室を附置し、前項の規定によ
り送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管
して置く。

前項の図書室は、一般にこれを
利用させることができる。

「議会の事務を整理し」を加える。
第九十六條第一項及び第二項中「故降」を「事
故」に改める。

第九十三條中「議事を開き議決す
る」を「会議を開く」に改める。

第九十二條第三項中「内務大臣」
を「地方自治委員会」に改める。

第九十四條 主務大臣は、國の機
関としての都道府県知事の権限に属
する行政事務の管理若しくは執行
が法令の規定若しくは主務大臣
若しくは地方自治委員会の処分
に違反するものと認めるとき、
又はその行政事務の管理若し
くは執行を怠るものと認め
るときは、文書を以て、当該都道
府県知事に対し、その旨を指摘
し、期限を定めて、その行うべき
事項を命令することができる。

主務大臣は、都道府県知事が前
項の期限までに当該事項を行わ
ないときは、東京高等裁判所に対
し、当該事項を行うべきことを命
ずる旨の裁判を請求することがで
きる。

主務大臣は、東京高等裁判所に
対し前項の規定による請求をし
たときは、直ちに文書を以て、そ
の旨を当該都道府県知事に通告す
るとともに、東京高等裁判所に対

し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならぬ。

東京高等裁判所は、第二項の規定による請求を受けたときは、審理の期日に当事者を呼び出さなければならぬ。審理の期日は、同項の規定による請求を受けた日から十五日以内とする。

東京高等裁判所は、主務大臣の請求が理由があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

主務大臣は、都道府県知事が前項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、東京高等裁判所に対し、その事実の確認の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に当事者を呼び出して審理をしなければならない。

主務大臣は、前項の確認の裁判があつたときは、都道府県知事に代つて当該事項を行うことができる。

内閣総理大臣は、第六項の確認の裁判があつたときは、当該都道府県知事を罷免することができる。

第六項の確認の裁判があつた場

合においては、都道府県知事は、その後第五項の裁判に従い当該事項を行つたことを証明して、東京高等裁判所に対し、前項の規定による内閣総理大臣の権限を消滅させる裁判を請求することができる。

第五項又は第六項の裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行停止の効力を有しない。

都道府県知事は、國の機関としての市町村長の権限に属する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣、地方自治委員会若しくは都道府県知事の処分に違反するものがあると認められる場合又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認められる場合においては、前十一項の例によりその行うべき事項を命令し、当該市町村の区域を管轄する地方裁判所の裁判を請求し若しくは当該市町村長に代つて当該事項を行い、又はこれを罷免することができる。

第八項又は前項の規定により罷免された者は、その日から二年間、都道府県に属する國の官吏となり、又は地方公共団体の公職に就くことができない。

第八項又は第十二項の規定によ

る罷免に対する不服の訴は、その罷免の通知のあつた日から三十日以内これを提起しなければならない。

第八項又は第十二項の規定による罷免に対する不服の訴は、都道府県知事にあつては東京高等裁判所、市町村長にあつては当該市町村の区域を管轄する高等裁判所の管轄に専属する。

前項の規定により普通地方公共団体の長の罷免を不当とする裁判があつたときは、罷免された者は、その裁判が確定した日から、第十三項の規定により失つた資格を回復する。

第二項、第四項乃至第六項、第九項及び第十二項の規定による裁判の請求、審理及び裁判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

前十七項の規定は、他の法律中にこれらに相当する規定がある場合においては、これを適用しない。

第五百四十八條 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務並びに従業法令により及び許諾法若しくは政令によりその権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第五百五十二條 第一項中「故障があるときを」事故があるとき、又は長が欠けたときを「順序により」を「順序、又はその定がまいとき

は前次の上より、前次の上より明らかであるときはは年毎の多少により、年毎が同じであるときははより定められた順序で」に改め、同條第二項中「助役にも故障があるときを」助役にも事故があるとき若しくは副知事若しくは助役も欠けたときを「町村長に故障があるときを」町村長に事故があるとき若しくは町村長が欠けたとき」に改め、

第五百五十四條 普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。

第五百五十六條 第一項中「警察署その他の」を削り、同條第三項中「行政機関」を「地方行政機関」に改め、同條に次の二項を加える。

國の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本條中これに同じ。）は、國會の承認を経なければ、これを設けてはならない。國の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、國においてこれを負担しなければならない。

前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、〇鉄道運業官署、電信、電話及び郵便官署（簡易保険及び貯金官署を含む）、文教施設、國立の病院及び療養施設、航行施設、氣象官署、水路官署、港灣建設機關、営林官署並びに専ら國費を以て行う工事の施行機関については、これを適用しない。

第五百五十八條 第一項を次のように改める。都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府県に左の局を置く。

- 第一局 一 技術部
- 二 職員の進退及び身分に關する事項
- 三 議會及び都の行政一般に關する事項
- 四 市町村その他公共団体の行政一般に關する事項
- 五 他の主管に属しない事項
- 六 財務部
- 七 都の予算、税その他の財務に關する事項
- 八 民生局
- 九 社会福祉に關する事項
- 一〇 社会保険に關する事項
- 一一 教育學務に關する事項
- 一二 經濟局
- 一三 農業、工業、商業、林業及び水産業に關する事項
- 一四 物資の配給及び物價の統制に關する事項
- 一五 度量衡に關する事項
- 一六 建設局
- 一七 建設及び復興一般に關する事項
- 一八 都市計画に關する事項
- 一九 住宅及び建物のに關する事項
- 二〇 土木に關する事項
- 二一 交通局
- 二二 交通に關する事項
- 二三 水道局
- 二四 水道に關する事項
- 二五 衛生局
- 二六 保健衛生に關する事項
- 二七 保健所に關する事項
- 二八 労働局
- 二九 労働に關する事項
- 第三 道府縣
- 一 総務部

- (一) 職員の選退及び身分に関する事項
- (二) 議会及び道府県の行政一般に関する事項
- (三) 道府県の予算、税その他の財務に関する事項
- (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (五) 他の主管に属しない事項

- 二 民生部
 - (一) 社会福祉に関する事項
 - (二) 社会保険に関する事項

- 三 農林部
 - (一) 教育施設に関する事項

- 四 経済部
 - (一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
 - (二) 物資の配給及び物價の統制に関する事項
 - (三) 度量衡に関する事項
 - (四) 労働に関する事項
 - (五) 土木部
 - (一) 土木に関する事項
 - (二) 都市計画に関する事項
 - (三) 住宅及び建築に関する事項
 - (四) 交通に関する事項

- 六 衛生部
 - (一) 保健衛生に関する事項
 - (二) 保健所に関する事項

- 七 農地部
 - (一) 農地関係の調整に関する事項
 - (二) 開拓及び入植に関する事項

道府県は、特別の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、條例で、左の部を設けることができる。但し、農林部を設けた場合においては農林部を設けることではなからず、

- 第一 道府県
 - 一 農林部(又は林務部)
 - (一) 農業、林業及び水産業に関する事項

- (林務部にあつては林業に関する事項)
- (二) 農林水産物資の配給に関する事項

- 二 西工部
 - (一) 商業及び工業に関する事項
 - (二) 物資(農林水産物資を除く)の配給及び物價の統制に関する事項
 - (三) 度量衡に関する事項

- 三 水産部
 - (一) 水産業に関する事項
 - (二) 水産物資の配給に関する事項

- 四 労働部
 - (一) 労働に関する事項

- 五 公共事業部
 - (一) 公共事業の経営に関する事項

- 二 開拓部
 - (一) 開拓及び入植に関する事項

第百五十九條第二項中「千円」を「二千円」に改める。

第百七十七條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第百八十三條第四項中「第二項若しくは第三項の規定による処分又はこれに関する判決を、第二項の規定による判決」に改める。

第百八十七條第三項中「事故があるとき」を「事故があるとき、又は委員が欠けたとき」に改める。

第百八十九條第三項中「事故」を「事故」に改める。

第百九十二條中「法律」を「普通地方公共団体の職員に關して規定する法律」に改める。

第百九十三條中「委員長」の下に「、第百七十二條第四項の規定は選挙管理委員会の書記に」を加える。

第百九十四條中「監査委員」を「監査委員に、第百七十二條第四項の規定は監査委員の事務を補助する書記」に改める。

第百九十五條第一項及び第百九十五條中「法律」を「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律」に改める。

第百九十六條に次の一項を加える。

第百九十七條に次の一項を加える。

第百九十八條に次の一項を加える。

第百九十九條に次の一項を加える。

第百二十條に次の一項を加える。

第百二十一條に次の一項を加える。

第百二十二條に次の一項を加える。

第百二十三條に次の一項を加える。

第百二十四條に次の一項を加える。

第百二十五條に次の一項を加える。

第百二十六條に次の一項を加える。

第百二十七條に次の一項を加える。

第百二十八條に次の一項を加える。

第百二十九條に次の一項を加える。

第百三十條に次の一項を加える。

第百三十一條に次の一項を加える。

第百三十二條に次の一項を加える。

前項但書の規定により普通地方公共団体の徴収すべき税金を徴収するの団体の代表者代表者がなるときはこれに準ずる者又は個人は、当該普通地方公共団体の規則の定めるところにより計算をし、計算書並びにその詳細なるべき帳簿及び書類を当該普通地方公共団体の出納簿又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。計算書並びにその詳細なるべき帳簿及び書類には、当該団体の税金徴収の責任者又は当該個人がその真正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならぬ。

前項の検査により公金の取扱について不正の態があることが判明したときは、出納長又は収入役は、検査官に就ちその旨を通知しなければならない。

第二百四十四條第一項として次のように加える。

普通地方公共団体の長は、條例の定めるところにより、毎年二回以上予算の使用する状況、収入の状況並びに財産、公債及び一時借入金の現在高その他の財政に関する事項を説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならない。

第二百四十六條中「事務」を「財務に關係のある事務」に改める。

第二百四十七條 普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役(第五百五十二條第二項の規定による普通地方公共団体の長の特任代理者を含む。以下本條中これに同じ)とともに事故があるとき、又は普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役がともに欠けたときは、事故のある者を除く外、当該普通地方公共団体の規則で定められた上席の事務吏員が、普通地方公共団体の長の職務を行う。

出納長及び副出納長若しくは収入役及び副収入役(第七百七十四條第四項の規定による収入役職務代理者を含む。以下本條中これに同じ)に

「出納簿若しくは収入役及び副収入役がともに欠けたときは、事故のあるものを除く外、当該普通地方公共団体の規則で定められた上席の出納長が、出納簿又は収入役の職務を行う。」

第二百四十九條中「所轄行政廳が当該普通地方公共団体の議会の同意を得てこれを定める」とを「当該普通地方公共団体の選挙管理委員に對する給與の例によりこれを定める」に改める。

第二百五十條中「変更し」とするときは、「の下に」の間の「」を加える。

第二百五十條中「第九十一條第一項の下に」及び「を」を加え、「第二百五十五條第一項及び第二項、及び「並びに」第二百二十三條第一項乃至第三項を削る。」

第二百五十二條中「前條に掲げるもの」を「第三條第三項の條例に改める。」

第二百五十五條中「第一項乃至第三項を」第一項及び第二項に改める。

第二百五十九條第一項及び第二項中「内閣府の意見を徴して内務大臣がこれを定め」を「都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、内閣府に報告し、内閣府の承認を得なければならない」と改め、同條第一項中「地方自治委員会」に改める。

第三項中「その町村の属すべき区域は、都道府県知事が内務大臣の許可を得てこれを定める」とを「その町村の属すべき区域は、第一項の例によりこれを定める」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項乃至第三項の場合においては、内閣府知事若しくは、直ちにその旨を告示しをなければならない。

同條第四項中「第三項を」を「第一項乃至第三項に改める。」

第二百六十條第一項中「議会の議決を経て、都道府県知事の許可を得てこれを定める」とを「当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない」と改め、同條第二項中「前項の規定により許可を得たとき」とを「前項の規定による届出を受理したとき」と改め、内務大臣を「内閣府知事」に改める。

第二百六十一條第一項中「内閣府知事を經由し」とを削り、「内務大臣を」内閣府知事に改め、同條第二項及び第四項中「内務大臣を」内閣府知事に改め、同條第五項を削り、同條第六項中「その旨を議上する」とを「当該法律の公布の手続をとる」に改める。

「第三節 特別地方公共団体及び地方公共団体」に改める。

第一章 特別地方公共団体

第一節 特別市

「第三節 特別地方公共団体」に改める。

第二百六十四條 特別市は、その公共事務並びに法律又は法令により特別市に屬するもの及び従来法令により都道府県及び市に屬するもの(政令で特別の定をするものを除く)の外、その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に屬しないものを処理する。

第二百六十五條第三項中「内務大臣を」地方自治委員会に改め、同條第五項後段を削る。

第二項の法律は、第二百六十一條及び第二百六十二條の規定により、関係都道府県の選挙の監督に付きなければならない。

第二百六十八條第三項中「及び市内の行政事務」を削り、「その権限に属する」と及び「市長の権限に属する」の下に「國」を加える。

第二百七十一條第五項中「前條があるとき」とを「事故があるとき、又は区域が欠けたとき」に改める。

第二百七十七條中「第九十一條」の下に「第一項及び第三項本文」を加える。

「第二節 特別区」を「第二章 特別区」に改める。

第二百八十一條第二項中「特別区に屬する事務」を特別区に屬するもの、「都の区に屬する事務」を都の区に屬するもの外、その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に屬しないものに改める。

「第三節 地方公共団体の組合」を「第三章 地方公共団体の組合」に改める。

第二百八十四條第一項、第二百八十六條第一項及び第二百八十八條第一項中「内務大臣を」地方自治委員会に改める。

第二百八十九條後段を削る。

第二百九十三條中「、第二百八十八條及び第二百八十九條を」と及び「第二百八十八條」に改める。

「第四節 財産区」を「第四章 財産区」に改める。

第三節 第二章を削る。

第二百九十八條第一項中「都道府県及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、を削り、「設けることができる。」の下に「この場合においては、都道府県及び特別市の加入するものにあつては地方自治委員会、その他のものにあつては」

「この場合においては、都道府県及び特別市の加入するものにあつては地方自治委員会、その他のものにあつては」

つては都道府県知事(二)以上の都道府県の区域にわたるものにあつては地方自治委員会)に届出をしなければならない。一を加え、同條第二項を次のように改める。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を無ければならない。

第三百零九條第一項中「一人を」二人以内」に改め、「長の中から」の下に「毎年一回を加え、同項の次に次の三項を加える。

会長及び副会長は、後任者が就任する時まで在任する。

会長が欠けたときは、規約の定めるところにより、副会長が会長となるものとす。この場合において、は、会長は、前任者の残任期間在任する。

会長及び副会長がともに欠けたときは、第一項の規定にかかわらず、更に互選するものとす。

第三百四條 地方公共団体の協議会を廃止し、これに加入する地方公共団体の数を増減し又は協議会の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議会によらなければならない。この場合においては、第二百九十八條第一項の例により、地方自治委員会又は都道府

会長及び副会長がともに欠けたときは、第一項の規定にかかわらず、更に互選するものとす。

第三百四條 地方公共団体の協議会を廃止し、これに加入する地方公共団体の数を増減し又は協議会の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議会によらなければならない。この場合においては、第二百九十八條第一項の例により、地方自治委員会又は都道府

は、関係地方公共団体の協議会によらなければならない。この場合においては、第二百九十八條第一項の例により、地方自治委員会又は都道府

府縣知事に届出をしなければなら
ない。

第二百九十八條第二項の規定
は、前項の協議にこれを準用す
る。

附則第一條但書中「警察署を削
り、同條に次の一項を加える。

別に普通地方公共団体の職員に
関して規定する法律は、昭和二十
三年四月一日までに、これを制定
しなければならない。

附則第五條第一項中「別に法律を
別に普通地方公共団体の職員に
して規定する法律」に改める。

附則第六條を次のように改める。

附則第七條第一項中「警察署」を
削る。

附則第九條中「別に法律」を「別に
普通地方公共団体の職員に関して規
定する法律」に改める。

附則
第一條 この法律は、公布の日から
起算して六月を超えない範囲内
において、経過措置として、昭和
二十三年四月一日から、これを施
行する。

第二條 衆議院議員選挙法の第一
條の規定により議員の定数を増
加した市町村に
おいては、現在議員の任期が満
了する日以前に限り、その数
を以て定数とする。但し、議員
の任期が満了する日以後に、
及び第八十六條中「内務大臣」
を「地方自治委員会」に改める。
第一項の定数に至るまで減少するものとす
る。

第百條及び第百零二條中「内務
大臣を「内閣総理大臣」に改める。
第百零六條第一項、第百零七條、第百
零八條第一項、第百四十三條及び第
百四十五條ノ二第三項中「内務大
臣」を「地方自治委員会」に改める。
第三條 地方自治法第五十八條第一項但書
の規定により設けられた同項の規定
次により改正する。
第十三條第二項中「内務大臣」を
「内閣総理大臣」に改める。
第六十三條第七十一條第二項、
第七十五條但書、第八十條第一項、
第八十一條及び第八十二條第一項
中「内務大臣」を「地方自治委員会」
に改める。
第八十三條中「内務大臣」を「内
閣総理大臣」に改める。

第四條 昭和二十二年法律第二十
号（衆議院議員選挙法第十二條の特
例等に関する件）の一部を次のよ
うに改正する。
第一條第一項中「昭和二十二年
法律第三十号（衆議院議員選挙人
名簿等の臨時特例に関する件）第
一條の規定による」と、衆議院議員
選挙法第十二條第一項の規定によ
り昭和二十二年九月十五日現在で
調製する」に「市町村議会議員選

挙管理委員会」を「市町村の選挙
管理委員会」に改め、「本人の」を削
り、同條第二項中「市区町村」これ
に準ずるものを含む。以下これに
同じ。」を「市町村（特別区、全
部事務組合及び役場事務組合を含
む。以下これに同じ。）」に、「市区
町村の区域を」市町村の区域（特
別区については特別区の存する区
域）に、「住居を」住所」に改め、
同項の次に次の一項を加える。
第一項の選挙人名簿を調製す
る場合においては、衆議院議員
選挙法第五條第一項及び第十二
條第一項の規定による年齢及び
住所の期間は、選挙の期日によ
りこれを算定する。
同條第四項中「東京都制第九十
三條ノ十三第一項、道府縣制第
七十四條ノ十三第一項、市制第七
十條ノ九第一項、町村制第六十一
條ノ八第一項及び第三百三十六條並
びに東京都制施行令第七十八條ノ
十第一項の規定による選挙」を「地
方自治法第六十五條第一項の規定
による選挙（特別区並びに全部事
務組合及び役場事務組合における
これに相当する選挙を含む。）」
に改める。
第二條第一項中「東京都制第十
六條ノ十一第一項、市制第二十條
ノ二第一項及び町村制第十七條ノ
二第一項」を「地方自治法第二十六
條第一項及び第二項」に改める。
第三條を削る。

第五條 この法律施行の際地方公共団体の徴収
すべき税金、分担金、使用料及び手数料その他
の公金を現に徴収している団体の代表者（代
表者がいないときはこれに準ずる者）又は個人
は、当該地方公共団体の規則の定めるところ
により、この法律施行の日から三十日以内に
計算をし、計算書並びにその証拠となるべき
帳簿及び書類を当該地方公共団体の出納長又
は収入役に提出し、その検査を受けなければ
ならない。計算書並びにその証拠となるべき
帳簿及び書類には、当該団体の公金徴収の責
任者又は当該個人がその真正であることを保
証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印
をおさなければならぬ。
前項の書類は、当該地方公共団体の規則
の定めるところにより、執行時間中住民の調
査に供されなければならない。
第一項の検査により公金の取扱いについて
不正の疑があることが判明したときは、出納
長又は個人は、検査官に直ちにその旨を通
知しなければならない。
前項の規定による事件に関し検査官の請
求があつたときは、最高裁判所の定めるところ
により裁判所は、当該団体の解散を命ずる
ことができる。
前項の規定により解散を命ぜられた団体
は、最高裁判所の定めるところに従い、直ちに
解散しなければならない。
第一項の期間内に計算書並びにその証拠
となるべき帳簿及び書類を提出しないとき、
又はこれらの書類に虚偽の記載をし、又は
は、当該団体の代表者又は当該個人は、二年
以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処す
る。但し、情状によりこれらの刑を併科する
ことを妨げない。
第五條 この法律の施行に關し必要
な規定は、政令でこれを定める。

「吉川末次郎君被控、拍手」
○吉川末次郎君 只今議題となりまし
た地方自治法の一部を改正する法律案
につきまして、我々の委員会におきま
す審議の経過並びに結果につきまして
御報告申し上げたいと存するのでありま
す。
先ずこの法律案の趣旨及び内容につ
いて簡単に御説明申し上げたいと存しま
す。地方自治法施行の状況及びその後
の情勢の推移に應じて、地方自治
のために更に適當なる一部の改正をこ
の法律案を通じて行わんとするの
であります。政府当局が説明いたしま
すところによりますと、先ず
第一には、同法律案は地方事務所及び
地方公共団体の協議会の設置並びに使
用料等に関する許可権を整理いたしま
すと共に、市町村合併等の際における
財産処分はすべて関係団体の自主的協
議によつて定めることとしたしまし
て、これと共にいわゆる地方団体の起
債自由の原則を認めておるのでありま
す。ただ起債自由の原則につきまして
は、現下の情勢に鑑みまして自分の間
は従来の制度を存続して置くこととい
うことになつておるのであります。
第二には、最近地方におきまして、い
わゆる中央官廳の地方特別機関と稱さ
れますところのいろいろないわゆる
中央官廳の出府の設置の傾向が非常に
強まっております、現在都道府縣の区
域内において設置されておりますと

この主要なもの数は大体九十にも達してあるのでございます。で、このような中央官廳の出先機關の濫立されますことはいいことではないのでございますから、これを防止いたしますというこの必要を認めまして、これから新たに地方行政機關を設置するといふような場合におきましては、國會の承認を要することを規定いたしておるのでございます。尙又知事、市町村長等の彈劾裁判の規定を改めまして、新しい構想に基きまして、司法裁判所によるこの公正な事実認定を基礎としたしまして、國政事務の遂行を強制し確保する、こういう措置が規定されておるのでございます。

第三番目には、この法案におきまして、政府は地方議會に対しまして、官報であるとか、或いはその他の政府の刊行物といふものをば地方の公共團體の議會に送付いたしましたして、そうして地方の議會においては必ず図書館をば設けなければならん、こういうことを規定いたしておるのであります。又知事、市町村長等の提案権を侵害しない限り、地方議會は予算の増額修正をするといふことをば妨げない、こういうふうな規定も設けておるのでございます。

第四番目に、本改正案におきましては、先般來行われましたところの地方選挙等の結果に鑑みまして、この選挙に關するところの規定を若干改正整備

するよう規定いたしておるのであります。即ち補選選挙人名簿の調製、選挙人の年齢及び住所の期間の算定等につきまして、選挙を民主化するといふ立場からいたしまして、これに對して若干の修正を加え、その他地方公共團體の長即ち府縣知事或いは市町村長等の決選投票、又は選挙において一度は競争の状態にあつたに拘わらず、候補者の死亡或いは辞退といふことのため候補者がたつた一人になつてしまつたとき、その結果即ち無競争と現行法律においてはなることになつておるのでありますが、そういう場合には選挙の期日を延期いたしまして、そうして次位の得票者をば候補者とし、又は新たに補充立候補を認めること等を規定いたしましたこと、その他同一政党の候補者は二人を超えて各種の立会人を出すことができないことといたしま

す等、選挙手続の改正をこの法案の中に盛つておるのであります。以上が大體政府から提出いたしました法律案中に規定せられております重要な改正事項の概要でございます。我々の委員会は、十月十一日予備審査のため付託せられましたから、前後八回に亘りまして慎重審査を重ねて参りました。又特に先月十三日の我々の委員会におきましては、地方自治体の代表者並びに学識経験者等八名を証人として喚問いたしまして、それらから意見の發表を求めたのでございます。

これらの経過につきましては何卒委員会の會議録を御覽頂きたいと存するのであります。次いで一昨五日、衆議院から、この政府提出の法案に對しましてこれを修正した上で可決した旨の通告に接したのでございます。この衆議院が行いましたところの政府案に對する修正の事項といふものは、参議院の我々の委員会におきましても、予てこの政府案の予備審査中におきまして、それ

に關連いたしました關係當局と數回に亘つて連絡を取りまして審議を重ねて参りました結果、我々が決定いたしましたところの意見といふものも、衆議院の方から回付して参りました修正案の中に數項目に亘つて盛りられておるのであります。今衆議院から回付して参りましたところの修正の主なものにつきましてここに御紹介申さなければならぬと存じております。

第一は、普通地方公共團體はその区域内におけるところの行政事務で國の事務に屬しないものを処理する権能を有するものとする。第二は、市町村の廢置分合及び境界変更は關係市町村の申請に基き、都道府縣知事が当該都道府縣の議會の議決を経てこれを定めることとしたこと。第三は、市となるべき普通地方公共團體の具えるべき要件は法律でこれを定め、町となるべき普通公共團體の具えるべき要件は当該都道府縣の條例

でこれを定めることとしたこと。第四は、都道府縣は市町村の行政事務に關しまして法令に特別の定があるものを除くの外條例で必要な規定を設けることができるものとし、この都道府縣の條例に違反する市町村の條例はこれを無効とすること、及び普通地方公共團體は法令に特別な定があるものを除く外條例に違反した者に對しまして、その地方公共團體の條例でここに刑罰規定を設けまして、二年以下の懲役若しくは禁錮、十萬円以下の罰金、拘留料又は沒收の刑を科することが地方自治体の條例で以てできるものとしたしまして、その罪に關する事件は國の裁判所がこれを管轄するものとしたというふうなことです。

第五には、普通地方公共團體の規則は法令に違反しない限りにおいて、これを定めることができる旨を明らかにいたしましたして、第四に御紹介いたしました場合と同様に、先に申上げましたような規則に違反した者に對しましては、規則によりまして二千元以下の過料を科することができるというふうな、規則違反に對する刑罰規定を設けたというふうなことです。第六番目には、道府縣廳の部に關してであります。即ち北海道或いは府縣廳に各種の行政の部門がありますが、その部は總務部、民生部、教育部、經済部、土木部、衛生部及び農地部の七つの部といふものは必ず道府縣におい

てこれを置かなければならぬことといたしまして、その他の部は農林又は林務、商工、水産、労働又は公共事業の六部、及び北海道におきましては、更にそれ以外に開拓部を、條例で特別の必要がある場合は、規定いたしましてこれを置くことができるというふうにいいたします外、これらの部の新設廢合又は事務の配分の変更を認めないものとするといふこと。尙東京都の會計部と現行法に規定されておりましたものを財務部に改めまして、道府縣の民生部の管轄いたしてありますところの事務のうち労働に關するところの事項は、これを經済部の所管するところの事項と規定いたすように改正いたそうとするのが又その一点であります。

第七番目に御紹介申しますことは、普通地方公共團體の長は、條例の定めるところによりまして、毎年二回以上いわゆる財政に關する白書をその地方公共團體居住民に對して作成いたしましたして、これを公表しなければならぬ、こういうふうに規定することとしたいというのであります。この財政白書を作成してこれを人民に公表するといふことは、我々参議院の治安及び地方制度委員会におけるところの一証人の意見を我々が採扱いたしましたことから來ておるのでございます。

第八には特別市を指定することに關するところの規定でございます。特

別市は当該都市のみならず、必ずそれ
に關係するところの都道府縣の選挙人
全体の一般投票によつてこれを決定し
なければならぬというようにしたこと
であります。先般來横濱、名古屋、京
都、大阪、神戸等のいわゆる五大都市に
おきまして特別市制の運動というものが
盛んに起りまして、憲法第九十五條
の解決につきましていろいろ論議が行
われましたことは、皆様もよく御承知
のことであると思つておりますが、
この度の改正におきまして、地方自治
法中にこれに関するところの立法手続
をば明文化しまして、そうした疑義を
一掃するということに決定いたしました
て、衆議院におけるところの修正案の
中にはそれが盛り込まれておるわけにござ
います。

尙その外第九番目には、現行の地方
自治法が規定いたしておりますところ
の地方公共団体の協議会に関するところ
の規定は、これを廃止することと
決定してあるのであります。

以上が、先に申しましたよう我々
の意見をも参酌し、又その他の關係当
局との折衝の結果、衆議院が回付して
参りました修正案の内容に盛り込んでお
ります修正箇所の内容にございませ
す。

このようにいたしましたして、我々の委
員会におきましては、この衆議院の修
正案をも一括いたしまして討論に入り
ましたところが、緑風会所屬の鈴木直
人委員、同じく緑風会所屬の岡本愛祐委員、
及び同じく緑風会所屬の岡元義人委員
から、それ／＼それに対しまして賛成
意見の御開陳がございまして、次いで
採決に入りましたところ、本法案は全
会一致を以て衆議院の修正通り可決す
べきものと決定いたしました次第でござ
います。以上を以て御報告を終りた
いと存じます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○鈴木直人君 本員は現下の鉄道輸送
の現況につきまして緊急質問の動議を
提出いたします。

○内村清次君 只今の鈴木君の動議に
賛成をいたします。

○議長(松平恒雄君) 鈴木直人君の緊
急質問の動議に賛成の諸君の起立を請
います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。鈴木直人君。

〔鈴木直人君登壇、拍手〕

○鈴木直人君 私はこの際北村新運輸
大臣に対して國鉄輸送に関するところ
の緊急質問をいたしたいと思つて

發言を要求いたしました次第であります。
問題の本質を明かにするために、そ
の一例をいたしまして、十一月二十九
日に朝日新聞に載つておりますところ
の記事を簡単に朗讀いたして見たい
と思つて、「ダイヤはその日暮し、
連日、お客置去り、國鉄労組青森支部
の新戦術」というような、大きな見出し
によりまして、スト態勢に入つた國
鉄労組青森支部ではすでにスト・ダイ
ヤの作製も終り、不気味な沈黙を守り
続けているが、スト前奏曲ともいえる
新戦術を、この月半ばからすでに開始
している。即ち安全運轉を去る十二日
午後九時四十分青森発上野行列車に復
員者七百八十名、一般乗客九百名が乗
つたところ、「バナネが危険状態となつ
た」として青森検車支区員は発車させ
ず、一部乗客を降ろしたとが、乗客
はおさまらない、混乱の末翌日午前一
時やつと発車したが、この事件を皮切
りに、検車区では詰め込み絶対反対の
のポスターを青森駅構内に貼つて、毎
日四、五百名の置去り乗客を出す始末
となつた。第二は欠勤問題。今月十日
機関助士三名が今井管理部長と待遇改
善について交渉中、同僚の余り勤務が
遅れ、大坂行は十三分、酒田行は二十
分遅滞した。二十五日から機関士、同
助士合せて一日七十名平均が休んでい
るため、二十六日運休貨物列車九本、
二十七日同十一本と続いた。ダイヤ計
画は、全くその日暮しになつてしまつ

た。このための貨物の滞りは十一月の
輸送計画二十万九千七百七十トンに対
し三割減、動けん貨車が溜りに溜つ
て青森操車場には二百車を越えてい
る。尚、責任当局である仙臺鉄道局も、
硬軟両派に分れて対策についての決定
を延ばし続けており、北海道、東京間
の石炭輸送の鍵を握る青森支部の動き
は各方面の注目を浴びている。という
ことがあるのであります。

これは朝日新聞の記事であります
が、その後他の新聞におきましても、こ
れに類したところの記事が散見される
のであります。更に北海道地方にお
きましては、各地区に亘りまして、同
じような、いわゆる山猫戦術のごとき
状態が発生をいたしておるといふ報道
を見受けるのであります。最も昨日の
朝日新聞によりますと、事態は漸
次解消せられつつあるようになつてお
るのであります。私は念のため
仙臺鉄道局の最近におけるところの輸
送実績を人を派して関係方面から入手
いたして見ますと、仙臺鉄道局管内
におけるところの一日の平均の貨物の
輸送標準は、一日二万五千トンぐら
になつておるのであります。二十五
日には二万一千トンであつたのが、二
十九日に一万八千トン、本月の一日に
一万五千トン、二日には一万九千ト
ン、三日に二万八千トン、四日には一
万七千トンという具合でありまして、む
しろ決して問題は好轉しておるとい

ことは言えないと思つてあります。
更に東北、北海道地方におけるところ
の重要物資の滞貨の状況について調
べて見ますと、最も日本再建
のために必要なところの石炭の滞貨が
山元に相当積まれておる。又我々が船
首して待つておるところの新炭が各地
に山と積まれておつて、駅頭には俵
が腐りかけておるといふことも聞いて
おるのであります。或いは本炭更に亞
炭につきましては、輸送請求の三分の
一程度の輸送も行われておらない。
魚は止むを得ずして肥料に廻してお
るというような噂も聞いておるのであり
ます。

然るところこれに對しまして京浜地
区、この東京における最近の状態はど
うでありますか。生産は振わな
い、インフレは昂進して、一般家庭は
この寒空に電熱は制限せられ、薪炭は
殆んど望むべくもない、日夜空腹と寒
さに震えながら、追らんとするところ
のこの年末を迎えようとしておる状態
であります。

國鉄がかくの如きところのだらしな
い状態であつては、我々は極めて寒心
に堪えないのであります。無関心にお
ることができないのであります。今や
國鉄の指導幹部が果して指導力を持つ
ておると言ひ得るでありませうか。
勿論私は國鉄當局或いは國鉄従業員の
責任を云々するといふつもりは持つて
おらないのであります。戦後の國鉄が

戰爭の下に破壊せられ、焼失せられ、
そのしてその輸送力の消耗甚だしい中
にあつて、実に目まぐるしいようなと
ころの、日夜救々として勤務を怠らな
くして、現在のごとき日本再建が行われ
ておるといふことは、これに對しまし
ては私は常に感謝し敬意を表しておる
のであります。併しながら又この一
方、この國鉄輸送というものが、日本
再建のために最も重要な役割をする
ところのものでありますからして、こ
の偉大なるところの役割をなす機構で
あればあるほど、この運輸に關して我
義は無関心でおることにはできないの
であります。幸いに民主党内において
の人、力の人といわれておるところの
北村新大臣が任命せられたのでありま
す。恐らくかくのごとき國鉄の乱麻事
態は快刀亂麻を以て急速に解決される
ことであると信ずるのであります。私
は以上のごとき新大臣に對する異常な
る期待を持つて、左の四点について大
臣の御答弁をお願いしたのでありま
す。

第一は先程私が申しました東北、北
海道地区におけるところの、いわゆる
山嶺運輸というものの價相はどのよう
になつておるのであるかという、その
經過について一應お伺ひいたしたい。
第二は、これに對するところの運輸當
局の取りつづめる対策をお伺ひいた
したい。第三は石炭薪炭等の重要物資に對
するところの滞貨一掃の促進しという

ものを力強く一つお答え願ひたい。第
四はかくのごとき運輸が、全國の他
の鐵道の管区に及ぼすというような憂
いがないのであるかどうか、これに對す
るところの確信ある対策をお伺ひいた
したいのであります。以上四点について
お伺ひいたしたいのであります。が、こ
れは單なる弁明的なるところの御説明
ではなく、大臣の力強いところの確信
のある、腹によるところの一つ御答弁
を期待する次第であります。簡單であ
りまするが……

○議長(松平恒雄君) 北村運輸大臣。
○國務大臣(北村徳太郎君) 只今鈴木
議員により、極めて現下の國鉄の現狀
に對しまして御熱心なる御質問を受け
たのでございます。私の態度運輸大臣
の任を受けたのでございまして、まだ
十分に國鉄の現情等について把握した
とは申されないのでございまして、ま
だ、少なくとも今日國鉄の經營の危機と
いふものが相当深刻になつておるとい
うことだけは認めざるを得ないのであ
ります。これを要約いたしましたので、大
体三つの現象に現われておると思ふの
でございまして、只今お尋ね以外の
ことは暫く措くとしたしますけれども、
例えば財政收支の不均衡の狀態、それ
から敗戦後の復旧整備が極めて不完全
の狀態に向ある。この復旧が容易でな
いという現狀に置かれておる点、それ
から只今鈴木委員の御指摘になりまし

た労働情勢、特に業務の能率の不振の
点、これらの三つのものが現在國鉄の
危機をなしておる。何としてもこれら
の根本に手を入れて、これを改善し、
あらゆるこれらの條件というものを排
除して行かなければならないというこ
とを痛感いたしておるのであります。
而もこれらの原因が國鉄自身の中に
みあるとは考えられませんのでありま
して、輸送力の確保は只今仰せになり
ましたように、日本産業經濟活動の基
盤であることは申すまでもなく、その
産業の動脈たる國鉄がお話のごとき事
情にあるということは、これは誠に遺
憾の点でございます。全力を挙げまし
てこれらの不合理なものの根源を突
いて、一日も早く根本の危機を突破いた
しまして、國鉄の復興をしなければなら
んという点については極めて強く責
任を感じております。これがためには
國鉄の超重点産業的性格について十分
なる御認識を仰ぎたい。これは朝野の
御協力を願わなければならぬのでござ
います。無論國鉄部内といたしまして
も、この綱紀を引締めまして、従業員
の総力を結集して、國鉄としての重大
なる任務を果すために、新たな決意
をして立ち上らねばならぬというよ
うな点について、これ又非常に責任の
重いことを感じておるのであります。

國鉄労組といたしましては、本年九
月の經營協議会において、当局の提案
いたしました國鉄再建方策というも
のに同意を表しておるのであります。
今後これに基づきまして關係各方面
各層との協力を求めると共に、國鉄労
組の積極的な協力を得まして、再建
方策を推進したいと思つてございま
すが、國鉄労組の中央執行部におい
ても、今日一日に陣容が新たにになり
まして、このことは可なり私は大きく取
上げていいと思つてあります。従来
とは構成が變りまして、陣容が新たに
になりました。健全化と申しますか、種
健化と申しますか、そういう方向に向つ
ておる、これが段々下部機構にまで透
透いたして参りますならば、従来と
はやや趣の變つた方向に向うのでは
ないか、全体としてそういう方向にあ
るといふことをまあ認めておるのでご
ざいます。併しながら何と申しまして
も、従業員の經濟不安、生活不安、こ
れを除くというところが、これが絶對的
な要件であると存じまして、あらゆる
方法を講じて労働條件を一面におい
ては改善しなければならぬ。一方にお
いては綱紀を肅正する。同時に労働條
件も改善を図りたい。尙又勤勞用物資
等につきましての各種資材の供給不円
滑のために、勤勞意欲を挫折せしめるよ
うな虞れがないではないのでございま
して、かような点につきましても、そ
の不合理性を改めて行きたい。一方に
おいて締めるところは締めるが、例え
ばこれは一例でございますけれども、
九州、北海道その他の炭鉱地区におい

て、炭鉱労働の中、特に鐵道の従業員
と余り変らない坑外作業をやる人と、
それから鐵道従業員と労働の程度が余
り違わないのでありますけれども、石
炭鉱業であるが故に非常な差がある。
待遇に非常な差がある。こういうよう
なことが又段々この労働情勢を悪くす
るような傾向もございまして、かよ
うな点についても根本的に一つ考えを
新たにたして方策を講じたい、かよう
に存じておるのであります。

只今御質問にありました青森機關
区、仙台管内のいわゆる山嶺サボ等の
眞相その他につきまして、率直に事實
を御報告申上げまして、御了解を得た
いと存じますのであります。

青森機關区におきましては、十一月
の十日に、その所屬の機關助士二名が
労働組合の代表委員と共に管理部長に
面会交渉のため所定の列車に遅れまし
て、これがために二つの列車がそれぞ
れ十三分と二十八分遅れて発車した。
かような事件を知りましたので、事を
重大視しまして、本省より係官を特に
調査のために派遣いたしましたのであ
ります。ところが、右は必ずしも計画
的に爭論行動をやつたものとは認めら
れない。且つ両名共平素の勤務成績も
良好であるというようなことが分りま
したので、取敢えず乗務停止の処分に
いたしたのであります。又十一月二十
七日に、この頃から乗務員約四十名が
欠勤いたしました。乗務員の総数は三

のに同意を表しておるのであります。
今後これに基づきまして關係各方面
各層との協力を求めると共に、國鉄労
組の積極的な協力を得まして、再建
方策を推進したいと思つてございま
すが、國鉄労組の中央執行部におい
ても、今日一日に陣容が新たにになり
まして、このことは可なり私は大きく取
上げていいと思つてあります。従来
とは構成が變りまして、陣容が新たに
になりました。健全化と申しますか、種
健化と申しますか、そういう方向に向つ
ておる、これが段々下部機構にまで透
透いたして参りますならば、従来と
はやや趣の變つた方向に向うのでは
ないか、全体としてそういう方向にあ
るといふことをまあ認めておるのでご
ざいます。併しながら何と申しまして
も、従業員の經濟不安、生活不安、こ
れを除くというところが、これが絶對的
な要件であると存じまして、あらゆる
方法を講じて労働條件を一面におい
ては改善しなければならぬ。一方にお
いては綱紀を肅正する。同時に労働條
件も改善を図りたい。尙又勤勞用物資
等につきましての各種資材の供給不円
滑のために、勤勞意欲を挫折せしめるよ
うな虞れがないではないのでございま
して、かような点につきましても、そ
の不合理性を改めて行きたい。一方に
おいて締めるところは締めるが、例え
ばこれは一例でございますけれども、
九州、北海道その他の炭鉱地区におい

のに同意を表しておるのであります。
今後これに基づきまして關係各方面
各層との協力を求めると共に、國鉄労
組の積極的な協力を得まして、再建
方策を推進したいと思つてございま
すが、國鉄労組の中央執行部におい
ても、今日一日に陣容が新たにになり
まして、このことは可なり私は大きく取
上げていいと思つてあります。従来
とは構成が變りまして、陣容が新たに
になりました。健全化と申しますか、種
健化と申しますか、そういう方向に向つ
ておる、これが段々下部機構にまで透
透いたして参りますならば、従来と
はやや趣の變つた方向に向うのでは
ないか、全体としてそういう方向にあ
るといふことをまあ認めておるのでご
ざいます。併しながら何と申しまして
も、従業員の經濟不安、生活不安、こ
れを除くというところが、これが絶對的
な要件であると存じまして、あらゆる
方法を講じて労働條件を一面におい
ては改善しなければならぬ。一方にお
いては綱紀を肅正する。同時に労働條
件も改善を図りたい。尙又勤勞用物資
等につきましての各種資材の供給不円
滑のために、勤勞意欲を挫折せしめるよ
うな虞れがないではないのでございま
して、かような点につきましても、そ
の不合理性を改めて行きたい。一方に
おいて締めるところは締めるが、例え
ばこれは一例でございますけれども、
九州、北海道その他の炭鉱地区におい

のに同意を表しておるのであります。
今後これに基づきまして關係各方面
各層との協力を求めると共に、國鉄労
組の積極的な協力を得まして、再建
方策を推進したいと思つてございま
すが、國鉄労組の中央執行部におい
ても、今日一日に陣容が新たにになり
まして、このことは可なり私は大きく取
上げていいと思つてあります。従来
とは構成が變りまして、陣容が新たに
になりました。健全化と申しますか、種
健化と申しますか、そういう方向に向つ
ておる、これが段々下部機構にまで透
透いたして参りますならば、従来と
はやや趣の變つた方向に向うのでは
ないか、全体としてそういう方向にあ
るといふことをまあ認めておるのでご
ざいます。併しながら何と申しまして
も、従業員の經濟不安、生活不安、こ
れを除くというところが、これが絶對的
な要件であると存じまして、あらゆる
方法を講じて労働條件を一面におい
ては改善しなければならぬ。一方にお
いては綱紀を肅正する。同時に労働條
件も改善を図りたい。尙又勤勞用物資
等につきましての各種資材の供給不円
滑のために、勤勞意欲を挫折せしめるよ
うな虞れがないではないのでございま
して、かような点につきましても、そ
の不合理性を改めて行きたい。一方に
おいて締めるところは締めるが、例え
ばこれは一例でございますけれども、
九州、北海道その他の炭鉱地区におい

のに同意を表しておるのであります。
今後これに基づきまして關係各方面
各層との協力を求めると共に、國鉄労
組の積極的な協力を得まして、再建
方策を推進したいと思つてございま
すが、國鉄労組の中央執行部におい
ても、今日一日に陣容が新たにになり
まして、このことは可なり私は大きく取
上げていいと思つてあります。従来
とは構成が變りまして、陣容が新たに
になりました。健全化と申しますか、種
健化と申しますか、そういう方向に向つ
ておる、これが段々下部機構にまで透
透いたして参りますならば、従来と
はやや趣の變つた方向に向うのでは
ないか、全体としてそういう方向にあ
るといふことをまあ認めておるのでご
ざいます。併しながら何と申しまして
も、従業員の經濟不安、生活不安、こ
れを除くというところが、これが絶對的
な要件であると存じまして、あらゆる
方法を講じて労働條件を一面におい
ては改善しなければならぬ。一方にお
いては綱紀を肅正する。同時に労働條
件も改善を図りたい。尙又勤勞用物資
等につきましての各種資材の供給不円
滑のために、勤勞意欲を挫折せしめるよ
うな虞れがないではないのでございま
して、かような点につきましても、そ
の不合理性を改めて行きたい。一方に
おいて締めるところは締めるが、例え
ばこれは一例でございますけれども、
九州、北海道その他の炭鉱地区におい

のに同意を表しておるのであります。
今後これに基づきまして關係各方面
各層との協力を求めると共に、國鉄労
組の積極的な協力を得まして、再建
方策を推進したいと思つてございま
すが、國鉄労組の中央執行部におい
ても、今日一日に陣容が新たにになり
まして、このことは可なり私は大きく取
上げていいと思つてあります。従来
とは構成が變りまして、陣容が新たに
になりました。健全化と申しますか、種
健化と申しますか、そういう方向に向つ
ておる、これが段々下部機構にまで透
透いたして参りますならば、従来と
はやや趣の變つた方向に向うのでは
ないか、全体としてそういう方向にあ
るといふことをまあ認めておるのでご
ざいます。併しながら何と申しまして
も、従業員の經濟不安、生活不安、こ
れを除くというところが、これが絶對的
な要件であると存じまして、あらゆる
方法を講じて労働條件を一面におい
ては改善しなければならぬ。一方にお
いては綱紀を肅正する。同時に労働條
件も改善を図りたい。尙又勤勞用物資
等につきましての各種資材の供給不円
滑のために、勤勞意欲を挫折せしめるよ
うな虞れがないではないのでございま
して、かような点につきましても、そ
の不合理性を改めて行きたい。一方に
おいて締めるところは締めるが、例え
ばこれは一例でございますけれども、
九州、北海道その他の炭鉱地区におい

のに同意を表しておるのであります。
今後これに基づきまして關係各方面
各層との協力を求めると共に、國鉄労
組の積極的な協力を得まして、再建
方策を推進したいと思つてございま
すが、國鉄労組の中央執行部におい
ても、今日一日に陣容が新たにになり
まして、このことは可なり私は大きく取
上げていいと思つてあります。従来
とは構成が變りまして、陣容が新たに
になりました。健全化と申しますか、種
健化と申しますか、そういう方向に向つ
ておる、これが段々下部機構にまで透
透いたして参りますならば、従来と
はやや趣の變つた方向に向うのでは
ないか、全体としてそういう方向にあ
るといふことをまあ認めておるのでご
ざいます。併しながら何と申しまして
も、従業員の經濟不安、生活不安、こ
れを除くというところが、これが絶對的
な要件であると存じまして、あらゆる
方法を講じて労働條件を一面におい
ては改善しなければならぬ。一方にお
いては綱紀を肅正する。同時に労働條
件も改善を図りたい。尙又勤勞用物資
等につきましての各種資材の供給不円
滑のために、勤勞意欲を挫折せしめるよ
うな虞れがないではないのでございま
して、かような点につきましても、そ
の不合理性を改めて行きたい。一方に
おいて締めるところは締めるが、例え
ばこれは一例でございますけれども、
九州、北海道その他の炭鉱地区におい

よりなことも、すでに命じておりました実行いたしておるのでございます。今後事態の推移に十分注意をいたしまして、若し明白なる集團的争議行為に移りますような場合がございましたらば、これは職場規律維持のため、強硬なる処置をとらねばならぬという事を期してあります。

尚國鉄所製資材、勞務用物資の優先的割当等をやらなければならぬ現状につきましましては、先程ちよつと申述べたのでございますが、これは本年九月の経営協議会におきましても、組合側からも強くこれを求めております。特に寒冷地に勤務する従事員に對しましては、軍手、地下足袋或いは作業衣が、これはもう絶対必要なのでございまして、安本の割当量が莫はなかなか実現をいたしておりません。非常な窮状にありますのでございまして、これらの点の改善につきましましては、今後皆様の御協力を仰いで、一方においてはこれらの改善に十分努力いたしたい、かように存じておるのでござい

ます。尚國鉄全体といたしましては、計画輸送を実現するために、今後も十分に綱紀を引締め努力を続けたいと存じておりますのであります。何分現在相当財政上には赤字を持つておる、而もこれは独立採算制を採つてやらなければならぬというより大きな問題を控えておまして、而も一般會計から

一應繰入れられた金も、借金として償還すべしというより示唆も受けておる、かようないさよな情勢から、輸送力は非常に低下しておる上に、輸送量は増して来る。こつういふ現状でございまして、この際物の欠乏しておる、或いは設備の甚だ傷んで使用に堪えないところを、人間の力で補いながら、國鉄の機能をどうにか發揮しようとしておる際に、労働情勢によつて發揮ができないといふことになれば、これは誠に申訳ないことであるから、この点に對しまして、今後ますます意を引締め、又給與等については必要なる改善を行いたい、かように考へておる次第でございまして、御質問の要旨に十分答へたかどうか分りませんが、以上仙臺並びに北海道地方等における労働情勢の現況を御報告申し上げまして御了解を仰ぐ次第でございまして、(拍手)

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月四日

司法委員会理事 鈴木 安孝

参議院議長松平恒雄殿

司法委員会請願特別報告第三号

仙臺高等裁判所支部を秋田市に設置することに關する請願

請第五百九十七号 秋田市西根小原上町三番地小山章提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月四日

司法委員会理事 鈴木 安孝

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

仙臺高等裁判所支部を秋田市に設置することに關する請願

請願者 秋田市西根小原上町三番地小山章提出

右の請願は

裁判を受け得る國民の権利は平等に保護されるべきであつて、居住の利や経済力の如何によつてその行使に能否が生じてはいけない。そのため高等裁判所の領域が拡大され、裁判所と國民との關係が密になつた。現在の如き配置には遺憾の点多く東北六縣は其の点に憂慮すべき状態にあるから地域と取扱件数との比を考

慮せられ且つ交通状態の良否を加味せられて秋田市に仙臺高等裁判所支部を急速に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣片山哲殿
〔伊藤修君登壇、拍手〕
○伊藤修君 只今議題となりましたところの請願につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。御承知の通り東北六縣は地域も廣く、然るに交通機關は非常に恵まれざる状態にあるのでありまして、これが六縣の管轄高等裁判所は東北六縣の東南部に相當するところの仙臺に現在設置せられておる事情でありまして、東北地方即ち青森、秋田、山形、この三縣におきましては、これが高等裁判所を利用するにつくましまして少くとも二泊三日を要するような事情にある次第であります。御承知の通り裁判所の改正によりまして、従来区裁判所で審理せられましたところの事件が、地方裁判所に控訴をして、これが審理をせられるのでありまして、このたび改正によりまして、従来区裁判所において審理せられた事案が、悉く仙臺までこれを持出して審理を受けざるを得

ないといふよりよき実情にあります。かくては憲法第三十二條によつて保障せられておるところの、國民がすべて裁判を受けるの権利を有するといふことが、事実上剝奪せられておるといふやうな実情にある次第でありまして、少くとも秋田縣民百二十万の不利は非常にものであるといわなくてはならぬのであります。又將來この六縣に高等裁判所の支部が設置せられる場合におきましては、裏日本の中心をなすところの秋田にこれを設置することが、裏日本、東北地方の縣民各位に至便を與えるものといわなくてはならぬ。又かような実情にあることは、地域の形體から申しましても首肯せられるところでありまして、これに對しまして、政府におきましても十分考慮して、これが実現に努力するといふよりよき御答がございました。委員会におきましては慎重審議の結果、願意は誠に妥當なものとして認めまして、内閣にこれを送付すべきものとしたしまして、別紙意見書を相添え可決いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て

請第五百九十七号 仙臺高等裁判所支部を秋田市に設置することに關する請願

採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程の順序を変更して、日程第一(〇)より日程第一三までの諮議及び日程第四三、日程第四四の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

厚生委員会諮議審査報告書第五号

一議院の会議に付するを要するもの。

請第四百四十三号 国立道徳学

研究所設立に関する請願

請第四百七十号、請第五百八

十二号 百人の鍼灸術を存続

することに關する請願

請第四百八十五号、請第五百三

号、請第五百十二号 鍼灸師

法制定に関する請願

請第五百七十九号 百学生に対

する鍼灸術存続に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月四日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会諮議審査特別報告第五号

百人の鍼灸術を存続することに關する請願

請第四百七十号 東京都新宿区

戸塚町二ノ一二九今関秀雄提

出

請第五百八十二号 佐賀縣佐賀

郡兵庫村若宮四二二ノ二眞崎

一外四百四十名提出

鍼灸師法制定に関する請願

請第四百八十五号 東京都世田

谷区上北澤二ノ五二七小守良

勝外一名提出

請第五百三十三号 東京都文京区雑

司ヶ谷二〇松野憲治提出

請第五百十二号 北海道帯廣市

東一條南九丁目二番地後藤寅

市提出

百学生に対する鍼灸術存続に關す

る請願

請第五百七十九号 名古屋市市中

区古澤町一ノ四一大竹幹夫外

一万六千七百四十四名提出

国立道徳学研究所設立に関する請

願

請第四百四十三号 東京都澁谷

区神山町六和田文吾方増井清

提出

右七件の請願は内閣に送付するを要

するものと審査決定した。よつて別

紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月四日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

百人の鍼灸術を存続することに關

する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町二

ノ二二九今関秀雄提出

佐賀縣佐賀郡兵庫村若宮四

二ノ二眞崎 一外四百四十名提

出

鍼灸師法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区上北澤

二ノ五二七小守良勝外一名提

出

東京都文京区雑司ヶ谷二〇

松野憲治提出

北海道帯廣市東一條南九丁目

二番地後藤寅市提出

百学生に対する鍼灸術存続に關す

る請願

請願者 名古屋市中区古澤町一

ノ四一大竹幹夫外一万六千七

百四十四名提出

右の請願は

現行鍼灸術營業取締規則は昭和二十

二年十二月末日を以て自然失効とな

るが、我等全國十方の鍼灸、按摩、

マツサージ業務者は、多年に亘り当

局に対して、法律制定の確乎たる要

望を懇願し、按摩の名称を改変し、

鍼灸、マツサージ(按摩を含む)師法

を制定、一本建とし、鍼灸、按摩、

マツサージ師については免許制度及

び試験は厚生大臣において施行、素

質の向上については、当局の必要と

認めた講習会を講ぜられたく、施術

上の衛生設備の完全を図るため規則

を制定、鍼灸術營業について、晴育

の区別なく取扱いたいの趣旨であ

つて参議院は、願意の大体は妥當

なものなりと思ふ。よつて内閣は銳

意これが実現に努力せられたい。こ

こに國會議法第八十一條により別冊を

送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

国立道徳学研究所設立に関する請

願

請願者 東京都澁谷区神山町六

和田文吾方増井清提出

右の請願は

人口、食糧問題を解決し、文化國家

を建設するためには自然科学が最も

重大な役割を果すのである。殊に道

徳学はこの問題と密接な關係を有し

ており、現在日本の直面している食

糧危機、人口問題の解決に直接役立

つものであり又この問題の解決は道

徳学の應用による他方法がないので

あるが、現在の貧弱な研究施設では

所期の成果を期し得ないから、速か

に国立道徳学研究所を設立されたい

との趣旨であつて参議院は、願意の大

体は妥當なものなりと思ふ。よつて

内閣は銳意これが実現に努力せられ

たい。ここに國會議法第八十一條によ

り別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

厚生委員会陳情審査報告書第五

号

一議院の會議に付するを要するも

の。

陳第六百号 炭鉱勞務者の福利

施設拡充に関する陳情

陳第六百一号 教員の恩給増額

等に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告

する。

昭和二十二年十二月四日

厚生委員長 塚本 重藏

参議院議長松平恒雄殿

厚生委員会陳情審査特別報告第

五号

炭鉱勞務者の福利施設拡充に關す

る陳情

陳第六百号 東京都千代田区三

年町石炭礦内石炭増産協力会

会長伊藤卯四郎提出

教員の恩給増額に関する陳情

陳第六百一号 長野縣上伊那郡

高遠町大字東高遠二〇及〇番

地柿木保提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要

するものと審査決定した。よつて別

紙意見書案を附して報告する。

紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月四日

厚生委員長 塚本 重敏

参議院議長 松平 恒雄

意見書案

炭鉱労働者の福利施設拡充に関する陳情

炭情者 東京都千代田区三年町 石炭礦内石炭増産協力会会長 伊藤卯四郎提出

右の陳情は 炭鉱労働者の作業及び生活環境を改善することは、労働基準法によるも不可能であるので石炭増産上緊急な事項に属するこれ等労働者の福利厚生施設を可及的の幅に実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

教員の恩給増額に関する陳情

陳情者 長野縣上伊那郡高遠町 大字東高遠二〇八〇番地村木 保提出

右の陳情は 物價高騰の今日恩給受給教職員は、ほとんど蓄積ともなく、他に収入

もないにもかかわらず、恩給の金額は以前とかわらないので、もはや生活維持しがたい困窮の状態に到つてゐるから、速かにこれが増額を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

遺傳学研究所設立に関する諸願外五件

〔塚本重敏君登壇、拍手〕

○塚本重敏君 只今議題になりました諸願並びに陳情につきまして、厚生委員会におきまして審議いたしました結果を御報告申し上げます。

先ず諸願第四百四十三号国立遺傳学研究所設立に関する諸願であります。

本諸願の趣旨は、我が國は今や全力を挙げて食糧、人口問題の解決を図ると共に、文化國家再建を目指して邁進しなければならぬ。これには自然科学が最も重大なる役割を務めるのであるが、殊に遺傳学はこの問題と密接な関係があるから、国立遺傳学研究所を急速に設立する必要があると信ずる。遺傳学は、一方において遠い將來の問題を対象としているが、その研究成果の應用は、日本の直面しておる食糧及び人口問題の解決に直接役立つものである。この解決は遺傳学の應用によるより外に方法がないといつ

ても過言ではないと思ふ。第一、食糧問題について考察すれば、農産物の増産には技術、肥料等の諸條件と共に、遺傳学の應用によつて、風土に適應した、多収穫で耐病性に富む品種を得ることにある。家畜においても同様である。本風土に適した利用性の高い抵抗性に富む品種を育成することである。遺傳学も現在相當の進歩を見、各分野に亘つて實用化の域に達した業績も少くはないが、現下の危機において、この應用化は最も重要なことである。第二に、人口の問題においても、日本民族が世界文化發達に貢献するには質的な向上が大切である。これがためには、遺傳学的研究に基礎を置かなければならない。我が國の遺傳学の發達は、生物学、農学、医学界各方面の学者の協力による結果に外ならない。

〔議長退席、副議長着席〕

併し現在の貧弱な施設ではその目的を達成することは困難であるから、大規模の総合的な研究を行うために、速やかに国立研究所を設立して貰いたいというのが諸願の趣旨であります。本諸願は、小委員会に付託いたしました。慎重審議したのであります。国立遺傳学研究所の設立に、極めて必要であり、是非実現する必要があると信ずる。財政の許す限りで、至急研究機関を設立して、漸次これを擴張して行くように政府当局に要望いたしまして、院議に付して内閣に送付することに決

した次第であります。

次に、諸願第四百七十号及び諸願第五百八十二号、盲人の鍼灸術を存続することに關する諸願及び諸願第五百七十九号盲學生に対する鍼灸術存続に関する諸願を一括して御報告申し上げます。諸願の要旨は、鍼灸、あん摩、マツサージは、古來我が國に傳つて、今日まで盲人の職業として最適として一般に認められて來たものである。特に盲人はその特有の觸覺と感覺とによつて、これが施術には他の人々の追従を許さんものがある。

盲人からその最善の技術である鍼灸、あん摩、マツサージの營業を止めさせるとは、盲人の立場からは眞に生活の問題である。病者の立場から見ても最善な療術者を失ふことになるので、盲人の既得権とその營業を存続せしむるようにして貰いたい。又盲學生の新規開業認可についても最善の御処置を願いたいと、全國一万余千人の署名を以てせられた諸願であります。

尙この諸願に關連しまして、諸願第四百八十五号、諸願第五百三三号、諸願第五百三十二号、鍼灸師法制定に関する諸願が、あります。この諸願の要旨は、全國鍼灸、あん摩、マツサージ業者は、國民保健の一翼として、少からず一般社会に貢献して來たのであるが、今般新憲法施行に伴い、鍼灸、あん摩の取締規則が本年末を以て自然失効となることになり、目下当局においてこれに代るべき新法規の制定を準備中である由で

ある。一方全國十萬の鍼灸、あん摩、マツサージ業者は、多年に亘り、当局に対して、この法の制定を要理して來たのであるが、新しく作らるべき法規の中には、一、鍼灸、あん摩、マツサージ業者を一九とする「鍼灸マツサージ(あんまを含む)師法」を制定し、これを一本として貰いたい。二、鍼灸、あん摩、マツサージは、厚生大臣の免許制度とし、試験は原則として厚生大臣において施行すること。三、施術上の衛生設備の完全を図るため、適當な規定を制定せられたいこと。四、

社会保険法による被保險者の治療をなし得るようにならねばならないこと。以上申し上げました六件の諸願に対しまして、政府当局においては、目下立案中である法案にできるだけ諸願の趣旨を取入れる方針である旨を明らかにされました。委員会は、これらの諸願の衷情を酌みまして、これを院議に付して内閣に送付することと決定した次第であります。

次に陳第六百号炭鉱労働者の福利施設拡充に関する陳情であります。本陳情は、先に十二月五日日本会議において御報告申し上げました陳第三百七十号炭鉱労働者福利厚生施設拡充に関する陳情と同一の趣旨のものであります。又陳第六百一十号教員の恩給増額に関する陳情、右の陳情は十一月二十八日日本会議において御報告申し上げました陳第二百九十八号教員の恩給増額に関する陳情外二件と趣旨は同じであります。これらはいずれも十二月四日の委員会にお

いて議院の会議に付するを要し、内閣に送付するものと決定した次第であります。

以上を以て報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)

○副議長(松本治一郎君) 総員起立、よつてこれらの請願及び陳情は委員長報告の通り全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程の順序を変更し、日程第一四の請願及び日程第四五の陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。労働委員長原虎一君。

労働委員会請願審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

請第六百十八号 熊本市の地域

給引上げに関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月六日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

労働委員会請願特別報告第三号 熊本市の地域給引上げに関する請願

請第六百十八号 熊本市天神町

一番地井上波象提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月六日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

熊本市の地域給引上げに関する請願者 熊本市天神町一番地井上波象提出

右の請願は

熊本市は食糧の生産地の中にはあるが、食糧統制の強化によつて県内生産と消費とは直結されておらず、海外引揚者、復員者及び他縣よりの疎開者が生産額を自当に転入して人口の急激なる増加のため県内消費量の増加と県外消費地よりの主食糧の増進とが著しく高騰し、又戦災によつて住宅街及び市の中心地、商店街の大部分が焼失したのに、復興は遅々として進まず、甚だしい住宅難に陥つてゐる。又日用雜貨類は京阪、北九州方面より移入によつて他の都市に比較して極めて高物價である。右の如き現状であるにもかかわらず、熊本市は臨時勤務手当の等級においても従前は生産地であるといふ前提の下に現在まで乙地に指定されてきたが、純消費地である熊本市に居住する官公廳職員の実生活

態は、現在特地位又は甲地と指定されている福岡、長崎その他北九州の諸都市と何等異なることもなく、寧ろ苦境にあるから、熊本市の現在の地域給を速かに引上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ひ、よつて内閣は現在の各地の地域給の不平等を極力是正し、新給與制の実施に當つて慎重に善処し、鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

労働委員会陳情審査報告書第三号

一議院の会議に付するを要するもの。

陳第六百二十一号 教員待遇改善に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月六日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

労働委員会陳情特別報告第三号

教員待遇改善に関する陳情

陳第六百二十一号 三重縣志摩郡島羽小学校校長林正己外五十五名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月六日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

労働委員会陳情特別報告第三号

教員待遇改善に関する陳情

陳第六百二十一号 三重縣志摩郡島羽小学校校長林正己外五十五名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月六日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

労働委員会陳情特別報告第三号

教員待遇改善に関する陳情

陳第六百二十一号 三重縣志摩郡島羽小学校校長林正己外五十五名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月六日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

意見書案 教員待遇改善に関する陳情

陳情者 三重縣志摩郡島羽小学校校長林正己外五十五名提出

右の陳情は

教員の質は戦時中から今日に至るまで急速に低下の傾向にあつて、人材を得ようとして得られないのが教育界の現状であるが、今日では更にそれだけではなく、單に教員の定数を増やすことすら困難である。各学校の責任者や関係官廳はこの教員不足の補充に苦惱してゐる現状であるが、教員の待遇が劣悪を極め、その収入が他の職場より著しく低下にある現在では、到底この苦惱を解消することが出来ない。よつて教員が教育の任事に専念することによつて、それだけで食つて行くに足る待遇の改善を要する。即ち給與の引上げ、生活物資の現品支給、所得税の軽減、旅費の実額支給並びに公務上の交通機関の利用に関する便益供與を履行されたいとの趣旨であつて参議院は、新日本の再建の鍵は教育にあることに留意し、教育の事務に没頭する教員の待遇を改善することは極めて緊急必要なることを認め、願意の大体は妥當なものと思ひ、よつて、内閣は鋭意これが迅速なる実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

労働委員会陳情特別報告第三号

教員待遇改善に関する陳情

陳第六百二十一号 三重縣志摩郡島羽小学校校長林正己外五十五名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月六日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

労働委員会陳情特別報告第三号

教員待遇改善に関する陳情

陳第六百二十一号 三重縣志摩郡島羽小学校校長林正己外五十五名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月六日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

労働委員会陳情特別報告第三号

教員待遇改善に関する陳情

陳第六百二十一号 三重縣志摩郡島羽小学校校長林正己外五十五名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月六日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

ついで御報告を申上げたいと存じます。これらの請願及び陳情は、いずれも労働者の給與等に関する問題でありまして、一つは官公廳職員の問題であり、他は教員の待遇改善の問題であります。当委員会におきましては、慎重なる審議をいたし、政府よりは労働省政務次官、婦人少年局長、大藏省給與局長、文部省学校教育局長が出席しまして、詳細なる説明及び答弁があつたのであります。

これから経過の概要を申上げたいと存じます。先ず請願第六百十八号熊本市の地域給引上げに関する請願であり、これは現在官公廳職員に行われております地域給の下で、熊本市は極めて高物價に悩まされております。情につきまして詳細なる説明を具して、現在の地域給の額を更に適當なところまで引上げて欲しいという趣旨の請願であります。熊本市はたゞ生産縣内に位置しているという概念的な前提の下に、現在まで乙地に指定されて來ましたが、純然たる消費地である熊本市に居住する官公廳職員の実生活態は、現在特地位又は甲地と指定されておられます。福岡や長崎、その他の北九州の都市と何ら異なるところはなく、むしろ苦境に陥つてゐるのであります。から、熊本市の現在の地域給を速かに引上げて貰ひたい。これが請願の大体の骨子をなしてゐるのであります。これにつきましては、大藏省の政府委員より、現在の地域給が果して全地域に亘つて適當なりや否やということとは相當疑問があつて、目下種々研究是正中である。ただ本件のごとき地域給の引上げが、何ら他の地域との比較綜合をせずして、個別的に取上げられること

は相当無理なことであるから、政府においては、或はその地域の労働組合の意見を聴き、或いは府縣知事の意見を聴取し、それを更に全般的に綜合批判して決定して行きたいと考えている。特に熊本市のごときは全般的にこれを觀察するときは、必ずしも高物價の基だしいものなりとは言ひ得ないという旨の答弁があつたのであります。

併しながら、現在の各地の地域給が適正を欠いていることも政府においてこれを認めていられるのであります。各地を全般的に見てこれを是正することとが目下の急務であり、又熊本市が前述のごとき理由によりまして、最近高物價となつて、官公廳職員が極めて苦しい生活に直面している筈も亦これを否むわけに行かないのであります。

従いまして、この請願の趣旨は大體において妥當であると認めました。ただ政府はこの問題を一地域に止めず、各地を全般的に取上げまして、各地の生活実態をよく考慮しまして、地域給に對しても最も適正な給與が決定されるように、近く新給與制の実施に當りましては極力善処して迅速なる解決を図るべきであるとの意見の一致を見、内閣へ申達する必要があるという

ことに決定せられたのであります。次は陳情第六百二十一号で、三重縣下の教員よりの待遇改善の陳情であります。申すまでもなく、新日本再建の基礎ともいへば教育に専念する教員は誠に重大なる責任を担つておられるものであります。然るにこの教員の資質は戦時中から今日に至るまで急速に低下の一途を辿つておりました、人材を得ようとしても得られないのが教育界の

偽らざる現状である。教員の待遇が他の職業より著しく低下している現在におきましては、教員が教育の事に専念することが不可能であるから、速かに待遇の改善を図られたいとの陳情であります。そうしてその具体的な要項をいたしまして、給與の引上げ、生活物資の現品支給、所得税の軽減、旅費の実費支給並びに公務上の交通機関の利用に關する便益供與等を挙げているのであります。これに關しまして政府委員より説明を聴取いたしましたところ、從來教員の待遇は一般官吏よりも低位にあつたので、今回一應一般官吏並には引上げたのであります。併し俸給以外のものを含めた給與全体から考へるときは、教員の待遇はまだ劣つてゐる。特に旅費、住宅、物資配給の面において改善を要するものがある。目下教員の待遇改善に關し適切な処置を研究中である旨の答弁があつたのであります。民主新日本再建に重大なる使命を持つ教員の待遇を改善することは極めて、緊要なることとして、本陳情の趣旨を妥當なものとして認め、そうして採決の結果、全会一致を以てこの陳情を本會議において採択せらるべきものと決定いたしました。又全会一致を以て、内閣において迅速に処置するを適當と認めまして、内閣に送付すべきものと決定いたしました。以上を以て、次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告

の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。

○副議長(松本治一郎君) この際、日程の順序を変更し、日程第一五より日程第三五までの請願、及び日程第四七より日程第四九までの陳情を一括して議願とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員会理事小野君。

運輸及び交通委員会請願審査報告書第三号

一 議院の會議に付するを要するもの

請第八八号 五條駅、新宮市間の鉄道速成に關する請願

請第八十九号 東海道線沼津、濱松兩駅間の電化速成に關する請願

請第九十号 常磐線松戸、我孫子兩駅間電化促進に關する請願

請第九十一号 東海道線沼津、濱松兩駅間の電化速成に關する請願

請第九十二号 常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に關する請願

請第九十三号 肥薩線電化工事に關する請願

請第九十四号 北海道雨龍郡沼田町長青陽松太郎外四名提出

請第九十五号 土讃線電化に關する請願

請第九十六号 直江津、六日町兩駅間に鐵道を敷設することに關する請願

請第九十七号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第九十八号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第九十九号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百号 津、濱松兩駅間電化促進に關する請願

請第一百零一号 東海道線沼津、濱松兩駅間電化促進に關する請願

請第一百零二号 大糸線全通促進に關する請願

請第一百零三号 濱原、十日市兩駅間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百零四号 栃木縣今市、福島縣田島町間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百零五号 白棚鐵道線復旧に關する請願

請第一百零六号 大牟田駅復旧に關する請願

請第一百零七号 東北本線磐城西郷信号所を貨客取扱駅とするに關する請願

請第一百零八号 省線電車を小田原まで延長することに關する請願

請第一百零九号 直江津、六日町兩駅間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十一号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十二号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十三号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十四号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十五号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十六号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十七号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十八号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百一十九号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十一号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十二号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十三号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十四号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十五号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十六号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十七号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十八号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百二十九号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十一号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十二号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十三号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十四号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十五号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十六号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十七号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十八号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百三十九号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十一号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十二号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十三号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十四号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十五号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十六号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十七号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十八号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百四十九号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百五十号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百五十一号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百五十二号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百五十三号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百五十四号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第一百五十五号 静岡県磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願

請第百八十八号 千葉縣柏町豊
四季八三一号 刺野吉提出
請第百八十九号 北海道七川郡
促進に関する請願

請第百八十九号 北海道七川郡
清水町長松平信介提出
大牟田駅復興に関する請願
請第百九十六号 大牟田市市長田中
忠藏提出

東北本線磐城西郷信号所を貨客取
扱駅とすることに關する請願
請第百九十九号 福島縣西白
川郡白河町長中目端男外六名
提出

省線電車を小田原まで延長するこ
とに關する請願
請第百九十八号 神奈川縣小
田原市幸一丁目一三八番地佐
藤謙吉外三名提出

直江津、六日町兩駅間に鐵道を敷
設することに關する請願
請第百九十六号 新潟縣東頸
城郡松代村長柳宗一郎外二十
二名提出

靜岡縣磐田郡二俣町、佐久間村間
に鐵道を敷設することに關する請
願
請第百九十八号 濱松市長坂
田啓造外三名提出

油津臨港鐵道敷設に關する請願
請第百九十七号 宮崎縣南那珂郡
油津町長隈本龍被外三名提出

東海道線沼津、濱松兩駅間電化促
進に關する請願
請第百九十一号 靜岡市追手町
三八番地社團法人靜岡縣純光
協會會長中山均提出

大糸線全通促進に關する請願

請第百二十六号 長野縣東筑
摩郡新村長上條信外四名提出
濱原、十日市兩駅間に鐵道を敷設
することに關する請願
請第百五十三号 廣島縣雙三
郡三次町長三浦正外十九名提
出

栃木縣今市、福島縣田島町間に
鐵道を敷設することに關する請願
請第百七十三号 栃木縣上郡
賀那今市町長熊谷安正外八名
提出

白棚鐵道線復旧に關する請願
請第百八十三号 福島縣東白
川郡棚倉町字莊園八番地菊地
貞輔外七名提出

土浦線電化に關する請願
請第百八十七号 高知縣知事
川村和嘉治外十四名提出

肥薩線電化促進に關する請願
請第百四十号 熊本縣知事櫻井
三郎外七十八名提出

右二十一件の請願は内閣に送付する
を要するものと審査決定した。よつ
て別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十二年十二月六日

運輸及び交 板谷 順助
運委員長
參議院議長松平恒雄殿

意見書案
五條駅、新宮市間の鐵道速成に關
する請願
請願者 奈良縣宇智郡五條町長
西尾修五郎提出

直江津、六日町兩駅間に鐵道を敷
設することに關する請願
請願者 新潟縣東頸城郡松代村
長柳宗一郎外二十二名提出

靜岡縣磐田郡二俣町、佐久間村間
に鐵道を敷設することに關する請
願
請願者 濱松市長坂田啓造外三
名提出

油津臨港鐵道敷設に關する請願
請願者 宮崎縣南那珂郡油津町
長隈本龍被外三名提出

大糸線全通促進に關する請願
請願者 長野縣東筑摩郡新村長
上條信外四名提出

濱原、十日市兩駅間に鐵道を敷設
することに關する請願
請願者 廣島縣雙三郡三次町長
三浦正外十九名提出

栃木縣今市、福島縣田島町間に
鐵道を敷設することに關する請願
請願者 栃木縣上郡賀那今市町
長熊谷安正外八名提出

右の請願は
その地方の運輸交通の需要が大であ
るから速かに鐵道を敷設せられたい
との趣旨であつて參議院は、願意の
大体は妥當なものなりと思ふ。よつ
て内閣は予算及び資材の許す限り鋭
意これが實現に努力せられたい。こ
こに國會議法第八十一條により別冊を
送付する。

昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案
常盤線松戸、平岡駅間電化促進に
關する請願
請願者 社團法人平岡工會議所
會頭橋本久太郎提出

常盤線松戸、我孫子兩駅間電化工
率実施に關する請願

請願者 千葉縣東葛飾郡柏町長
中山謙太郎外二十一名提出
常盤線松戸、我孫子兩駅間電化促
進に關する請願
請願者 千葉縣柏町豊四季八三
一号 刺野吉提出

省線電車を小田原まで延長するこ
とに關する請願
請願者 神奈川縣小田原市幸一
丁目一三八番地藤謙吉外三名提
出

東海道線沼津、濱松兩駅間の電化
速成に關する請願
請願者 靜岡市追手町三八番地
沼津、濱松間鐵道電化期成同
盟會長小林武治提出

東海道線沼津、濱松兩駅間電化促
進に關する請願
請願者 靜岡市追手町三八番地
社團法人靜岡縣純光協會會長
中山均提出

右の請願は
輸送力の増強を要する必要があるから
鐵道電化を實施せられたいとの趣旨
であつて參議院は、願意の大体は妥
當なものなりと思ふ。よつて内閣は
予算及び資材の關係ともならみ合
せ、鋭意これが實現に努力せられた
い。ここに國會議法第八十一條により
別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案
肥薩線電化工事に關する請願
請願者 熊本縣人吉市長小川政
喜提出

同 熊本縣知事櫻井三郎外
七十八名提出

土浦線電化に關する請願
請願者 高知縣知事川村和嘉治
外十四名提出
右の請願は
急勾配線であるから輸送力増強有炭
節約のため速かに鐵道の電化を圖
られたいとの趣旨であつて參議院
は、願意の大体は妥當なものなりと
思ふ。よつて内閣は予算及び資材の關
係をもならみ合せ鋭意これが實現に
努力せられたい。ここに國會議法第
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案
札沼線中の撤收區間復旧に關する
請願
請願者 北海道雨龍郡沼田町長
青陽松太郎外四名提出

右の請願は
戰時中鐵道が撤收せられたため困難
を來しているから急速復元を實現せ
られたいとの趣旨であつて參議院
は、願意の大体は妥當なものなりと
思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現
に努力せられたい。ここに國會議法第
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲殿

意見書案
贛振國富内、十勝清水間鐵道敷設
促進に關する請願
請願者 北海道七川郡清水町長
松平信介提出

右の請願は
その地方の運輸交通の需要が大であるから速かに鐵道を敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。但し本線との分岐点については慎重に調査の上決定する必要があると思ふ。よつて内閣は資材及予算の許すかぎり鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

大牟田駅復興に関する請願

請願者 大牟田市長山中忠誠提

出

右の請願は
大牟田駅は戦後應急バラック建て腐朽倒壊の惧があり乗降客多量混雑して危険であるから急復旧を實現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

東北本線磐城西翔信号所を貨客取扱駅とするに關する請願

請願者 福島縣西白川郡白川町

長中目録外六名提出

右の請願は

運輸交通の需要が著しく増加したから西郷信号所を普通駅に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、白棚線が復旧すれば重要な分岐点となる可能性があると思ふから願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

白棚線復旧に關する請願

請願者 福島縣白河郡棚倉町

関八州地直衛外七十名提出

右の請願は

この地方は各炭鉱の生産に關する運輸交通の需要が大であるから速かに白棚線道を復旧せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

運輸及び交通委員会陳情審査報告書第三号

一議院の會議に付するを要するもの。

陳第九十九号 東北本線宇都宮、大宮間、日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横

川間電化工事を実施すること
に關する陳情

陳第四百六十七号 東海道線沼津、濱松兩駅間電化促進に關する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月六日

運輸及び交通委員会陳情特別報告書第三号

運輸委員長 板谷 順助

参議院議長松平恒雄殿

東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情

陳第九十九号 栃木縣議會議長

高際徳治提出

信越線高崎、横川間電化工事を実施することに関する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化期成同盟代表高崎市長小島弘一外十九名提出

東海道線沼津、濱松兩駅間電化促進に關する陳情

陳第四百六十七号 沼津市議會議長鈴木辰蔵外六名提出

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員長 板谷 順助

意見書案

東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化實現に關する陳情

陳第四百六十七号 沼津市議會議長鈴木辰蔵外六名提出

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員長 板谷 順助

意見書案

東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化實現に關する陳情

陳第四百六十七号 沼津市議會議長鈴木辰蔵外六名提出

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員長 板谷 順助

意見書案

東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化實現に關する陳情

陳第四百六十七号 沼津市議會議長鈴木辰蔵外六名提出

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員長 板谷 順助

意見書案

東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化實現に關する陳情

陳第四百六十七号 沼津市議會議長鈴木辰蔵外六名提出

参議院議長松平恒雄殿

運輸委員長 板谷 順助

意見書案

東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化實現に關する陳情

陳第四百六十七号 沼津市議會議長鈴木辰蔵外六名提出

参議院議長松平恒雄殿

陳情者 栃木縣議會議長高際徳治提出

東海道線沼津、濱松間電化促進に關する陳情

陳情者 沼津市議會議長鈴木辰蔵外六名提出

右の陳情は

輸送力の増強を要するから鐵道電化を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は予算及び資材の關係にもらみ合せて鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

信越線高崎、横川間電化工事を実施することに関する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化期成同盟代表高崎市長小島弘一外十九名提出

陳情者 信越線高崎、横川間電化期成同盟代表高崎市長小島弘一外十九名提出

右の請願は

急勾配線を輸送力改善のため速かに鐵道電化を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は予算及び資材の關係にもらみ合せて鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

信越線高崎、横川間電化工事を実施することに関する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化期成同盟代表高崎市長小島弘一外十九名提出

陳情者 信越線高崎、横川間電化期成同盟代表高崎市長小島弘一外十九名提出

右の請願は

急勾配線を輸送力改善のため速かに鐵道電化を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は予算及び資材の關係にもらみ合せて鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

信越線高崎、横川間電化工事を実施することに関する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化期成同盟代表高崎市長小島弘一外十九名提出

陳情者 信越線高崎、横川間電化期成同盟代表高崎市長小島弘一外十九名提出

右の請願は

急勾配線を輸送力改善のため速かに鐵道電化を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は予算及び資材の關係にもらみ合せて鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

信越線高崎、横川間電化工事を実施することに関する陳情

陳第二百一十一号 信越線高崎、横川間電化期成同盟代表高崎市長小島弘一外十九名提出

○小野哲君 請願第四百四十二号外八件、陳情第二百一十一号外二件の鐵道電化に關する請願、陳情を取纏め、委員會における審議の経過並びに結果を御報告いたします。各請願、陳情につきましては、紹介議員の熱心な説明と政府の詳細な説明とがありました。委員は請願書、陳情書その他の關係文書を御覽願うこととし、ここでは簡単に申し上げます。

先ず政府に鐵道電化の根本方針を質問しましたところ、鐵道電化は石炭の節約、無常費の節減、輸送力の増強等に多大の効果があるから、極力実施を進めて行きたい。特に輸送量の多い線区とか、勾配区間の多い線区とか、大都市近郊の旅客輸送の行詰つている線区等を優先的に電化して行く方針である。併し一方鐵道電化は多大の予算と資材を要するから、これらの事情と腕み合せの上、順次実施に移して行くつもりであるという説明でありました。

先ず請願第四百四十二号、常磐線松戸、平兩駅間電化促進に關する請願、同じく第四百四十四号及び第四百八十八号、常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に關する請願であります。審議の結果は、東京附近の特に旅客輸送の混雑して居る区間であり、成るべく速かに電化を要するもので、これを内閣に送付するを要するものと全員一致議決いたしました。

次に請願第四百七十三号、及び第四百八十号、肥後線電化に關する請願は、審議の結果、勾配の多い重要線区であるから、成るべく速かに電化を要するものと、これを内閣に送付するを要するものと全員一致議決いたしました。

次に請願第二百七十八号、省線電車を小田原まで延長することに関する請願、同じく第百十二号、第三百十一号及び陳情第四百六十七号、東海道線沿津、濃松間電化促進に関する件は、いずれも東海道線一部の電化又は電車化の問題でありまして、審議の結果は、これらの線区は最も輸送量が多く、且つ極めて混雑しておる線区であるから、成るべく速かに電化又は電車化を図る必要ありとし、これを内閣に送付するを要するものと全員一致議決いたしました。

次に請願第三百八十七号、土讃線電化に関する請願であります。審議の結果は、本区間は重要な線区であり、且つ極めて勾配も多いことであるから、成るべく速かに電化を図る必要があるとし、これを内閣に送付するを要するものと全員一致議決いたしました。

次に陳情第二百一十号、信越線高崎、横川間電化工事を実施することに關する陳情であります。本区間は勾配の特に甚だしい重要区間でありますので、審議の結果は、成るべく速かに電化を図る必要ありとし、これを内閣に送付するを要するものと全員一致議決いたしました。

次に陳情第九十九号、東北線宇都宮、大宮間、日光線宇都宮、日光間、及び両毛線小山、高崎間の電化実現に關する陳情であります。審議の結果は、これらの線区は東京附近の旅客輸送の混雑する区間でありますから、予算及び資材の事情とも睨み合せ、逐次電化を図る必要ありとし、全員一致これを内閣に送付するものと議決いたしました。

引續いて請願第八号外十一件の鐵道建設等に関する請願を取り纏め御報告申上げますと、先ず鐵道建設につき政府より根本的方針の説明がございまして、これによりますと、鐵道の建設は予算と資材の上から強い制約を受けておるから、現在着手しておる建設線でも、なか／＼これを早急に完成させることは困難である。又國有鐵道としては、將來の建設計画については、採算という観点からも十分考慮して計画を立てなければならぬと考えておるという説明がございました。

請願第八号、五條駅、新宮市間の鐵道速成に関する請願、同じく第九十八号、静岡縣磐田郡二俣町、佐久間間に鐵道を敷設することに関する請願、同じく第三百二十六号、大糸線全通促進に関する請願、同じく第三百五十三号、酒原、十日市兩駅間に鐵道を敷設することに関する請願、同じく第三百七十三号、栃木縣今市、福島縣田島兩町間に鐵道を敷設することに関する請願であります。これらはいずれも重要な予定線であり、沿線は人口も物資も豊かな路線でありますので、審議の結果、予算及び資材の許す限り速かに鐵道を敷設するより、内閣に送付するを要するものと全員一致議決いたしました。

次に請願第八十九号、贈振國富内、十勝清水間に鐵道敷設促進に關する請願につきましては、審議の結果、これは重要な予定線であるが、分岐点は政府において慎重に調査研究中であるから、十勝清水と決めるわけに行かない。單に富内を起点とする予定線の工事を予算及び資材の許す限り速かに

実施するより、内閣に送付を要するものと全員一致議決いたしました。

次に請願第二百九十六号、直江津、六日市兩駅間に鐵道を敷設することに關する請願は、沿線に頸城油田があり、又米の産地で重要な開拓路線である点、又請願第三百一十号、油津臨港鐵道敷設に関する請願は、油津港が重要な港灣であり、有力な木材、海産物の集散地である点に鑑み、審議の結果、予算及び資材の許す限り、速かに工事を実施するより内閣に送付を要するものと、全員一致議決いたしました。

次に鐵道線路又は駅舎復旧の請願であります。請願第八十四号、札沼線中の撤收区間復元に関する請願、同じく第二百六号、大牟田駅復旧に関する請願、同じく第三百八十三号、白羽鐵道復旧に関する請願に対し、政府よりこれらの復旧については鋭意努力する旨の説明があり、審議の結果、全会一致内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に請願第二百三十九号、東北本線磐城西郷信号所を貨客取扱駅とするに關する請願は、白羽線が復旧すれば重要な分岐点となる可能性があるという理由で、審議の結果、全員一致これを内閣に送付を要するものと議決いたしました。以上御報告申上げます。

(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を願います。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全員一致を以て採択し、内閣に送付することに決定されました。

○副議長(松本治一郎君) 日程第三六より日程第四二までの請願を一括し議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通信委員長深水六郎君。

通信委員会請願審査報告書第一号

- 一 議院の會議に付するを要するもの。
 - 請第二百四十号 「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願
 - 請第三百八十八号 北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに関する請願
 - 請第四百二十八号 會津高田駅前郵便局を敷設することに関する請願
 - 請第四百六十六号 栃木縣佐野郵便局舎新築並びに交換方式改善等に関する請願
 - 請第四百八十四号 岡山縣勝田郡豊田村に豊澤郵便局を設置することに関する請願
 - 請第五百三十九号 大阪府歌垣郵便局の電信電話事務及び交換事務開始に關する請願
 - 請第五百六十八号 群馬縣群馬郡総社村に郵便局を設置することに関する請願

右の通り審議決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月五日

委員長 深水 六郎

参議院議長 松平恒雄 殿

通信委員会請願特別報告第一号 「教育振興」特殊郵便切手発行に關する請願

- 請第二百四十号 東京都世田谷区上馬二ノ四九三井高陽外三十二名提出
- 北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに関する請願
- 請第三百八十八号 北海道空知郡富良野町長藤原宗信外四名提出

- 會津高田駅前郵便局を敷設することに関する請願
- 請第四百二十八号 福島縣犬伏郡高田町甲二三三二渡部勉外三名提出
- 栃木縣佐野郵便局の電話局舎新築並びに交換方式改善等に関する請願
- 請第四百六十六号 栃木縣佐野市長伊藤弘憲外二名提出
- 岡山縣勝田郡豊田村に豊澤郵便局を設置することに関する請願
- 請第四百八十四号 岡山縣勝田郡豊田村長須一源平外二名提出
- 大阪府歌垣郵便局の電信電話事務及び交換事務開始に關する請願
- 請第五百三十九号 大阪府豊能郡歌垣村長谷嘉十郎外五名提出
- 群馬縣群馬郡総社村に郵便局を設置することに関する請願

請第五百六十八号 群馬縣群馬郡元結村長賀川友一外一名提出

右七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月五日

通信委員長 深水 六郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬二ノ四九三井高陽外三十二名提出

出

右の請願は教育振興を國民一般に浸透させるために、郵便切手を利用することが効果的であるから、「教育振興」特殊郵便切手を発行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬二ノ四九三井高陽外三十二名提出

右の請願は教育振興を國民一般に浸透させるために、郵便切手を利用することが効果的であるから、「教育振興」特殊郵便切手を発行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願

請願者 北海道空知郡富良野町長藤原宗信外四名提出

右の請願は富良野町は北海道の中央に位置し省線根室本線と富良野線との交叉地にあつて、農作物の集散地であり、且終戦以來の発展著しいが、富良野郵便局が特定局であるために、通信機能の整備が、これに伴うことはむずかしく従つて、同町の発展上有利でないから富良野郵便局を普通局に昇格されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願

請願者 北海道空知郡富良野町長藤原宗信外四名提出

右の請願は富良野町は北海道の中央に位置し省線根室本線と富良野線との交叉地にあつて、農作物の集散地であり、且終戦以來の発展著しいが、富良野郵便局が特定局であるために、通信機能の整備が、これに伴うことはむずかしく従つて、同町の発展上有利でないから富良野郵便局を普通局に昇格されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

式電話を共電式に改めて、疎道を改善し、均一料金制を度徴制に改めて、加入者負担の公平と利便増進を図り、産業の発展を助長されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は予算及び資料の都合を考へて、なるべく速かにこれが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願

請願者 岡山縣勝田郡豊田村村長須一源平外二名提出

右の請願は豊田村大字豊澤は交通及び産業上の要地であるから、速かに郵便局を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願

請願者 岡山縣勝田郡豊田村村長須一源平外二名提出

右の請願は豊田村大字豊澤は交通及び産業上の要地であるから、速かに郵便局を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願

請願者 大阪府豊能郡歌垣村長谷嘉十郎外五名提出

右の請願は歌垣村は大阪府の極北に位置し、京都府桑田郡と境を接し、村内に各種工場を所有しているが、既設電話交換局まで、三千五百米あり中間に峠があるため、相当時間を要する、而して既設交換局の村行政は別個になつており、経済的に別個なものである。且当該村は村内に有する事業の關係上、京阪神のえい星都市としての生命があるから、歌垣郵便局に電信電話通話事務及び電話交換事務を開始されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願

請願者 大阪府豊能郡歌垣村長谷嘉十郎外五名提出

右の請願は歌垣村は大阪府の極北に位置し、京都府桑田郡と境を接し、村内に各種工場を所有しているが、既設電話交換局まで、三千五百米あり中間に峠があるため、相当時間を要する、而して既設交換局の村行政は別個になつており、経済的に別個なものである。且当該村は村内に有する事業の關係上、京阪神のえい星都市としての生命があるから、歌垣郵便局に電信電話通話事務及び電話交換事務を開始されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

「教育振興」特殊郵便切手発行に関する請願

請願者 群馬縣群馬郡元結村長賀川友一外一名提出

右の請願は群馬縣群馬郡元結村は戸数約六百、人口約三千五百を有し、縣下屈指の密集部落であり学校、役場その他の公共機関があつて、益々発展の途上にあるが、郵便局に恵まれていないから当該村及び隣村住民の利便のために、本部落に郵便局を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は予算の都合を考へて鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

〔深水六郎君登壇、拍手〕

○深水六郎君 只今議題となりました請願について、通信委員会の審議の結果並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

先ず教育振興特殊郵便切手発行に関する請願でございますが、その願意とするところは、教育の振興には國民全般に對してその重要性を認識せしめることが必要である。その一方法として、最も普遍性を有し且つ浸透性、國際性を有する郵便切手を利用したい。よつて特別の意匠をこらした優秀な切手を発行したいといふのであります。本委員会は時節柄極めて適切なことであると認め、これを採択し、議院の會議に付するを要し、而して内閣に送付すべきものと全会一致決定した次第でございます。

又北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに関する請願の願意は、同町の重要性及び最近の町勢発展に通信機関の充実改善を合せしめ得るようになし、以て同町発展を助長するようになされたといふのでございます。又會津高田駅前郵便局を設置することに関する請願の願意は、會津高田駅前の地況はその発展著しいものがあるから、これまで二回郵便局の設置を請願し採択されたものであるが、この際是非急速に実現されたいといふこととあります。又栃木縣佐野郵便局舎新築並びに交換方式改善等に関する請願の願意は、佐野郵便局舎は新築以來四十年を経過して腐朽甚だしく且つ手狭であるから、これを新築し、且つ電話も旧式であるからこれを自動式に改め且つ度敷制にされたいといふので

局まで、三千五百米あり中間に峠があるため、相当時間を要する、而して既設交換局の村行政は別個になつており、経済的に別個なものである。且当該村は村内に有する事業の關係上、京阪神のえい星都市としての生命があるから、歌垣郵便局に電信電話通話事務及び電話交換事務を開始されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

請願者 岡山縣勝田郡豊田村村長須一源平外二名提出

右の請願は豊田村大字豊澤は交通及び産業上の要地であるから、速かに郵便局を設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

請願者 岡山縣勝田郡豊田村村長須一源平外二名提出

右の請願は歌垣村は大阪府の極北に位置し、京都府桑田郡と境を接し、村内に各種工場を所有しているが、既設電話交換局まで、三千五百米あり中間に峠があるため、相当時間を要する、而して既設交換局の村行政は別個になつており、経済的に別個なものである。且当該村は村内に有する事業の關係上、京阪神のえい星都市としての生命があるから、歌垣郵便局に電信電話通話事務及び電話交換事務を開始されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

請願者 大阪府豊能郡歌垣村長谷嘉十郎外五名提出

右の請願は歌垣村は大阪府の極北に位置し、京都府桑田郡と境を接し、村内に各種工場を所有しているが、既設電話交換局まで、三千五百米あり中間に峠があるため、相当時間を要する、而して既設交換局の村行政は別個になつており、経済的に別個なものである。且当該村は村内に有する事業の關係上、京阪神のえい星都市としての生命があるから、歌垣郵便局に電信電話通話事務及び電話交換事務を開始されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

あります。又岡山縣勝田郡豊田村に豊澤郵便局を設置することに關する請願の願意は、豊田村大字豊澤は交通及び産業上の要地であるから、速かに郵便局を設置されたいというのであります。又大阪府歌垣郵便局の電信電話事務及び交換事務開始に關する請願の願意は、歌垣村は大都市京阪神の衛星としての存在價値を有し、これとの通信連絡は極めて重要であるから、歌垣郵便局に電信電話事務及び交換事務を開始されたいというのであります。又群馬縣群馬郡元総社村に郵便局を設置することに關する請願の願意は、總社村字總社は縣内屈指の密集部落であり、学校その他の公共施設があり、産業上重要な所であるから、この部落に郵便局を設置されたいというのであります。本委員会は、いづれもこれらの請願を妥當であると認めましたので、財政その他の條件を考慮に入れ、実現するように要望することを前提として、以上の請願いづれもこれを採択し、議院の會議に付するを要し、而して内閣に送付すべきものと全会一致決定いたしました次第であります。甚だ簡單でございますが、通信委員会の審議の経過並びに結果の御報告をいたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕
○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付すること

に決定せられました。

○副議長(松本治一郎君) 日程第四十六の陳情を議題といたします。先ず委員長報告を求めます。電氣委員長佐々木良作君。

電氣委員会陳情審査報告書第四号

一議院の會議に付するを要するもの。

陳第六百八号 電力冬期対策に關する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十二月五日

電氣委員長 佐々木良作

參議院議長松平恒雄殿

電氣委員会陳情特別報告第三号

電力冬期対策に關する陳情

陳第六百八号 大阪府議會議長

鹿瀬勝外六名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月五日

電氣委員長 佐々木良作

參議院議長松平恒雄殿

意見書案

電力冬期対策に關する陳情

陳情者 大阪府議會議長廣瀬勝

外六名提出

右の陳情は、近畿地方の電力事情は、夏期以來の需給不均衡が最近に至つていよいよ増大し、現下最も強力で展開すべき産業復興は、重要工場の極度の制電に遭遇して、前途の希望を失うに至

つた上家庭生活の苦難もまた加重されてゐるから、渇水期を控えて火力発電の強力補給をはじめ窮狀打開のための緊急対策を講ぜられ、発電配電の全面にわたる有効適切な措置を断行せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なるものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

〔佐々木良作君登壇、拍手〕

○佐々木良作君 只今議題となりました陳情第六百八号の委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

陳情第六百八号は電力冬期対策に關する陳情というのでありまして、近畿二府五縣電力対策協議会の大府議會議長外六名から寄せられたものでありまして、近畿地方の電力事情の夏期以來の需給不均衡が最近いよいよ甚だしくなつて、渇水期を迎えて全面的に重大な危機に直面しておられますので、火力発電の強力補給を初め六項目の緊急対策を要望事項として、この二府五縣対策協議会の決議を経て陳情して來たものでありまして、委員会はこれについて審議を重ね、政府の意見を質したところ、現下の情勢から至當な意見であるから、議院に報告し、必要な意見を附して内閣に送付するを要するものと全会一致を以て可決した次第であります。尙詳細は文書表その他を御參照願ひたいと思ひます。以上簡單です

が、陳情第六百八号、電力冬期対策に關する陳情の委員会における経過並びに結果を御報告いたします。

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本陳情は委員長の報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定されました。

○副議長(松本治一郎君) 議事の都合により日程第五〇より日程第五二まではこれを次会に延期いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。

○副議長(松本治一郎君) 日程第五三、生鮮食料品及び青果物に關する調査に關する件、商業委員一松政二君。

調査報告書

生鮮食料品及び青果物に關する件

右の件に關し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十二年十二月六日

商業委員長 一松 政二

參議院議長松平恒雄殿

生鮮食料品統制が國民生活に甚大な影響を與へてゐる実情に鑑み本委員会においては去る八月四日議長の承認を得て生鮮食料品の集荷配給に

關する調査に着手し、調査の便宜のため、六名の小委員を選定し、これを二班に分ち一班は、八月十一日から二十二日迄關東地方へ、他の一班は、八月十一日から二十一日迄關西地方へ赴いて重要消費地の集荷配給業者、消費者及び地方廳等から現在の制度の欠陥及びこれが改善方につき意見を聴き又商業委員会において委員会を開催して各調査に基き慎重に検討を加えた結果全会一致を以て次の如き結論を得た。

第一、魚介類に就ては統制を撤廃して自由販賣制を探ることを原則とする。但し資材の配給を得て漁獲された魚介類に就いてはその配給資材の限度においてこれを供出せしめ正規のルートに分荷配給すること

第二、蔬菜類に就ては全面的に統制を撤廃すること、

多数意見者署名
黒川 武雄 中平常太郎
波多野林一 鎌田 逸郎
小林米三郎 九鬼紋十郎
大野木秀次郎 油井賢太郎
結城 安次

〔一松政二君登壇、拍手〕
○一松政二君 只今議題となりました生鮮食料品の集荷配給に關する問題につきまして、商業委員会が調査いたしましたその結果を御報告いたします。

魚介類及び蔬菜類の生鮮食料品の配給統制については、これまで議論の中心となり、何人も満足することができず、政府におきましても、しばらく方

法を要する今日に及んだのであります。然るが、依然として統制はありながらこれを執行することができず、混沌たる成行を呈しておるのであります。この状態をこのまま放置して置くことは、生産者にも消費者にも利益を興えるものでなく、生産の増加も期待することができません。先ず実情調査をいたすことになり、本院の承認を得まして、生鮮食料品の運搬配給に関する小委員会を設け、六名の小委員を選定し、これを二班に分ち、一松、中平、柚井の各委員を第一班とし、佐伯、廣瀬、黒川の各委員を第二班とし、第一班は八月十一日から二十二日まで関東及び東北地方へ、第二班は八月十一日から二十一日まで、関西及び福岡地方へ赴いて、重要消費地の集荷配給業者、消費者及び地産等から現在の制度の欠陥及びこれが改善につき意見を聴取し、貴重な資料と報告書とを提出されたい次第であります。

木委員会では、右の報告及び資料に基づきまして、慎重に本問題に関する検討をいたしまして、全会一致を以て次のごとき結論を得た次第であります。即ち

第一、魚介類については統制を撤廃して自由販賣制を採ることを原則とする。但し資材の配給を得て漁獲された魚介類については、其の配給資材の限度に於てこれを供出せしめ、正規のルートに分荷配給すること。

第二、蔬菜類については、全面的に統制を撤廃すること。

以上簡單であります。が御報告申上げることでありませぬ。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) これにて午後二時三十分まで休憩いたします。

午後四時四十二分休憩

午後二時七分開議

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き会議を開きます。日程第五、食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律案、日程第六、食糧管理特別会計が農災災害補償法により昭和二十二年に於いて負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案、日程第七、財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律案、いずれも内閣提出、衆議院送付、以上三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長長岡英雄君。

審査報告書

食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月六日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

要領書

委員会の決定の理由

本改正案は食糧管理特別会計法の一部を改正し、昭和二十二年産米及び甘藷の生産価格の引上に伴い、食糧証券の発行限度額二百億円を以てしては食糧買入の円滑な操作が困難となるので、その限度額を四百億円に引上げると共に、同法の規定内容を財政法の趣旨に適合するように、所要の改正を加えようとするものであつて適当な改正と認める。

また國有林野事業特別会計の一部を改正して、同会計が歳出の増加の反面、業務収入の増加が之に足りないのので、差し当りの措置として、此の会計の製品の対前年度比較増加額を限度として借入金となすことが出来るものとするのであつて、適当な改正と認める。

二、事件の利害得失

本改正によつて食糧管理特別会計及び國有林野事業特別会計の運営を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本改正のために別に費用を要しない。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月五日

衆議院議長 松岡 駒吉

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

第一條 食糧管理特別会計法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「借入」を「一時借入」に改める。

第四條第二項中「借入金」を「一時借入金」に改める。

第四條ノ二中「及借入金」を、「借入金及一時借入金」に、「二百億円」を「四百億円」に改める。

第六條ノ二 農林大臣ハ毎年度本會計ノ歳入歳出豫定計算書及國庫債務負擔行爲要求書ヲ作製シ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第六條ノ三 本會計ノ歳入歳出豫算ハ歳入ノ性質及歳出ノ目的ニ從ヒ之ヲ款及項ニ區分ス

第六條ノ四 内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ

前項ノ豫算ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 歳入歳出豫定計算書及國庫債務負擔行爲要求書

二 前年度ノ損益計算書、貸借対照表及財産目録

三 前年度及當該年度ノ豫定損益計算書及豫定貸借対照表

四 國庫債務負擔行爲ニシテ翌年度以降ニ亘ルモノニ付前年度迄ノ支出額及支出額ノ見込並當該年度以降ノ支出豫定額

第八條第二項を削る。

第八條ノ二 農林大臣ハ毎年度歳入歳出豫定計算書ト同一ノ額分ニ依リ本會計ノ歳入歳出決定計算書ヲ作製シ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第八條ノ三 内閣ハ毎年度本會計ノ歳入歳出決算ヲ作成シ一般會計ノ歳入歳出決算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ

前項ノ歳入歳出決算ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 歳入歳出決定計算書

二 當該年度ノ損益計算書、貸借対照表及財産目録

三 債務ニ關スル計算書

第九條 本會計ニ於テ支拂義務ノ

發生シタル歳出金ニシテ當該年度内ニ支出済ト爲ラザリシモノニ係ル歳出豫算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ財政法第四十二條ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣ノ承認ヲ經ルコトヲ要セス農林大臣第一項ノ規定ニ依ル繰越ヲ爲シタルトキハ大藏大臣及會計検査院ニ之ヲ通知スヘシ
第十條中「勅令」を「政令」に改め

第二條 國有林野事業特別会計法の一部を次のように改正する。
附則第五條の次に次の一條を加ふる。

第五條の二 この会計において、事業施設費以外の事業費を支弁するため必要があるときは、当分の間、この会計の負担において、借入金となし又は融通証券を発行することができる。

前項に規定する借入金及び融通証券は、一年内にこれを償還しなければならない。

第一項に規定する借入金及び融通証券の限度額については、予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。但し、その限度額は、この会計の資産に属する製品の当該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならない。

第一項に規定する借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大藏大臣が、これを

行ふ。

第一項に規定する融通証券の償還金の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第三項の規定の適用については、昭和二十二年に限り、同項中「前年度末現在における在庫額」とあるのは、「この会計設置の際この会計の資産に組み入れられた製品の額」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

改正前の食糧管理特別会計法第三條第二項の規定により借り入れた借入金は、これを改正後の同項の規定により借り入れた一時借入金とみなし、改正前の同法第四條第二項の規定により借り換えた借入金は、これを改正後の同項の規定により借り換えた一時借入金とみなす。

審査報告書

食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月六日

財政及び金 黒田 英雄
總委員長

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 深川タマエ 田口政五郎
- 九鬼紋十郎 山田 佐一
- 星 一 西郷吉之助
- 森下 政一 尾形六郎兵衛
- 石川 準吉 西川甚五郎
- 玉屋 喜章 下條 恭兵
- 高橋龍太郎 小林米三郎
- 渡邊 甚吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、農業災害補償法により、食糧管理特別会計において、農業共済員の支拂う水稲の共済掛金の一部を負担することとなり、その負担金を更に消費者に負担させることになつてゐるが、本年度においては、これを消費者に負担せしめることは困難な実情にあるため、農業災害補償法附則第五十條をもつて特別の規定を設け、食糧管理特別会計において負担するが、同会計収入の現状よりしてその財源は一般会計から繰入金にしようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

本法案の施行により、消費者の負担を軽減せしめ得る利益がある。

三、費用

本法案の施行により一般会計よりの繰入金は六億一百万円である。

食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月五日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿

要領書

食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案
政府は、食糧管理特別会計が、農業災害補償法により、昭和二十二年において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計から食糧管理特別会計に繰入金をすることができ。

附則

この法律は、農業災害補償法施行の日から、これを施行する。

審査報告書

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律案
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月六日

財政及び金 黒田 英雄
總委員長

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 深川タマエ 田口政五郎
- 九鬼紋十郎 山田 佐一
- 星 一 下條 恭兵
- 高橋龍太郎 小林米三郎
- 尾形六郎兵衛 石川 準吉
- 西川甚五郎 玉屋 喜章
- 西郷吉之助 森下 政一
- 渡邊 甚吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、税務職員の職責の重大性と、その職務の遂行の極めて困難な実情に鑑み、税務職員が出張して國稅の調査、検査事務に従事するとき、従事日数一日につき、その職員が受ける本俸、暫定加給及び暫定加俸臨時増給の月合計額の二十五分の一の四割を、又滞納処分事務に従事する場合はその五割を、これら事務の執行に当り、その者の生命身体に著しい危険を及ぼす虞れがあると認められるときは、一日につき更に五十円を右の金額に加算して支給することとが出来ることとし、本年十一月一日に遡つて実施しようとするものであつて、適當な措置と認められる。

二、事件の利害得失

本法案の施行により、税務職員の徴稅事務能力の維持向上を図るとともに、稅收を確保し得る利益がある。

三、費用

本法案の施行により、税務職員

本法案の施行に要する費用は、本年度八千二百万円、平年度一億九千八百万円である。

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十二年十二月五日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に關する法律案
政府は、財務局又は税務署に在勤する官吏、嘱託員及び雇員（以下職員という。）が所轄職の長の命により出張して、国税の調査、検査若しくは滞納処分事務又はその補助事務に從事し、その事務に従事した時間が一日につき五時間を超えた場合には、当該職員に対し、その一日につき、当該職員が受ける俸給月額又は給料月額及び大蔵大臣の定める給与月額の合計額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗じて計算した金額を税務特別手当として支給することができ。

一 国税の調査若しくは検査事務又はその補助事務に従事する場合に
は、四割
二 国税の滞納処分事務又はその補助事務に従事する場合に、五割
前項の場合において、その事務の執行に當り当該職員が生命又は身体に著しい危険を及ぼす虞がある

と認められるときは、一日につき五十円を前項の規定により計算した金額に加算することができる。前項の危険の範圍その他税務特別手当の支給手続に關し必要な事項は、大蔵大臣がこれを定める。

附則
この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

【黒田英雄君登壇、拍手】
○黒田英雄君 只今上程せられました食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律案につきまして委員会を経て御報告いたします。

この法案は、食糧管理特別会計法の一部の改正と國有林野事業特別会計法の一部を改正する点と二点に相成つておるのであります。

先ず食糧管理特別会計法の一部の改正は、先に決定いたしました昭和二十二年産米及び甘藷の生産価格の引上げに伴うところの措置でありまして、即ち米及び甘藷の買上げ価格を大幅な引上げによりまして、現行の食糧証券発行の限度額二百億円では食糧買入れの円滑な操作が不可能なのであります。今同その限度額を四百億円に引上げようとするのであります。尙この機会に、食糧管理特別会計法の規定の内容を、先に制定されました財政法の規定の趣旨に適合するよう所要の改正を加えようとするのであります。

次に國有林野事業特別会計法の一部を改正することは、收支の状況を見ますのに、價格の改訂に基づきまして、人件費、物件費の増加したことによりまして、歳出の増加を必要とするのであります。その半面業務収入の増加がこれに足りない有様であるのであります。従つて当初予算に計上しました一般会計に對しまする益金の繰入れも不可能となるばかりではなく、赤字になつて来るという状況なのであります。そこでこの際差当りの措置をいたしまして、今回この會計の製品の前年度に對しまする比較増額を見返りいたしましたして、借入金又は融通証券の発行をいたしまして、新伐に要しまする経費等を支出して、この會計の運営を円滑にしよとするのであるであります。借入金及び融通証券の限度は、予算を以て國會の議決を經なければならぬことに相成つておるのであります。

この二百億円を四百億円とした算出の根拠はどうかであるかという質問に對しましては、現在の食糧の實計画から見ますと、大体二月末が食糧証券の発行の期日になると思つて、大体三百三十四億四角程にならうと思つて、あるが、併し食糧管理に對しまして、政府は二週間程度の延納を認めておるから、月間四百萬石として四十億四角程の資金が賡ることになる。そうすると三百七十四億四角となるのであります。その外に農家に早く現金を拂うといふようなことのために、多少手持が要るので、差数を切上げて四百億四角としたということであつたのであります。

國有林野事業特別会計借入金及び証券発行の限度はどれくらいであるかという質問につきましては、この會計において先程申しましたように赤字が出るが、これを單なる普通の赤字とする

ことはいかかと思つて、前年度と本年度との保有製品の價格を計算して、いわゆる手持製品の金額に相當するまで借入金をしてよろしいという趣旨である。二十一年度の製品が五億二千万円、二十二年度が八億九千二百萬円で、その差が三億七千二百萬円であるから、今回の補正予算に三億四千六百萬円の借入金限度を計上してゐるということであつたのであります。

尙食糧管理に關しまして、食糧管理のマーজন、或いは地方によつて白米で供出してゐるものがあるといふいろいろな御質問があつたのであります。これは速記録に譲ることをお許し願ひたいと思つてあります。かくて討論採決をいたしまして、全会一致を以て可決することと決定いたしましたのであります。

次に食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年年度において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に關する法律案につきまして、委員会の審議の經過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずその内容であります。今期國會で成立いたしました農業災害補償法の第十二條第一項の規定によりまして、食糧管理特別会計が、農業共済組合の組合員が支拂うことになつております。水稲の共済掛金の一部を負担することになるのであります。更に食糧の消費者に負担せしめるように、食糧の賣渡價格を定めることになつておるのであります。本年度におきましては、これを消

費者に負担させることは困難な実情になつておるのであります。それで補償法の附則の第百五十條におきまして特別の規定を設けて、消費者に負担せしめないといふことになつた。關係上、六億百十餘萬円の負担金は事実上食糧管理特別会計の負担となる筋合であるのであります。同會計の收支の現状から見まして、その負担金の財源は、これを一般会計から繰入れるの止むを得ない実情にあるのであります。そこでその旨をこの法律で規定する必要があります。これができておるのであります。これに對しましていろいろ質疑もあつたが、これも速記録に譲ることをお許しを願ひたいのであります。

かくて討論、採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものなりと決定をいたしましたのであります。

次に、財務局及び税務署に在勤する政府職員に對する税務特別手当の支給に關する法律案について申し上げます。先ず提案の理由であります。税務職員は誠に重大であります。職務の遂行は極めて困難な実情にあるのであります。即ち國稅の調査、検査又は滞納処分は、複雑な今日の經濟界にありまして、適正な調査をして課税して行くといふことは豊富な知識を要します。のみならず、金銭的誘惑は固より、身体、生命に對する危険の發生する場合も少なくない現状であるのであります。一方我が財政の現状におきましては、巨額の租稅收入を確保して、又一方百億圓を超える滞納額を整理するのは容易でないのであります。

先ずその内容であります。今期國會で成立いたしました農業災害補償法の第十二條第一項の規定によりまして、食糧管理特別会計が、農業共済組合の組合員が支拂うことになつております。水稲の共済掛金の一部を負担することになるのであります。更に食糧の消費者に負担せしめるように、食糧の賣渡價格を定めることになつておるのであります。本年度におきましては、これを消

費者に負担させることは困難な実情になつておるのであります。それで補償法の附則の第百五十條におきまして特別の規定を設けて、消費者に負担せしめないといふことになつた。關係上、六億百十餘萬円の負担金は事実上食糧管理特別会計の負担となる筋合であるのであります。同會計の收支の現状から見まして、その負担金の財源は、これを一般会計から繰入れるの止むを得ない実情にあるのであります。そこでその旨をこの法律で規定する必要があります。これができておるのであります。これに對しましていろいろ質疑もあつたが、これも速記録に譲ることをお許しを願ひたいのであります。

先ずその内容であります。今期國會で成立いたしました農業災害補償法の第十二條第一項の規定によりまして、食糧管理特別会計が、農業共済組合の組合員が支拂うことになつております。水稲の共済掛金の一部を負担することになるのであります。更に食糧の消費者に負担せしめるように、食糧の賣渡價格を定めることになつておるのであります。本年度におきましては、これを消

て、今回全国的に活潑な納税運動を推進しようとしておるのであるが、これと同時に、税務職員が官紀を振奮し、すると共に、その士氣を鼓舞し、以て適正公平な課税の徹底を期さなければならぬのであります。この際、税務職員に対して、その職務に精勵し得るよう、特別の手当を支給して、大いに事務能率の維持向上に努めたいと考えて、この法律案を提出したということであるのであります。

内容は、税務職員が出張して國税の調査、検査事務に従事したときは、その従事日数一日につきまして、その職員を受けております本俸、暫定加給、臨時加給の月額の二十五分の一、即ち日額四割を支給し、又滞納処分の場合には五割を支給する。又これらの事務を執行するに當りまして、生命又は身体に危険を及ぼす恐れがあると認められますときは、一日につきまして更に五十円を加算して支給することとして、本年十一月一日に遡つて実施せんとするのであります。又その危険の範圍とかその他特別手当の支給手續に關する必要な事項は、大藏大臣が定めることになつておるのであります。これによりまする必要な経費は、本年度は八千二百万円、平年度におきまして一億九千八百万円の見込であるのであります。本年度分は補正予算に計上されておるのであります。

これに対しても、税務官吏の平均俸給が他の官吏に比して安いということであるが、それはどういふ理由から来たのか。或いは警察官吏も同様であると思ふが問題にならないのであるか。というふうな御質問もあつたのであります。

あります。これらは速記録に譲ることをお許し願ひたいと思ふのであります。

かくて採決に入りまして、全会一致を以て政府原案通り可決されたのであります。これを以て報告を終わります。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追加して、昨日報告書を出せられた食品衛生法案、あん摩、はり、きゅう、柔道整骨等営業法案、理容師法案、榮養士法案、いづれも内閣提出、衆議院送付、以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

報告書

右各案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月六日
厚生委員長 塚本 重藏
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

姫井 伊介	小林 勝馬
藤森 眞治	草葉 陸園
中山 壽彦	谷口彌三郎
中平常太郎	河崎 ナツ
井上なつゑ	小杉 イチ
安達 良助	千田 正
米倉 龍也	服部 教一

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和二十二年法律第七十二号(日本國憲法施行の効力等に関する法律)第一條の規定によつて食品等の取締に關する命令の罰則等の規定が同年十二月三十一日限りの効力を失うので、これらの命令の規定に代えて、同様の趣旨を規定したものであつて、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の制定によつて、食品等の衛生に關する取締の継続に支障を來さない様にする事ができ

三、費用

この法律施行のためには、本年度において五二〇万円の追加を要するが、これは追加予算の中に計上されている。

食品衛生法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月六日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長松平恒雄殿

この法律で容器包装とは、食品又は添加物を容れ、又は包んでい

る物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

この法律で標示とは、食品、添加物、器具又は容器包装に明示された文字又は図形をいう。

この法律で食品衛生とは、食品、添加物、器具及び容器包装を對象とする飲食に關する衛生をいう。

この法律で營業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、加工し、調理し、貯藏し、若しくは販賣すること又は器具若しくは容器包装を製造し、若しくは販賣することをいう。但し、農業及び水産業における食品の採取業は、これ含まない。

この法律で營業者とは、營業を営む人又は法人をいう。

第三條 販賣(不特定又は多数の者に対する販賣以外の授受を含む。以下同じ)の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯藏、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

第四條 左に掲げる食品又は添加物は、これを販賣し(不特定又は多数の者に授受する販賣以外の場合を含む。以下同じ)、又は販賣の用に供するために、採取し、製造し、加工し、使用し、調理し、貯藏し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは變質し、或は未熟であるもの。但し、一般に人の健康を害する虞がなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、又は有害な物質が含まれ、又は附着しているもの。但し、人の健康を害する虞がない場合として厚生大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑があり、人の健康を害する虞があるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を害する虞があるもの。

第五條 省令を以て定める疾病にかかり、若しくはその疑があり、又はへい死した豚畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊並びに命令を以て定めるその他の物をいう。)の肉、骨、乳、臓器及び血液は、これを食品として販賣し、又は食品として販賣の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。但し、へい死した豚畜の肉、骨及び臓器であつて、当該官吏が、人の健康を害する虞がなく飲食に適すると認められたものは、この限りでない。

第六條 人の健康を害する虞のない場合として厚生大臣が定める場合を除いては、食品の添加物として用いることを目的とする化学的合成品並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販賣し、又は販賣の用に供するために、製造し、加工し、

使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第七條 厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販賣の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販賣の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販賣し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販賣してはならない。

第三章 器具及び容器包装

第八條 営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。

第九條 有害な、若しくは有害な物資が含まれ、若しくは附着して人の健康を害する虞がある器具若しくは容器包装又は食器若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を與えることにより人の健康を害する虞がある器具若しくは容器包装は、これを販賣し、販賣の用に供するために製造し、又は営業上使用してはならない。

第十條 厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販賣の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの源材料に

つき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販賣し、販賣の用に供するために製造し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

第四章 標示

第十一條 販賣の用に供する食器及び添加物並びに前條の規定により規格又は基準が定められた器具及び容器包装で、公衆衛生の見地から必要なものには、一定の標示をしなければならぬ。

前項の規定により標示を行うべき食品、添加物、器具及び容器包装並びに標示の要領に関しては、省令でこれを定める。

第十二條 食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼす虞がある虚偽の標示その他の標示は、これを行つてはならない。

第十三條 販賣の用に供する食品又は添加物につき、乳幼児用、病者用その他特別の用途に適する旨の標示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第五章 検査

第十四條 厚生大臣又は都道府県知事は、公衆衛生の見地から、販賣の用に供する食品、添加物、器具又

は容器包装の製造につき必要な検査を行うことができる。

前項の規定による製品検査を行うべき食品、添加物、器具及び容器包装、製品検査の方法、手続及び手数料その他製品検査に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十五條 前條第一項の規定による製品検査を行った場合においては、省令の定めるところにより、その製品検査に合格した食品、添加物、器具又は容器包装にその旨の標示をしなければならない。

第十六條 第十四條第一項の規定による製品検査を受けるべき食品、添加物、器具又は容器包装は、その製品検査に合格した旨の標示がなければ、これを販賣し、販賣の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

第十七條 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、当該官吏その他の場所に臨検し、販賣の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査せ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販賣の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

前項の規定により当該官吏に臨検検査又は収去をさせる場合は

において、これにその身分を示す証書を携帯せなければならない。

第十八條 國及び都道府県は、第十四條第一項の規定による製品検査及び前條第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に關する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

食品衛生検査施設に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十九條 第十七條第一項に規定する当該官吏の職務及び食品衛生に關する指導の職務を行わせるために、國及び都道府県に食品衛生監視員を置く。

食品衛生監視員は、官吏又は都道府県の職員の中から、厚生大臣又は都道府県知事が、これを命ずる。

食品衛生監視員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。食品衛生監視員を退職した後においても、同様とする。

前三項に定めるものの外、食品衛生監視員の定員及び資格その他食品衛生監視員に關し必要な事項は、省令で定める。

第六章 営業

第二十條 都道府県知事は、飲食店営業その他公衆衛生に與える影響が著しい営業であつて、厚生大臣の指定するもの(施設につき、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。都道府県知事は、前項の許可に條件を付けることができる。)

第二十一條 前條に規定する営業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前條の規定による基準に合ふと認めるときは、許可をしなければならぬ。

都道府県知事は、第一項の許可に二年を下らない有効期間その他の必要な条件を附けることができる。

第二十二條 都道府県知事は、営業者が第四條乃至第六條、第七條第二項、第九條、第十條第二項又は第十二條の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該吏員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、その他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命じ、又は前條第一項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第二十三條 都道府県知事は、営業者が第十一條第一項、第十三條若しくは第十六條の規定又は第二十一條第三項の規定による条件に違反した場合においては、同條第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第二十四條 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第二十條の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第二十一條第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第七節 食品衛生委員会
第二十五條 厚生大臣又は都道府県知事の諮問に應じ、食品衛生及び食品衛生に関する行政に関し調査審議させるため、食品衛生委員会を置く。

食品衛生委員会は、中央食品衛生委員会及び地方食品衛生委員会とし、中央食品衛生委員会は厚生省に、地方食品衛生委員会は都道府県にこれを置く。

中央食品衛生委員会は、厚生大臣、地方食品衛生委員会は、都道府県知事の監督に属する。

中央食品衛生委員会は、委員五十八人以内で、地方食品衛生委員会は、委員三十人以内でこれを組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、食品衛生委員会に臨時委員を置くことができる。

中央食品衛生委員会又は地方食品衛生委員会の委員及び臨時委員は、関係行政廳の官吏又は吏員、食品、添加物、器具又は容器包装に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府県知事が、夫、これを命ずる。

食品衛生委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。
食品衛生委員会の委員及び臨時委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けらるものとする。

委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けらるものとする。

前八項に定めるものの外、食品衛生委員会に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第八章 雜則
第二十六條 國庫は、政令の定めるところにより、左に掲げる都道府県の費用に対して、その二分の一を補助する。

一 第二十七條第一項（第二十九條第一項及び第二項）において準用する場合を含む。の規定による
二 第二十九條第一項（第二十九條第一項及び第二項）において準用する場合を含む。の規定による
食品衛生監視員の設置に要する費用

三 第二十一條第一項（第二十九條第一項）において準用する場合を含む。の規定による営業の許可に要する費用

四 第二十二條（第二十九條第一項及び第二項）において準用する場合を含む。の規定による廃棄に要する費用

五 第二十八條第一項又は第二項（第二十九條第一項）において準用する場合を含む。の規定による死体の解剖に要する費用

六 この法律の施行に關する訴訟事件に要する費用及びその結果支拂う賠償の費用

第二十七條 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑のある者を

診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに嚴密の保健所長にその旨を届け出なければならない。

第二十八條 都道府県知事は、原因調査に必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に附することができる。

前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼす虞があると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

前二項の規定は、刑事訴訟に關する規定による強制の処分を妨げない。

第一項又は第二項の規定により死体を解剖する場合においては、礼意を失わないように注意しなければならない。

第二十九條 第四條、第六條、第七條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第二十五條、第二十七條及び前條の規定は、乳幼児が接触することによりその健康を害す虞があるものとして厚生大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。

第八條乃至第十條、第十六條乃至第二十四條の規定は、営業以外の場合で寄宿舎、学校、病院等の施設において継続的又は特定又は多数

の者に食品を供與する場合に、これを準用する。

第九章 罰則
第三十條 第四條（第二十九條第一項）において準用する場合を含む。、第五條又は第六條（第二十九條第一項）において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項（第二十九條第一項）において準用する場合を含む。、第九條（第二十九條第一項）及び第二項において準用する場合を含む。、第十條第二項（第二十九條第一項）において準用する場合を含む。、第十二條（第二十九條第一項）において準用する場合を含む。、第十六條（第二十九條第一項）及び第二項において準用する場合を含む。、第十九條第三項（第二十九條第一項）及び第二項において準用する場合を含む。、第二十一條第一項（第二十九條第一項）において準用する場合を含む。、第二十二條（第二十九條第一項）において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二 第二十二條（第二十九條第一項）及び第二項において準用する場合

一 第二十二條（第二十九條第一項）及び第二項において準用する場合

二 第二十二條（第二十九條第一項）及び第二項において準用する場合

一 第二十二條（第二十九條第一項）及び第二項において準用する場合

二 第二十二條（第二十九條第一項）及び第二項において準用する場合

を含む。)の規定による基準又は第二十一條第三項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。)の規定による條件に違反した者

三 第二十二條(第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第二十四條(第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による都道府県知事の命令に従わない営業者(同項に規定する食品を供與する者を含む。)又は第二十二條、第二十三條(第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第二十四條の規定による処分を違反して営業を行つた者

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項(第二十九條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第十三條の規定に違反した者

二 第十七條第一項(第二十九條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による当該官吏更員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則 第三十四條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十五條 左に掲げる法令は、これを廃止する。
飲食物その他の物品取締に関する法律(明治三十三年法律第十五号)

飲食物その他の物品取締に関する法律及び有毒飲食物等取締令の施行に関する件(昭和二十二年厚生省令第十号)

飲食物営業取締規則(昭和二十二年厚生省令第十五号)
牛乳営業取締規則(昭和八年内務省令第三十七号)
清涼飲料水営業取締規則(明治三十三年内務省令第三十号)
氷雪営業取締規則(明治三十三年内務省令第三十七号)
人工甘味質取締規則(明治三十四年内務省令第三十一号)
メチルアルコール(木精)取締規則(明治四十五年内務省令第八号)

有害性著色料取締規則(明治三十三年内務省令第十七号)
飲食物防腐劑、漂白劑取締規則(昭和三年内務省令第二十二号)
飲食物用器具取締規則(明治三十三年内務省令第五十号)

第三十六條 この法律施行の際現に旧法に基いて発せられた命令の規

定による営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者は、当該営業が第二十一條第一項の規定により許可を必要とする営業である場合においては、これを同項の規定による許可を受けた者とみなす。

審査報告書

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十二年十二月六日

厚生委員長 塚本 重敏
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
小林 勝馬 堀井 伊介
藤森 眞治 中山 壽彦
谷口彌三郎 中平常太郎
河崎 ナツ 米倉 龍也
井上なつゑ 草葉 隆圓
小杉 イチ 安達 良助
千田 正

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、昭和二十二年法律第七十二号(日本國憲法施行の實際に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律)第一條の規定によつて、按摩術営業取締規則、鍼灸術営業取締規則、柔道整復術営業取締規則、昭和二十一年厚生省令第二十八号(按摩術営業取締規則及び鍼灸術営業取締規則の特例に関する省令)及び昭和二十二年厚生省令第十一号(医療業類似行為をなすことを業とする者

の取締に関する件)が同年十二月三十一日限りその効力を失うのでこれらの命令に代えて綜合的な法律を制定しようとするものであつて、適切な措置であると認める。
二、事件の利害得失
この法律案の施行によつて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復術等の営業の取締の継続に支障なからしめ且これを業となす者の質を向上させることによつて、國民の医療保健の上に貢献することができると認められる。
三、費用
この法律施行のためには、別に費用を要しない。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案に對する少数意見報告書
左の理由によつて本法案に反対する。
理由
一、本案第十九條第一項中の三箇月の届出期間は、短きに失するものであつて、少くとも一年としなければ、これを周知せしめることが不可能であり、届出の期限を遅れるものが多いと考えられる。
二、本案第十二條及び第十九條第一項に規定している医療業類似行為の中には、医学的に有効な治療方法として立証され得るものも多く、従つてこれらを八年の期限を附して禁止するが如き措置は、妥當でない。
昭和二十二年十二月七日
厚生委員会 服部 敦一
小教意見者 服部 敦一
参議院議長松平恒雄殿

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十二年十二月六日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法案
第一條 医師以外の者で、あん摩(マッサージ)を含む。以下同じ。はり、きゆう又は柔道整復を業としようとする者は、夫、あん摩師免許、はり師免許、きゆう師免許又は柔道整復師免許(以下免許といふ)を受けなければならない。
第二條 免許は、公に認定された学校又は養成施設を卒業した者であつて、都道府県知事の行方試験に合格した者に対して、都道府県知事が、これを與える。
前項の学校又は養成施設に入學し、又は入所することができる者は、学校教育法第四十七條に規定する者とする。
第一項の学校又は養成施設における教科目中には、解剖学、生理学、病理学及び衛生学を含むものとし、その修業年数は、あん摩については、二年以上、はり、きゆう及び柔道整復については、四年以上とする。

一四二

第三條 左の各号の一に該当する者

一 精神病にかかつている者

二 傳染性の疾病にかかつている者であつて、第一條に規定する業務を行うに適しない者

三 第一條に規定する業務に關し犯罪又は不正の行爲があつた者であつて、第一條に規定する業務を行うに適しない者

四 業行が著しく不良である者であつて、第一條に規定する業務を行うに適しない者

第五條 あん摩師及び柔道整復師は、医師の同意を得た場合の外、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。但し、柔道整復師が、應急手当をする場合は、この限りでない。

第六條 はり師は、はりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならぬ。

第七條 あん摩業、はり業、きゆう業又は柔道整復業に關しては、何人も、その技能、施術方法又は経歴に關する廣告をしてはならない。

第八條 都道府縣知事は、衛生上害を生ずる虞があると認めるときは、技術者に対し、その業務に關して必要な指示をすることができ

る。

醫師の団体は、前項の指示に關して、都道府縣知事に、意見を述べることができ

る。

第九條 施術者が、第三條各号の一に掲げる者に該当するときは、都道府縣知事は、期間を定めてその業務を停止し、又はその免許を取

り消す。

第十條 都道府縣知事は、施術者から必要な報告を提出させ、又は当該吏員にその施術所に臨検し、その清潔保持若しくは規格に關して検査をさせることができる。

前項の規定によつて臨検検査をする当該吏員は、その身分を示す証票を携帯しなければならぬ。

第十一條 この法律に規定するもの外、免許、試験科目、受験手続その他試験に關する事項及び施術所の清潔保持又は規格に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

都道府縣知事は、施術所が前項の規定に基き省令に違反し、又は衛生上有害であると認めるときは、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改造を命ずることが

できる。

第十二條 何人も、第一條に掲げるものを除く外、医業類似行爲を業としてはならない。

第十三條 厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じて、第二條第一項に規定する学校若しくは養成施設の認定及び試験、第八條第一項に規定する指示又は第十一條第二項に規定する処分に關する重要事項を

調査審議させるために、厚生省及び都道府縣に、施術者、医師及び学識経験のある者の中から命ぜられた者で組織されるあん摩、はり、きゆう、柔道整復業諮問委員会を置く。

委員会は、厚生大臣又は都道府縣知事に協力しなければならぬ。

委員会は、会長一人及び委員十

二人以内でこれを組織し、会長及び委員は、厚生大臣又は都道府縣知事によつて命ぜられ、且つ、無報酬とする。

前三項に定めものの外、委員会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第一條の規定に違反して、あん摩、はり、きゆう又は柔道整復を業とした者

二 第五條乃至第七條若しくは第十二條の規定又は第八條第一項の規定による指示に違反した者

三 第九條の規定による業務停止中の施術者であつて、その業務をした者

四 第十條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第十一條第一項の規定に基いて発せられた免許若しくは施術所の清潔保持若しくは規格に關する省令又は同條第二項の規定による処分を違反した者

第十五條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十六條 明治四十四年内務省令第十号按摩師營業取締規則、明治四十四年内務省令第十一号鍼灸師營業取締規則、昭和二十一年厚生省令第四十七号柔道整復師營業取締規則又は昭和二十一年厚生省令第二十八号按摩師營業取締規則、鍼灸師營業取締規則及び柔道整復師營業取締規則の特例に關する省令)によつてした營業の免許又は停止の処分は、夫、この法律の相當規定によつてしたもののみならず。

第十七條 都道府縣知事は、前條に掲げる省令の規定によつて免許鑑札を受ける資格のある者であつて、やむを得ない理由により、この法律施行の日まで免許を受けることができなかった者に対しては、第二條の規定にかかわらず、なお、昭和二十三年六月三十日まで、夫、その免許を與えることができる。

第十八條 都道府縣知事は、内地以外の地で、その地の法令によつて、あん摩術、はり術、きゆう術又は柔道整復師の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十年八月十五日以後に内地に引き揚げた者に対して、第二條の規定にかかわらず、なお、昭和二十三年十二月三十一日まで、その履歴を審査して、夫、その免許を與えることができる。

第十九條 この法律公布の際、引き続き三箇月以上に、第一條に掲げるものを除く外、医業類似行爲を業としていた者であつて、この法律施行の日から三箇月以内に、省令の定める事項につき都道府縣知事に届け出た者は、第十二條の規定にかかわらず、なお、昭和三十年十二月三十一日まで、は、当該医業類似行爲を業とすることができる。

第四條、第七條、第八條、第十條及び第十一條の規定は、前項に規定する者に、これを准用する。

都道府縣知事は、衛生上特に害があると認めるとき、又は第一項に規定する者が第三條各号の一に掲げる者に該当するときは、期間を定めてその業務を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止することができる。

第二十條 第十三條に規定する委員会は、厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じて、前條第三項に規定する業務の禁止に關する重要事項を調査審議することができる。

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十九條第二項において准用する第七條の規定又は第十九條第二項において准用する第八條第一項の規定による指示に違反した者

二 第十九條第三項の規定による業務停止中の者又は同項の規定による禁止処分を受けた者であつて、その業務をした者

三 第十九條第二項において准用する第十條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十九條第二項において准用する第十一條第一項の規定に基づいて発せられた施術所の清潔保持若しくは規格に関する省令又は同條第二項の規定による処分を違反した者

審査報告書

理容師法案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月六日
厚生委員長 塚本 重蔵
衆議院議長 松平恒雄殿
多数意見者署名
姫井 伊介 小林 勝馬
藤森 眞治 草葉 隆圓
中山 謙彦 谷口彌三郎
中平常太郎 河崎 ナツ
米倉 純也 小杉 イチ
安達 良助 千田 正
井上なつゑ 服部 教一

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、理髪及び美容が衛生上支障なく行われることを主たる目的として警察命令を以て理髪取締規則を設けているのを新憲法の施行によつて警察命令が失効するので今回公衆衛生の発達と文

化の向上を図るため単独法として立案したものであつて、多年の業界の宿望にもあつており適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
この法律の制定が社会的に及ぼすものは日本の文化國家建設を國民全般の宿望としているときに鑑み、現在の如き衛生的に或る程度下級なるものも本法律に於て保健衛生を義務づけたこと、理容師の資質の向上を図る爲養成所を設け且つその爲に資格免許を養成所卒業者及び開業者に対し試験制度を設け、よりよき技術を以て民衆に寄與することが出来る。
三、費用
この法律施行に伴い、第五條の規定によつて國庫に納入される登録手数料は約五千万円の予定であり、この内約五%を國庫補助として各都道府縣に配布し本法施行の経費に充つる予定である。

理容師法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十二年十二月六日
衆議院議長 松岡 豹吉
衆議院議長 松平恒雄殿

理容師法案

第一條 この法律で理容とは、理髪及び美容をいう。
この法律で理髪とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整へることをいう。
この法律で美容とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること

をいう。
この法律で理容師とは、理髪師及び理容師をいう。
この法律で理髪師とは、理髪を業とするものをいい、美容師とは、美容を業とするものをいう。
この法律で理容所とは、理髪師及び理容師をいう。
この法律で、理容所とは、理髪師の業を行うために設けられた施設をいい、美容所とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

第二條 左に掲げる者は、都道府縣知事の免許を受けて、理髪師になることができる。
一 学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した理髪師養成施設において一年以上理髪師たるに必要な知識及び技能を修得した者。
二 学校教育法第四十七條に規定する者で、理髪師たるに必要な知識及び技能に関して都道府縣知事が行う理髪師試験に合格した者。

第三條 左に掲げる者は、都道府縣知事の免許を受けて、美容師になることができる。
一 学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な知識及び技能を修得した者。

第四條 都道府縣知事は、前二條に規定する理髪師試験及び美容師試験を夫々毎年一回以上行わなければならない。
この法律に定めるものの外、理髪師試験及び美容師試験に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第五條 都道府縣に理容師名簿を備へ、理容師及び美容師の免許に關する事項を登録する。
前項の登録については、手数料として三百円を國庫に納めなければならない。
前二項に定めるものの外、理容師の免許及び登録に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第六條 理髪師の免許を受けた者でなければ、理髪を業としてはならない。
美容師の免許を受けた者でなければ、美容を業としてはならない。

第七條 理容師の免許は、精神病患者又はてんかんにかかつている者は、これを與えない。
第八條 理容師は、理容の業を行うときは、左に掲げる措置を講じなければならない。
一 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
二 皮ふに接する布片は、客一人ごとにこれを取りかえ、皮ふに

接する器具は、客一人ごとにこれを消毒すること。
三 その他都道府縣知事が定める衛生上必要な措置
第九條 理容師は、毎年二回以上結核、トモホーム、皮ふ疾患等の疾病の有無につき行政廳の行方健康診断を受けなければならない。
第十條 都道府縣知事は、理容師が第七條に規定する者に該当するとき、又は第八條若しくは前條の規定に違反したときは、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務を停止することができる。
第十一條 理容所を開設しようとする者は、省令の定める様式により、理容所の位置、設備等を都道府縣知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は理容所を廃止した場合も、同様とする。

第十二條 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。
一 常に清潔に保つこと。
二 消毒設備を設けること。
三 採光、照明及び換氣を充分にすること。
四 その他都道府縣知事が定める衛生上必要な措置
第十三條 都道府縣知事は、必要があるとき認めるときは、当該理容所に立入、第八條又は前條の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。
前項の規定により当該理容所に立入臨検検査をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を

第十四條 都道府縣知事は、理容所の開設者が第十四條の規定に違反したときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。

第十五條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。
一 第六條の規定に違反した者
二 第十條の規定による業務の停止処分を違反した者
三 第十一條の規定による届出をしない者

第十六條 第十三條第一項の規定による当該吏員の検査を拒み妨げ、又は忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。
第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十五條第三号若しくは第四号又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

第十八條 この法律は、昭和二十三年一月一日からこれを施行する。
第十九條 この法律施行の際現に都道府縣知事の免許、許可その他の処分を受けている者は、これを第二條又は第三條の規定による理髪師又は理容師の免許を受けた者とみなす。

この法律施行の際現に都道府縣知事の免許、許可その他の処分を受けていないで美容を業としてゐる者は、第六條第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算期間を限り、その業務を継続することができる。

審査報告書
榮養士法案
右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月六日
厚生委員長 堀本 重蔵
参議院議長 松平恒雄殿
多数意見者署名
堀井 伊介 小林 勝馬
藤森 眞治 草葉 隆圓
中山 隆彦 谷口彌三郎
中平常太郎 河崎 ナツ
米倉 龍也 小杉 イチ
安達 良助 千田 正
井上なつゑ 服部 敦一

事件の利害得失
この法律の制定によつて、榮養士制度が確立され、榮養指導が榮養科学に立脚して徹底的に行われ、國民一般の榮養知識が向上し、健康で文化的生活の確保に資することができる。

費用
この法律施行に要する費用は、約二十九万二千円が昭和三十二年度予算に必要とされる。

榮養士法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和三十二年十二月六日
参議院議長 松岡 駒吉
榮養士法案
第一條 この法律で榮養士とは、榮養士の名称を用いて榮養の指導に従事することを業とする者をいふ。

第二條 左に掲げる者は、都道府縣知事の免許を受けて榮養士となることができる。
一 厚生大臣の指定した榮養士の養成施設において一年以上榮養士たるに必要な知識及び技能を修得した者
二 厚生大臣の行う榮養士試験に合格した者

前項第一号に規定する榮養士の養成施設に入所することができる者は、学校教育法第五十六條に規定する者とする。

第一項第一号に規定する榮養士試験を受けることができる者は、学校教育法第五十六條に規定する者であつて、一年以上榮養士の実務を見習をした者とする。

第一項第二号に規定する榮養士試験は、榮養士たるに必要な知識及び技能についてこれを行ふ。

第三條 左の各号の一に該当する者に対しては、榮養士の免許を與えない。
一 精神病にかかつてゐる者
二 傳染性の疾病にかかつてゐる者であつて、第一條に規定する業務を行ふに不適しない者
三 第一條に規定する業務に関し犯罪又は不正の行爲があつた者であつて、同條に規定する業務を行ふに不適しない者

第四條 業行が著しく不良である者であつて、第一條に規定する業務を行ふに不適しない者
第五條 榮養士の免許は、榮養士免許証を交付してこれを行ふ。

第六條 榮養士が第三條各号の一に該当するに至つたときは、都道府縣知事は、当該榮養士に対する免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めて榮養士の名称の使用を停止することができる。

第七條 榮養士でなければ、榮養士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第八條 この法律に定めるものの外、榮養士の免許、免許証及び試験に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第九條 この法律は、昭和二十三年一月一日からこれを施行する。
第十條 榮養士規則(昭和二十年厚生省令第十四号)は、これを廃止する。

第十一條 この法律施行前昭和二十年厚生省令第十四号榮養士規則の規定によりした処分その他の行爲は、これをこの法律又はこの法律に於いて発する命令の相当規定によりした処分その他の行爲とみなす。

第十二條 中等学校令による中等学校を卒業し、又はこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めたる者は第二條第二項の規定にかかわらず、当分の間同條第一項第一号に規定する榮養士の養成施設に入所することができる。

中等学校令による中等学校を卒業し、又はこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めたる者は、第二條第三項の見習をした者は、第二條第三項の規定にかかわらず、当分の間同條第一項第二号に規定する榮養士試験を受けることができる。

〔坂本重蔵君登壇、拍手〕
○坂本重蔵君 只今議題となりました

昭和三十二年十二月八日
参議院會議第六十四号
食糧衛生法案外三件

官報号外 昭和二十二年十二月八日
参議院會議第六十四号
食糧衛生法案外三件

食品衛生法案、理容師法案、栄養士法案、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

最初に食品衛生法案につき御報告申し上げます。十二月四日、予備審査の委員会において、一松厚生大臣より提案の理由及び内容について説明を聴取いたしました。それによりますと、本案は明治三十三年法律第十五号飲食物その他の物品取締に関する法律に基き、飲食関係の十種の取締規則の内容を総合的に統一整備したものであつて、それらの條項は、昭和二十二年法律第七十二号の規定によりまして、本年十二月三十一日限りその効力を失ふこととなるので、本案を提出したのである旨の説明がありました。

その主なものは、二、三を申し上げます。先ず一委員より、かかる取締法規を制定し、取締りを実施する必要があるのは言を俟たないが、それと共に、衛生思想の普及徹底を図る必要があると懸念する。政府はかかる衛生思想の啓蒙普及並びに警察行政が改革後の取締りの主体をどこに置くかとの質問に対し、政府委員より、それは地方においては保健所を中核とし、都道府県及び中央と一体となつて衛生思想の普及徹底に努力するとの答弁がありました。更に食品衛生検査規定があるが、地方における食品衛生検査の施設は未だ極めて不十分であるが、これが整備拡充について具体的な方策ありやとの質問に対し、政府委員より、全くお説の通りであり、当局としても財政当局と折衝の結

果、すでに戦災等による施設の復旧に關しては了解を得、可及的速かにその復旧に努力すると共に、一般的に地方の検査施設を整備することに努める旨の答弁がありました。その他二三の質疑應答があつて質疑を打切つたのであります。

理容師法案については、先ず金光政務次官より、從來理容業は府縣令によつて免許、取締り等が行われていたが、これらは法律で決定すべきものであつて、たゞ、本年一ぱいでこれらの地方命令が失効することとなつたのを機会に、理容師の免許、衛生上の措置等を内容として立案したとの提案説明がありました。次いで三木政府委員より、本法案について特に考慮を拂つたことは、理容、理髪の設定を明らかにしたこと、一定の資格を與えて業界の発展を促したこと、養成施設において技能を修得せしめ、都道府県知事の行う試験に合格せしむること等により理容師の衛生知識の向上を図つたこと、理容師の登録制を取つたこと、衛生上の措置の徹底を図つたこと、衛生上の逐條の説明がありました。次いで質疑に入り理容師の名称、衛生上の諸問題、その他教点の質疑應答があつて質疑を終了いたしましたのであります。

最後にあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法案に関する審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本法案に關しても、十二月四日において予備審査を行い、六日衆議院で可決せられまして本院に送付になりました。直ちに本審査に付し、昨夜遅くまで慎重審議を行いました。最初に一松厚生大臣より次のごとき提案理由並びに内容の説明がありました。それによりますと、あん摩、はり、きゆう、柔道整復及び医療類似行為に関する現行の法規である各營業取締規則は、いづれも昭和二十二年法律第七十二号即ち日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の規定によつて本年十二月末日限りその効力を失ひますので、右省令に代えてあん摩、はり、きゆう、柔道整復等の營業に関する法律を制定する必要があるとの法案を提出したとの説明がありました。その法案の内容は、

第一に、これらの施設を業として行おうとする者は、必ず都道府県知事の免許を受けなければならぬこととし、その免許は、公認の学校又は養成施設を卒業した上、都道府県知事の行う試験に合格した者でなければ與えられないことになつております。これは若くも人体の疾病、健康に関する業務が、

一定の學術技能を修めた者でなければこれを行使し得ないとするが、保健衛生上絶対に必要であるからであり、從來とも同様の免許制度を採つて参つたのであります。この際免許を受ける資格の程度を従来よりも相当引上げまして、これらの者の素質の向上を図ることにいたしましたのであります。

第二に、免許は、一定の欠格條件に該當する者に対しては、これを與えないことになつております。即ち精神病に罹つてゐる者には免許を與えないこととし、又傳染病疾患に罹つておる者、若しくは業務に關し犯罪若しくは不正の行爲があつた者等であつて、業務を行うことに適しない者に対しては、同様に免許を與えないこととしております。直接間接に施設の内容及びこれらの者の素質の向上を図ることにいたしておるのであります。

第三に、業務に関する規定といたしまして、これらの者は、外科手術、藥品の投與、指示等の行爲をしてはならないことを規定いたしました。又あん摩師及び柔道整復師については、一定の業務上の制限を附してあります。又業務に關する廣告についても一定の制限が附してあります。尚都道府県知事は、衛生上の必要に基き、業務に關する必要な指示をなし、又は施術者から必要な報告を提出させ、その他当該吏員に施設の検査をさせる等の処置をなし得ることとし、その業務の監督指導に遺憾なきを期しておるのであります。

第四に、あん摩、はり、きゆう等と異なり、從來中央の法令においては、それ自体として正式に取上げられることなく、或いは國民医療法により取締、或いは都道府縣会に基き、届出制度等により適宜取締りを行つておりました。いわゆる医療類似行為乃至療術行爲は、医療衛生上種々の弊害を考へられますのみならず、存続の根拠も乏しいと考へられますので、今後新規には一切認めざることとし、これを業として行ふことはできないこととしたのであります。

第五に、関係業者、医師、學識経験者から成る諮問委員会を中央、地方に設けまして、学校及び養成施設の認定、その他業務上の指導監督につきまして、これを民主的に運営し、その適切妥當を期するために、重要な事項を調査、審議させることにいたしましたのであります。

以上が本法案の骨子であります。尚從來これらの業務を行なつておりました者の既得権とでも申すべきものを保護するための経過処置といたしまして、從來の規定によつて免許を得た者については、そのままこれを認め、又免許を得る資格があつた者、又は外地においてこれらの業務を行なつておつた者で内地に引揚げた者等の免許に對しましては、それら一定の例外的な処置をなすこととしております。

尚從來一定期間以上いゝゆる医療類似行為を業としていた者であつて、本法施行後必要届出をした者は、本法施行後昭和三十年末日までの業務を行ひ得ることとし、これに對しては業務及び廣告の制限並びに衛生上の指示、検査等の監督、指導その他業務の停止、禁止等の処置をなし得ることに

いたしておるのであります。

次で二日間に亘つて質疑を続行いたしました。今その内主なるものを申し上げます。今その内主なるものを申し上げます。今その内主なるものを申し上げます。

以上、質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上、質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上、質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上、質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

在学中の者及び来春卒業する旨生との処遇について、いかようにするかという間に對しまして、政府は、これらの者については政治的に解決するところの用意がある旨を明らかにせられました。

以上の質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上の質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上の質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上の質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

の発表がやはりありまして、その趣旨に副う旨が答えられました。

かくて討論を終結いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上、質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上、質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上、質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

以上、質疑の要領が述べられた後、質疑を終了いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。以上申し上げました四案を一括いたしました。

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号)、昭和二十二年特別会計予算補正(特第五号)可決報告書

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号)

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号)

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号)

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号)

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号)

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号)

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号)

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号)

昭和二十二年一般会計予算補正(第十号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号) 昭和三十二年特別会計予算補正(特第五号)

昭和二十二年十二月六日

参議院議長 松岡 駒吉
衆議院議長 松平 恒雄

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました昭和二十二年度一般會計予算補正(第十号)及び昭和二十二年特別会計予算補正(特第五号)案の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

さて本案は政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案に伴う必要なる経費につきまして、予算の補正をなさんとするものであります。

先ず一般會計について申し上げますと、その歳出においては、政府職員に対して特別の一時手当を支給するに必要なる経費として、一般政府職員に対する分五億九千四百六十六万四、義務教育並びに地方警察職員等に対する分四億五千五百萬圓、鉄道及び通信事業その他特別会計への繰入れ分十八億五千九百三十五萬五千圓、合計二十九億九千九百一十五萬圓を必要といたしますが、既定人件費の節約額三億九千八百七十三萬圓、予備費十億圓を修正減少いたしました、差引十五億一千二十八萬五千圓の増加と相成るのであります。これが財源といたしましては、所得税増収が見込額七億三千六百萬圓、公共團體工事費納付金並びに分担金、電力超過加算料金、その他による雑収入等の受入七億六千五百二十萬七千圓、前年度剰余金受入九百七十八萬八千圓、以上合計十五億一千二十八萬五千圓を充当するものであります。

次に特別会計について申し上げますと、歳出においては、各種特別会計の政府職員に対し一時手当支給に必要なる経費十九億七千三百八十一萬五千圓、一時手当支給の財源として他会計への繰入等三億六千五百八十三萬八千圓、合計二十三億三千八百六十五萬三千圓を必要といたしますが、既定予算の予備費等一億六千四百四十五萬四千圓を修正減少いたしました、差引二十一億七千四百十九萬九千圓の増加と相成るのであります。これが財源といたしましては、各特別会計の経理の現況に鑑み、主として一般會計よりの受入金によるの外、鉄道及び通信事業特別会計においては建設勘定所屬職員の一時事手当支給に必要な経費の財源として公債金収入一億二千三百四十五萬五千圓を充当するものであります。

本案審議の経過を申し上げますれば、去る十二月六日政府より提案理由の説明あり、一二委員より簡單なる質疑がありたる後、討論に入り、本七日採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。ここに御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて両予算案は全会一致を以て可決せられました。本日はこれにて延会いたしますと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。明日は午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十一分散会
出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

- | | | |
|----|--------|---------|
| 議員 | 板野 勝次君 | 細川 嘉六君 |
| | 阿竹齋次郎君 | 關井 淳一郎君 |
| | 藤田 芳雄君 | 兼岩 傳一郎君 |
| | 千田 正君 | 佐々木良作君 |
| | 岩間 正男君 | 九鬼紋十郎君 |
| | 玉置吉之丞君 | 田村 文吉君 |
| | 小林米三郎君 | 宿谷 榮一郎君 |
| | 岡本 愛祐君 | 安部 定君 |
| | 高田 寛君 | 中川 以良君 |
| | 小野 哲君 | 小川 久義君 |
| | 鈴木 直人君 | 山崎 恒君 |
| | 楠見 義男君 | 帆足 計君 |
| | 藤井 丙午君 | 西郷吉之助君 |
| | 三好 始君 | 加賀 操君 |
| | 服部 教一君 | 伊達源一郎君 |
| | 來馬 琢道君 | 松村眞一郎君 |
| | 姫井 伊介君 | 伊藤 保平君 |
| | 寺尾 博君 | 飯田精太郎君 |
| | 小杉 イ子君 | 川上 嘉市君 |
| | 藤野 繁雄君 | 米倉 龍也君 |
| | 赤木 正雄君 | 柏木 康治君 |
| | 藤田眞六郎君 | 早川 慎一君 |
| | 三島 通陽君 | 矢野 西雄君 |
| | 徳川 宗敏君 | 下條 康麿君 |
| | 東浦 庄治君 | 竹下 豊次君 |

- | | |
|---------|---------|
| 野井 藤平君 | 木下 辰雄君 |
| 高橋龍太郎君 | 佐藤 尚武君 |
| 山本 勇造君 | 野田 俊作君 |
| 梅原 眞隆君 | 村上 義一君 |
| 中村 正雄君 | カニエ邦彦君 |
| 千葉 信君 | 大野 幸一君 |
| 内村 清次君 | 中平常太郎君 |
| 木村禎八郎君 | 下條 恭兵君 |
| 梅津 錦一郎君 | 堀 眞榮君 |
| 丹羽 五郎君 | 河崎 ナツ君 |
| 金子 洋文君 | 岡村文四郎君 |
| 佐伯卯四郎君 | 木下 源吾君 |
| 門田 定藏君 | 堀内 到君 |
| 宇部宮 登君 | 井上なつゑ君 |
| 石川 準吉君 | 原 虎一君 |
| 羽生 三七君 | 椎井 康雄君 |
| 岡元 義人君 | 河野 正夫君 |
| 新谷寅三郎君 | 鳥 清君 |
| 島田 千壽君 | 太田 敏見君 |
| 結城 安次君 | 伊藤 修君 |
| 吉川末次郎君 | 天田 勝正君 |
| 田中 信義君 | 谷口彌三郎君 |
| 植竹 春彦君 | 油井賢太郎君 |
| 小畑 哲夫君 | 平野善治郎君 |
| 入交 太藏君 | 安達 良助君 |
| 小杉 繁安君 | 小林 勝馬君 |
| 深川タマエ君 | 高良 とみ君 |
| 原口忠次郎君 | 竹中 七郎君 |
| 藤森 眞治君 | 深川榮左エ門君 |
| 星 一君 | 水橋 藤作君 |
| 三木 治朗君 | 田中 利勝君 |
| 伊東 隆治君 | 村尾 重雄君 |
| 鈴木 清一君 | 岩崎正三郎君 |
| 齋 武雄君 | 岩木 哲夫君 |
| 佐々木鹿藏君 | 鬼丸 義麿君 |
| 稻垣平太郎君 | 岡田 宗司君 |

- | | |
|-----------------|---------|
| 森下 政一君 | 小泉 秀吉君 |
| 塚本 重藏君 | 林屋勉次郎君 |
| 中井 光次君 | 木内 四郎君 |
| 櫻内 辰郎君 | 北村 一男君 |
| 加藤常太郎君 | 川村 松助君 |
| 堀 末治君 | 西川甚五郎君 |
| 奥 圭一郎君 | 鈴木 安孝君 |
| 大野 晋三君 | 山田 佐一君 |
| 黒田 英雄君 | 寺尾 豊君 |
| 草葉 隆國君 | 遠山 丙市君 |
| 小林 英三君 | 板谷 順助君 |
| 松野 喜内君 | 玉屋 喜章君 |
| 松嶋 喜作君 | 一松 政二君 |
| 大隈 憲二君 | 深水 六郎君 |
| 平岡 市三君 | 尾形六郎兵衛君 |
| 境野 清雄君 | 小野 光洋君 |
| 園 伊能君 | 中川 幸平君 |
| 重宗 雄三君 | 西山 亀七君 |
| 木村三郎君 | 橋本萬右衛門君 |
| 池田七郎兵衛君 | 佐藤 長詮君 |
| 小串 清一君 | 水久保甚作君 |
| 國務大臣 | |
| 大藏大臣 | 栗栖 起夫君 |
| 司法大臣 | 鈴木 義男君 |
| 厚生大臣 | 一松 定吉君 |
| 運輸大臣 | 北村徳太郎君 |
| 内務政務次官 | 長野 長腹君 |
| 内務事務官 | 林 敬三君 |
| (地方局長) | |
| 内務事務官 | 久山 秀雄君 |
| (警保局長) | |
| 大藏事務官(主計局第一部長) | 東條 猛彦君 |
| 大藏事務官(主計局第二部長) | 河野 通一君 |
| 司法次官 | 佐藤 藤佐君 |
| 司法事務官(官房臨時企画部長) | 岡咲 怒一君 |

厚生政務次官	金光 義邦君
厚生技官(公 衆保險局長)	三木 行治君
農林政務次官	井上 良次君
運輸政務次官	田中源三郎君
海陸事務官(鐵道 總局職員局長)	牛島 辰彌君

定價 一部 一四四十錢

發行所

東京都新宿區市ヶ谷本町
電話九段五三一〇
印刷局